



残留日本人二世等の生活と社会意識に関する研究

孔, 風蘭

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2015-09-25

(Date of Publication)

2019-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6502号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006502>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

残留日本人二世等の生活と社会意識に関する研究

平成27年7月

神戸大学大学院人間発達環境学研究科
孔風蘭

目次

序章 研究課題と方法	1
第1節 本研究の課題.....	1
第2節 先行研究の検討	3
第1項 永住帰国以前・中国での生活実態に関する研究	3
第2項 永住帰国以降・日本での生活実態に関する研究	4
第3項 二世等の社会関係に関する先行研究.....	7
第4項 アイデンティティに関する先行研究.....	8
第1章 残留日本人二世等の中国における生活史・誌.....	11
第1節 基本属性と中国での生活史.....	11
第1項 基本属性と階層形成.....	11
(1) 【年長者】－46歳以上.....	11
(2) 【年少者】－45歳以下.....	16
第2項 家族形成と生活	17
(1) 【年長者】－46歳以上.....	18
(2) 【年少者】－45歳以下.....	20
第2節 中国で受けた差別・迫害	21

第1項	幼少時.....	21
第2項	就学・成人期.....	23
第3節	永住帰国の経過と動機.....	26
第1項	日本政府の政策.....	26
第2項	永住帰国の経過.....	30
	(1) 【年長者】.....	30
	(2) 【年少者】.....	31
第3項	永住帰国の動機.....	32
	(1) 【年長者】.....	32
	(2) 【年少者】.....	36
第4節	小括.....	37
第1項	基本層性と生活史.....	37
第2項	中国で受けた差別・迫害.....	39
第3項	永住帰国の経過と動機.....	39
第4項	考察.....	40
第2章	残留日本人二世等の日本における生活史・誌.....	43
第1節	定着促進センターと居住環境.....	43
第1項	【国費帰国者】.....	43
第2項	【私費帰国者】.....	46

第2節 言葉の壁と学校教育.....	47
第1項 日本語教育	48
(1) 【国費帰国者】	48
(2) 【私費帰国者】	49
第2項 日本語能力	53
(1) 【国費帰国者】	53
(2) 【私費帰国者】	54
第3項 学校教育	55
(1) 【国費帰国者】	55
(2) 【私費帰国者】	57
第3節 就労状況と労働条件.....	58
第1項 職業斡旋.....	59
第2項 職歴	61
第3項 労働状況と労働条件.....	65
第4節 経済基盤と生活保護.....	70
第1項 【国費帰国者】	70
第2項 【私費帰国者】	71
(1) 【私費帰国・高齢層】	71
(2) 【私費帰国（中年層・若年層）】	74

第5節 小括.....	76
第1項 基本属性と居住.....	77
第2項 教育と日本語.....	77
第3項 職業.....	79
第4項 家計状況.....	80
第5項 考察.....	81
第3章 残留日本人二世等の家族・社会関係.....	82
第1節 家族構成と結婚.....	82
第2節 子供の生活と諸問題.....	86
第1項 【国費帰国者】と【私費帰国（中年層・若年層）】.....	86
第2項 【私費帰国・高齢層】.....	91
第3節 その他の家族・親族.....	96
第1項 日本の家族・親族.....	96
第2項 中国の親戚.....	98
第4節 社会諸関係の構造.....	100
第5節 小括.....	108
第1項 家族構成と結婚.....	108
第2項 子供の生活と諸問題.....	108
第3項 その他の家族・親族.....	109

第4項	社会諸関係の構造	110
第5項	考察	110
第4章	残留日本人二世等の社会意識.....	112
第1節	アイデンティティ	112
第1項	国籍	112
第2項	民族的自己定義.....	115
第3項	定住地志向	116
第2節	日本と中国はどんな国か	119
第1項	日本に対するイメージ.....	120
第2項	中国に対するイメージ.....	125
第3節	日本政府の政策	128
第4節	小括.....	132
第1項	アイデンティティ	132
第2項	日本と中国はどんな国か	133
第3項	日本政府の政策	135
第4項	考察	135
終章	中国残留日本人二世等の生活と社会意識.....	137
第1節	中国における生活と日本帰国の動機.....	137

第2節 日本における生活実態.....	139
第3節 家族・社会関係.....	141
第4節 社会意識.....	142
第5節 来日前と来日後／連続性と断絶性.....	145
第6節 二世等の生活を支える主体性・協働性と公的支援.....	146
参考文献・資料.....	148
謝 辞.....	151

序章 研究課題と方法

第1節 本研究の課題

本論文の課題は、現在、日本で生活している残留日本人の二世等の生活と社会意識の実態を明らかにし、その社会的意義を考察することにある。

残留日本人とは、第二次世界大戦中に中国に移住し、日本敗戦時の混乱の中で、戦後も中国に残留せざるをえなかった日本人を指す。日本敗戦時、13歳未満だった人を残留孤児、13歳以上だった人を残留婦人と呼ぶ。残留日本人の多くは、戦後、中国で中国人と結婚し、子供・孫を生み育ててきた。そして1972年の日中国交正常化以降、家族とともに日本に永住帰国してきた。

本論文は、こうした残留日本人の家族として日本に永住帰国してきた子供（二世）・孫（三世）やその配偶者を、主な研究対象とする。彼らは、残留日本人（一世）とは明らかに異なる多くの特徴をもっている。また二世・三世と同様、それらの配偶者も残留日本人との関係で来日し、来日後は二世・三世と同様の生活を送ってきている。もとより二世と三世、そしてそれぞれの配偶者では多様な違いもあるが、同時に共通性も多く見られる。しかし現在、一世と区別して、二世・三世やその配偶者を包括的する概念は未だ確立されていない。たとえば「中国帰国者」という概念には、日本に永住帰国した一世・二世・三世とそれらの配偶者が一括されて含まれている。そこで本論文では便宜上、一世やその配偶者と区別し、二世・三世やその配偶者を、残留日本人二世等と表記する。

日本に帰ってきた残留日本人の二世等は10万人以上いると推計されている¹。厚生労働省の調査²によれば、1987年に残留孤児を中心とする帰国の第一のピークがあり、1995年には二世とその家族を中心とした第二のピークがあった。また、2015年7月現在、国交正常化以降国費により永住帰国した残留邦人の数は6,706人、同伴家族を含めた人数は20,879人とされている。しかし、これらはあくまで帰国旅費を国費で支給した世帯・人数であり、私費で呼び寄せられた世帯・人数は含んでいない。また厚生労働省社会・援護局の調査³によれば、国費による同伴帰国の割合は25.6%にすぎず、大半は私費（自費）による同伴帰国（6.6%）と呼び寄せ家族（62.6%）である。ただしこれらは二世等に限定した数値ではなく、一世の配偶者も含んだものである。二世等に限定した統計的把握は存在しない。私費・呼び寄せ家族の人数は、どの行政機関も把握せず、不明というしかないのである。ただし実際の

¹ 蘭（2000）13頁。

² 中国帰国者支援・交流センター関連情報

http://www.sien-center.or.jp/about/ministry/reference_02.html

³ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kikokusya/01/>

二世等では、国費・同伴帰国者より、私費・呼び寄せ帰国者の方が圧倒的に多く、おそらく数倍にのぼると推定される。

なお本論でいう国費・私費とは、いわゆる国費留学生・私費留学生等とはまったく異なり、残留日本人・帰国者に固有の区別である。残留日本人やその家族が日本に帰国する際、一定の基準でその帰国旅費が国費が支給される。その該当者が国費帰国者である。一方、国費支給の対象外の者が私費帰国者である。2000年頃までは、中国から日本への帰国旅費は、中国に居住する多くの残留日本人やその家族にとって極めて高額であった。そのため、国費での旅費支給の対象にならなければ、経済的に日本への帰国が困難な場合も少なくなかった。さらに、国費帰国はいわば日本政府が公式に日本への永住帰国を認めたことを意味し、これに対し、私費での帰国は容易に日本政府の許可がとれない場合も少なくなかった。なお国費帰国者には一般に一世と同伴して日本に帰国したケースが多い。逆に私費帰国者には、まず一世が日本に帰国し、その後、身元保証人等を確保してから呼び寄せられたケースが比較的多い。

対象者の日本への永住帰国⁴は、多くの場合、1980年代末以降まで遅延した。遅延の理由は重層的である。まず、戦後の東西冷戦に基づく日中の国交断絶、および日本政府の帰国支援策の不備により、一世の帰国それ自体が遅延した。さらに日本政府は、一世の帰国に際し、国費で同伴帰国できる子供（二世）を20歳未満・未婚の子供に限定した。一世がようやく日本に帰国できるようになった時点で、20歳以上・既婚だった二世は、一世と同伴して渡日できなかったのである。そこで多くの場合、まず一世夫婦が先に日本に渡り、その後、身元保証人を確保し、20歳以上・既婚の子供達を私費で呼び寄せるしかなかった。したがって国費・同伴帰国の二世等には比較的若年層が多く、逆に私費・呼び寄せ帰国の二世等には中高年層が大きな位置を占める。なおこの制度は後に段階的・部分的に緩和されたが、しかし二世等の中に異なるタイプを創出することになった⁵。

また来日後も、国費同伴と私費呼び寄せの二世等の間で、日本政府の支援体制は全く異なっていた。国費帰国の二世等は来日後、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下、「支援法」）」の支援対象となり、日本語教育、公営住宅への優先入居、就職相談、自立指導員による個別指導等、様々な公的支援を受けることができた。これに対し、私費帰国者は支援法の対象外で、これらの支援策を一切受けられない。

⁴ 二世等の来日動機・自己定義・定住地志向から見ると、日本に来ることは彼らにとって必ずしも「帰国」とは言えない面もある。しかし、彼らの来日は、日本人の血を引いているという点、永住目的であるという点から、実質的に帰国といえるものである。短期で来日する観光客・留学生・長期日本在住の外国人（残留日本人二世などの生きてきた社会的背景、歴史的背景は日本におけるほかの外国人と違う）と区別するため、本論では「帰国」と表現することにする。

⁵ 1992年、一世に障害がある場合、その介護人という名目で二世一家の呼び寄せが認められた。また1994年には65歳以上、1995年には60歳以上、1997年には55歳以上の一世が永住帰国する際、扶養者として1世帯の既婚の二世の同伴帰国が認可された。本稿の対象者にも、ごく一部だが、一世の永住帰国時、20歳以上・既婚だったが国費同伴帰国が認められたケースもある。

総じて国費同伴・私費呼び寄せという二世等の2つのタイプは、基本的に日本政府の政策によって創出されたといえよう。

第2節 先行研究の検討

さて従来、残留日本人（一世）に関しては、浅野（2008）、浅野・佟（2009、2010、2011）、佟・浅野（2009、2010）、呉（2004）、江畑・曾・箕口（1996）、蘭（1994、2000a）等、多数の研究が蓄積されてきた。それらの研究は、来日前の中国での生活の実態も含め、極めて広範な社会生活諸領域に光を当ててきた。

一方、二世等を対象とした研究も、決して少なくない。しかし、それらの研究は、二世等の来日前と来日後を通じた生活や意識がもつ固有の意義には、ほとんど言及していない⁶。

第1項 永住帰国以前・中国での生活実態に関する研究

その中でもまず二世等の永住帰国以前・中国での生活実態に関する研究は、それ自体が少ない。数少ない研究として、張（2005）と筑波大学社会学研究室（1998）がある。

張（2005）は、残留孤児二世の一家族を事例として、来日前と来日後の生活実態を、居住、生活習慣、就労、社会的ネットワーク、アイデンティティ等、多岐にわたる領域で考察した。そして二世には、来日後、日本文化を積極的に理解・吸収しようとせず、中国的な行動様式・価値観を保持する傾向があるとし、それは単に日本語の不自由のせいばかりでなく、何よりも長年にわたって身につけた中国での生活文化が基層をなしているためであると述べている。いわば来日前の生活・文化が、来日後の生活様式にも影響を与えているのである。

ただし、張の研究は、一家族のみの事例研究である。そこで、職業階層差・都市と農村の格差等、中国社会の構造的多様性が捉えられていない。また張の考察した事例は、1980年代後半の改革開放⁷によって「生活に余裕ができた」と語るなど、やや特殊なケースでもある。実際には、本論中で明らかにするように、改革開放によって生活が不安定になった二世等が圧倒的に多い。

一方、筑波大学社会学研究室（1998）は、職業階層・都市と農村の格差等に着眼し、二世等の日本への帰国動機を分析している⁸。これは、147名に対する面接質問紙調査に基づき、

⁶ せいぜい宮田（2000）が、来日前の職業能力が、来日後、ほとんど生かされないことに触れているだけである。

⁷ 改革開放とは、農業、工業、国防、科学技術の「四つの現代化」に向け、鄧小平の主導で始められた国内改革および対外開放政策を指す。1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議で提起され、その後、いくつかの画期を経て、中国の市場経済化・高度経済成長の出発点となった。

⁸ 筑波大学社会学研究室（1998）694～701頁。

中国帰国者二世等の帰国動機を、①「家族の来日」という第1次的動機、および、②それ以外の5つの第2次的動機（「自分の能力を向上させるため」、「お金のため」、「日本に思い入れがあったから」、「中国の国の現状に不満があったから」、「中国での生活に不満があったから」）に分けて分析した。そして中国での職業階層に基づいて農業型と非農業型の間で、また非農業型の中では20歳代と30歳代の世代によって、帰国動機に一定の違いがあることを明らかにした。すなわち農業型では「自分の能力を向上させるため」、「日本に思い入れがあったから」といった第2次的動機が多くみられたが、非農業型、特に30歳以上では顕著な第2次的動機がみられなかった。

ただし筑波大学社会学研究室（1998）の調査研究では、非農業型の動機が不明確であることに加え、非農業型の中でもマニュアル・ノンマニュアルの職種間の差異も、明確に検出できなかった。同研究は、これらの点に関して、ノンマニュアルの内部でも所得格差があり、職業によってはマニュアルより低賃金の場合があること、都市戸籍と農村戸籍の待遇の違いなど、中国国内の複雑な事情に基づくものではないかと考察している。

こうした筑波大学社会学研究室（1998）の研究は、二世等の中国での生活と帰国動機の関連をとらえた貴重な成果である。これをふまえ、同研究が指摘するように中国の複雑な事情をふまえた階層設定を行うには、アンケート調査にとどまらず、インテンシヴな面接聞き取り調査に基づくトータルな生活実態の把握が不可欠であろう。また、同研究が設定した第2次的動機の5類型の妥当性やその根拠も再考しなければならない。例えば、一口に「自分の能力を向上させるため」といっても、その内実は農業型・無職型・マニュアル・ノンマニュアルで、大きく異なるはずである。したがって、あらかじめ調査者が想定した選択肢に基づくアンケート（質問紙）調査ではなく、インテンシヴな面接聞き取りによって当事者の生活実態と語りの中から複合的な動機とその背景を抽出し、分析する必要があるだろう。また何より、中国での生活実態は、日本への帰国動機だけに影響を与えるわけではない。中国での生活は、二世等のトータルな人間形成の重要な基盤であり、帰国動機はむしろその表出現象の一端にすぎない。

第2項 永住帰国以降・日本での生活実態に関する研究

さて、残留日本人二世等の来日後の生活実態に関する先行研究は、極めて多い。

まず小林（2009）⁹は、永住帰国直後に入所する定着促進センター¹⁰における二世等の日本語教育について、若い同伴帰国の二世等は一世代と同じ学習支援体制で学習しているにもか

⁹ 小林（2009）279頁。

¹⁰ 1994年、中国帰国者定着促進センターに改称。帰国希望者の増加に伴い、1987年度には北海道、福島、愛知、大阪、および福岡に、1992年度には所沢センターの分室として山形、長野に、1995年度には宮城、岐阜、広島に新たに定着促進センターを設置した。その後、各センターは順次閉鎖し、現在は所沢、大阪、福岡の各センターで帰国者を受け入れている。

かわらず、そのほとんどが比較的短期間に日本語を習得していると指摘する。その点で、他に類を見ない公的な研修体制の成果は大きいと述べている。

また小林（1996）、安場、小坂・箕口・斎藤（1996）は、定着促進センターを出所した後の二世等の日本語教育、学校への適応問題について研究している。

中でも小林（1996）によれば、中国ですでに中学校を卒業した16～17歳の二世等は、日本の高校にそのまま編入される例はきわめて稀で、中学校の二・三年生に入り直して高校受験し、合格する道しかない。しかし同時に、日本の中学校に再編入するチャンスも決して広く開かれているわけではない。そこで中学からも高校からも拒否された二世等には、二次センター（定着促進センター）しか行き場がないが、そこでの学習は自分の将来の夢と結びつかず、結果的に行き場を失ってしまうケースもある。この年代の二世等の日本語学習は、学校生活を通して行われることが、効果上も最善と思われるが、現状では受け入れ地域等によりかなり恣意的に決められているという¹¹。

また小坂・箕口・斎藤（1996）は、二世等の適応やその支援、特に家族への支援の必要を重視し、「二世がスムーズに日本への適応を果たすには、二世一人ひとり、またはその家族がどの『適応の時期』にあるのかを的確につかみ、周囲の人間がそれに応じた援助をすることが必要となってくるであろう」、「二世の適応状況については、今後の学校生活に影響を及ぼす可能性はあるが、現状の学校生活からだけではみえない側面もある。たとえば、二世が日本語を習得して日本の生活に溶け込むにつれて、日本語を習得できずにいる家族の中で孤立し、それが情緒面に影響する可能性がある。このような問題は学級担任や学校ではかかえきれないであろう。したがって、学校外の資源による二世本人、そしてその家族に対する支援も必要である」と指摘している¹²。

さらに玉居子（1994）、平城（1997）、安場・平城・馬場（1998）、鍛冶（2000）、広崎（2006）、今井（2007）、高橋（2009）、倉石（2009）、佐藤（2009）、大久保（2009）等は、二世等の日本語教育・受け入れ体制・進学・進路等の諸問題について研究している。また、志水・清水（2001）、小林（2005）、清水（2006）等は、若い二世等をニューカマーの在日外国人の一環と位置づけ、その学校生活について研究している。

以上の研究は、いずれも貴重な成果である。しかし、それらはいずれも日本での日本語教育、学校教育、進路等の個別課題・領域に視野を限定した研究であり、諸領域の相互関連、生活における諸課題のトータルな把握という点は弱いといわざるを得ない。

しかも、これらのほとんどの研究は、国費で同伴帰国した比較的若年の二世等に対象を限定している。

しかし実際には前述の如く、このような若くして国費で同伴帰国した二世等より、成人・中高年になってから私費で呼び寄せられた二世等の方が圧倒的に多い。従来の研究の対象

¹¹ 小林（1996）60頁。

¹² 小坂・箕口・斎藤（1996）450～451頁。

は、国費同伴帰国・若年層の二世に大きく偏り、私費・呼び寄せ帰国の中高年の二世等の実態は、ほとんど把握されてこなかったのである。

それは、前述のように若年層を中心とする国費同伴帰国者は支援法の支援対象であり、定着促進センターで研修も受けたため、比較的把握が容易であったからである。逆に中高年者を主とする私費呼び寄せ帰国の二世等は、個別に日本に帰国し、行政も一切把握していないため、その実態の把握が極めて困難であった。

なおこうした中であって、ごく一部であるが、国費同伴帰国者だけでなく、私費呼び寄せの二世等を調査対象に含めた先行研究も皆無ではない。

たとえば、安場・平城・馬場（1996）、広崎（2006）、今井（2007）は、私費帰国者を含む二世等の進路選択、日本語学習ニーズとその諸相について研究している。

また宮田（2000）、小林（2007）、筑波大学社会学研究室（1998）は、私費帰国者を含む二世等の就労問題について研究している。

すなわち宮田（2000）¹³は、50人に対する質問紙調査を行い、二世等の日本での就労について考察した。それによれば、二世等は中国で培った言葉や文化、職業技術を資源として日本社会に参加したいと考えている。これに対し、日本の行政はとりあえずの自立を優先し、「どんな仕事でもよいからとにかく就労せよ」という形で対応している。そこで多くの二世等は、中国で培った職業資格・技術を評価されないまま、低賃金・単純労働の周辺労働市場に追いやられ、不満・無力感を募らせている。一部には、日本の職場を辞め、中国に戻る二世等も現れる。これらをふまえ、宮田は、二世等が中国で培った資格・技術を資源として自立するための支援が必要であると指摘する。

また小林（2007）¹⁴は、①所沢定着促進センターを退所した国費同伴帰国の二世等（2006年・112名）、および②私費・呼び寄せ家族を含む帰国者支援・交流センターの支援対象となる二世等（2005年・331名）に対するアンケート調査を実施した。それによれば、二世等の7割が日本語で日常生活に不便がない水準に達し、また7割が生活保護から脱却している。しかしその一方、二世の多くが依然として日本語学習のニーズを持ち続けている。また就労する二世等の約6割が不安定な非正規雇用で、転職を望んでいる指摘している。

そして筑波大学社会学研究室（1998）は、147人に面接質問紙調査を実施し、二世等の日本語能力水準の規定要因、就職・転職の状況、そして就職経路等について分析している。

ただし、このような私費帰国者を視野に入れたこうした諸研究も、やはりその対象者は、若年層が大きな位置を占めている。また対象者に私費帰国者を含みつつ、国費同伴と私費呼び寄せの違いが重要な分析の機軸と位置づけられていない。当然、対象者の中で国費同伴と私費呼び寄せの比率も明確ではない。そのため、二世等の内部にある多様性を正確に把握し得ているとは言い難い。

¹³ 宮田（2000）175～197頁。

¹⁴ 小林（2007）30～31頁。

最後に浅野（2011）¹⁵は、残留孤児一世に対する調査研究で、その国費同伴と私費呼び寄せの二世の相違に着眼し、二世の就学、就労、結婚、親（一世）との交流・コミュニケーション等の実態を分析している。これは、国費同伴帰国と私費呼び寄せ帰国の違いを調査研究で明示した、極めて貴重な知見ではある。

しかし浅野の研究は、残留孤児一世に対するインタビュー調査である。そこで示される二世の実態や問題は、あくまで一世のまなざしから見たそれである。当事者である二世による聞き取りではない。また、より高齢者が多い残留婦人の二世の実態は依然として未解明である。

第3項 二世等の社会関係に関する先行研究

次に二世等の社会関係に関する先行研究を検討しよう。

まず張（2005）¹⁶によれば、残留孤児二世は中国在住時に比べ、日本来住後は社会関係が減少し、家族・親族内部に閉ざされた孤独な生活を余儀なくされている。そこには、言葉の壁に加え、中国の伝統的な家族制度や「単位」社会等と日本社会のあり方の違い、さらに日本人の閉鎖的意識、日本では就労に追われて交際のゆとりがないこと等が影響している。なお三世は、二世に比べれば、家族・親族・その他の日本人との関係が増加しているという。

しかし、張の研究は前述のように、1家族のみの事例研究で、来日前の中国、来日後の日本での生活の多様性が捉えられていない。

筑波大学社会学研究室（1998）¹⁷は、帰国者のネットワークが決して広範なものではなく、特に家族・親族内部の閉鎖的関係になっていると指摘し、その原因を日本社会の差別、および帰国者自身の中国よりのアイデンティティに見いだしている。また日中双方の親戚との交際について、3タイプの存在を指摘している。すなわち①30歳までの若年層二世は、中国の家族とも日本の親族とも比較的頻繁に交際し、それを通して日本での生活に適応している。②30歳までの若年層三世は、中国の家族とも帰国者・日本人の親族ともほどほどの交際しかしていない。ただし彼らは日常的な努力の中で、日本での生活には適応している。そして③比較的高齢の二世は、中国の家族とも帰国者の親族ともあまり交際していない。ただし日本人の親族とは交際している。

こうした筑波大学社会学研究室（1998）の研究は、年齢別・世代別の特徴を浮き彫りにした貴重な知見といえる。ただし、そこで把握されている社会関係は、主に親戚との交際であり、より広範な社会関係の年齢・世代別の相違は必ずしも明確にされていない。

¹⁵ 浅野（2011）173～178頁。

¹⁶ 張（2005）44頁。

¹⁷ 筑波大学社会学研究室（1998）797・802～803・820～821頁。

言葉と文化の壁とその克服を重視する異文化適応論の観点からの研究もみられる。

すなわち安場（1996）¹⁸は、一定の条件を満たす40名の「帰国者二世青年」を対象として、日本での社会的関係の実態を調査した。そして二世の日本におけるサポート・ネットワークの形成度が低い要因として、二世等と日本人との関係に中国と日本の国力の不均衡が影響を与えていること、及び、接触機会そのものが少ないことを指摘している。さらに二世等にとって、職場に比べ、学校の方がより大きな社会化機能を果たし、学校経験者の方が社会統合度も高いと述べている。

また章（2001）¹⁹は、二世等の日本社会への適応度合に影響を与えているのは、大まかに一つには内側要因としての言葉の壁・制度の壁・心の壁）、もう一つには外側要因としての日本社会の問題があると述べている。

しかし、安場（1996）・章（2001）の異文化適応研究、及び、筑波大学社会学研究室（1998）の研究は、やはり若年層に視野が限定されがちである。また社会構造の問題と文化・アイデンティティの問題がそれぞれ並列的に論じられており、両者がどのように関連しているのかが必ずしも明確にされていない。総じて異文化適応・不適応の問題が、言葉と文化の壁だけにとどまらない現実の生活過程や社会諸関係とどのように関連しているのか、一層明らかにされる必要がある。

第4項 アイデンティティに関する先行研究

最後に、二世等のアイデンティティに関する先行研究を検討する。

二世等のアイデンティティに関する研究は、ほとんどが、彼らのアイデンティティの葛藤と危機に焦点を当ててきた。

すなわちまず大橋（2006）²⁰は、二世等が中国では「日本人」とみなされ、日本では完全な「日本人」になれず、それどころか「中国人」扱いされる状況の中で、自分はいったい何者なのかというアイデンティティの葛藤に遭遇していると述べる。

また山本（1999）²¹は、「二世三世が『自分は何者だろう』と、揺れている」中で、様々な事件が起きていると指摘している。山本によれば、二世等は「日本人である親」の願いをかなえてやりたいと思って来日した反面、自分はこれで幸福なのか、自分はこのままでいいのか、いったい自分は誰なのか、と問い続けている。そして行き場を失った彼らは、アイデンティティを求め、夜の公道を彷徨い、暴音を轟かせ、一部は反社会的行為に走っているという。

¹⁸ 安場（1996）463頁。

¹⁹ 章（2001）43頁。

²⁰ 大橋（2006）153頁。

²¹ 山本（1999）252～263頁。

江畑他（1996）²²は、思春期の年齢層はアイデンティティの形成期であり、二世等はそうした時期に異文化にさらされることにより、アイデンティティの混乱をきたしやすいと述べている。

鈴木（1988）²³は、日本社会への文化的同化、及び、中国人としてのアイデンティティの保持という2つの課題が、二世等の意識に葛藤を引き起こしている現状を報告し、その背後にある日本人のアジア観、いわゆるアジア蔑視の問題を指摘している。

こうしたアイデンティティの葛藤・危機を重視する研究に対し、むしろ二世等が新たなアイデンティティを創造している側面に着眼する研究もみられる。

すなわち大久保（2008）²⁴は、二世等のアイデンティティの現況を歴史的背景、文化的背景、人生経験という3つの側面を通して考察し、アイデンティティの危機を乗り越え、新たなアイデンティティの模索の形態の一つとして、日本・中国といった既存の国民国家の枠組みに囚われない「中国日裔青年」という概念を提唱している。

また張（2009）²⁵は、二世等のアイデンティティを対話的構築主義のアプローチの視点から分析している。そして張は、残留孤児二世の多くが、国籍に拘らず、国境を越える複合的アイデンティティを創造しつつあると主張する。それは、従来研究が提示したような日本と中国のいずれかといった単一のアイデンティティではなく、より豊かなアイデンティティの創造であると評価している。

こうした二世等のアイデンティティ研究もまた、極めて興味深い知見を提示している。

ただしこれらの研究もまた、その研究対象が国費同伴帰国・若年層の二世等に偏っており、中高年の二世等のアイデンティティはやはり未解明である。また大久保・張の研究も含め、そうした多様なアイデンティティの構築・創造と現実の生活過程やその変化との関連は明確ではない。

第3節 調査の概要・方法と論文の構成

以上をふまえ、本論文では、残留日本人二世等を対象としたインテンシブな面接聞き取り調査に基づき、その生活と社会意識の実態を明らかにし、その社会的意義を考察したい。

本論文の素材とする調査は、2009年8月～2011年10月にかけて、近畿地方に在住する50名（男性17名、女性33名）を対象として実施した²⁶。研究対象50名のうち、二世は38名（残留

²² 江畑他（1996）134～135頁。

²³ 鈴木（1988）108～125頁。

²⁴ 大久保（2000）328～331頁。

²⁵ 張（2009）148頁。

²⁶ 50名を対象とした調査のうち41名分は、神戸大学大学院人間発達環境学研究所・浅野慎一教授の研究室で2009年8月～9月にかけて実施した共同調査のデータを使用させていただいた。もとよりこの共同調査には、筆者自身も参加し、またその対象者の一部に対し、筆者は補足調査を行った。残る9名分は、2009年10月～2011年10月にかけて筆者が独自に実施したものである。さらに面接聞き取り調査に加え、筆者による参与観察の結果も本論文には生かされている。筆者は5年間、夜間中学校の非常勤教諭を務め、そこで出会った二世等も16名を占める。

婦人の2世が17名、その配偶者が4名、残留孤児の2世が16名、その配偶者が1名）、三世は12名（残留婦人の3世が8名、その配偶者が1名、残留孤児3世が3名）である。

本調査研究の基礎となる方法論は、日本の地域社会学の伝統の中で培われた生活過程分析に基づく社会変動論である²⁷。これは、対象者の生活史・生活過程・社会諸関係・社会意識をできるだけトータルに把握し、マクロな歴史・社会変動との関連で考察する方法である。調査対象者の生活を、研究者の専門・仮説に沿って切り取ってくるのではなく、まずは調査対象者を一人の生きた人間として捉え、当事者自身の「生命＝生活」の発展的再生産にとって重要な意味をもつ事実や変化を捉え、それに基づいて逆に研究者側の問題意識・課題設定を不断に再構成し、しかもそれを歴史的な社会構造変動との関連で意味づける。こうした方法論に立つ場合、一般的な面接聴き取り調査にとどまらず、多岐にわたる質問を臨機応変に重ね合わせ、長時間をかけて質的事実を浮き彫りにするインテンシヴな面接調査が必要となる。

本調査研究の対象者の選定は、機縁法に基づく。そこには二つの理由がある。一つは、前述のように、残留日本人二世等の「母集団」は、いかなる機関も把握していない。つまり確定した母集団を前提としたサンプリングは不可能である。機縁法を駆使し、いわば「雪だるま式」に調査対象者を確保していくしかない。そしてもう一つの理由は、生活過程分析に基づく社会変動論という手法を用いる以上、調査対象者との信頼関係が決定的に重要になる。各種の機縁を駆使して信頼を確保することが、調査実施において必要不可欠であった。

またそれゆえに、本調査研究においては、調査対象者の個人プライバシーに最大限の配慮が必要である。本稿の記述上、各対象者の具体的な発言については匿名とし、個人毎のストーリーとしては把握しにくいような形式をとっている。そして本稿の分析はあくまでいくつかのタイプ・類型を単位として行っている。したがって、各タイプ内部での個人の特定は二次的な意義しかもっていない。また本論文に掲載される個々の発言から個人を特定するのは実質上不可能であり、個人のプライバシー保護の観点から問題はないと判断した。もとより本稿に登場する調査対象者の具体的な発言は中国語でなされ、それを日本語に翻訳したものである。

本論文は序章、及び、全体を総括する終章を除き、4つの章から構成される。

第1章では、残留日本人の二世等の中国における生活の実態を明らかにする。第2章では、日本に永住帰国した残留日本人二世等の日本での生活実態を明らかにする。第3章では、二世等が形成している家族・社会関係の実態を分析する。そして第4章では、二世等の社会意識を、特にアイデンティティや日本・中国といった国家に対するイメージ、そして日本政府の政策という3つの視点から分析する。

²⁷ 浅野慎一（2005）第3部第2章、浅野慎一編著（2007-b）第1部第2章。

第1章 残留日本人二世等の中国における生活史・誌

本章では、対象者たちの中国における生活史を明らかにする。

第1節 基本属性と中国での生活史

まず、基本属性と中国での生活史をみていこう。

第1項 基本属性と階層形成

本章の対象者は全員、中国東北三省（遼寧省・吉林省・黒竜江省）の出身である。

彼らは、年齢によって大きく2つ、職業階層等によって細かく5つのタイプ（表1-1参照）に区分しうる。

（1）【年長者】－46歳以上

まず、【年長者】は46歳以上で、残留日本人（特に残留婦人）の二世を中心に、28名いる。彼らは、反右闘争（1957年）、大躍進政策（1958～60年）、文化大革命（1966～76年）等、戦後中国の政治・社会的混乱の渦中で成長してきた世代である。反右闘争では、1957年末までに全国で55万人が「右派分子」として市民権を剥奪され、辺境地での強制労働に従事させられた。無謀な大躍進政策とその破綻は、3年間にわたる自然災害とも重なり、全国で推計2000万～5000万ともいわれる餓死者を生み出した。そして戦後中国最大の政治的混乱である文化大革命により、中国の産業・社会は壊滅的打撃を受けた。当時、多くの青年が農村に「下放（上山下郷）」され、肉体労働に従事させられた。こうした中国のたえまない苛酷な政治・社会的混乱は、【年長者】の生活にも、深刻な影響をもたらしたのである。【年長者】は、「中学では勉強はなく、鉄の生産や畑仕事ばかりしていた」、「中卒後、すぐ農村に下放された」、「子供時代はトウモロコシの粉ばかり食べていた」と語る。

表1-1 基本属性

(人)

タイプ		年長・専門 管理職層	年長・労働 者層	年長・農民 層	年少・労働 雑業者層	年少・無職 者層	計
職業	専門業	3	—	—	—	—	3
	管理職	3	—	—	—	—	3
	事務員	3	—	—	—	—	3
	正規労働者	—	7	—	—	—	7
	準正規労働者	—	4	—	—	—	4
	農民	—	—	8	—	—	8
	自営業	—	—	—	6	—	6
	非正規労働者	—	—	—	8	—	8
	無職	—	—	—	—	3	3
	在学中	—	—	—	—	5	5
学歴	大学	1	—	—	2	—	3
	専門	1	1	—	1	—	3
	高校	3	4	3	2	3	15
	中学	2	5	—	7	—	14
	以下	2	1	5	2	—	10
	在学中	—	—	—	—	5	5
出身	都市	8	6	—	3	5	22
	農村	1	5	8	11	3	28
性別	男性	4	4	2	6	1	17
	女性	5	7	6	8	7	33
続柄	婦人二世等	6	9	5	1	—	21
	孤児二世等	3	2	3	4	5	17
	婦人三世等	—	—	—	7	2	9
	孤児三世等	—	—	—	2	1	3
年齢	60～	4	5	2	—	—	11
	50～	4	5	5	—	—	14
	46～	1	1	1	—	—	3
	40～	—	—	—	5	4	9
	30～	—	—	—	5	3	8
	以下	—	—	—	4	1	5
両親職業	専門業	2	—	—	—	1	3
	管理職	3	2	—	3	1	9
	事務員	1	—	—	—	—	1
	労働者	1	5	—	—	4	10
	農民	—	4	8	10	1	23
	自営業	2	—	—	1	1	4
	計	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成。

【年長者】は、職業階層によってさらに3つに分けられる。

【年長・専門管理職層】—専門職・管理職・事務員

【年長・専門管理職層】は、専門職・管理職・事務員である。具体的には、教師、裁判所の相談員、エンジニア、管理的公務員、銀行員、会計士などである。

【年長・専門管理職層】は過半数が高卒以上で、学歴が相対的に高い。しかし大卒・専門学校卒は少なく、彼らが専門職・管理職であることをふまれば、決して高学歴とはいえない。なぜなら彼らもまた、【年長者】の世代の一員として、戦後中国の政治・教育の混乱の渦中で生きてきたからである。特に文化大革命期、大学は約10年間にわたって完全に閉鎖された。

* 「子供時代、3年間の自然災害で食糧が足りず、都市から農村に赴き、草や山菜を採って薄いお粥に入れて食べていた。とても学校に通う余裕はなかった」

「中学時代は毎日、学校で鉄鋼を作る作業ばかりしていた。その後、学校は閉鎖された」

ただし【年長・専門管理職層】は全員、都市出身で、両親にも専門職・管理職が多い。また学校を卒業後、就職先の職場を国家が指定する「統一的分配方式」に基づき、比較的安定した公的機関の職場に配置された。

【年長・専門管理職層】の中でも、相対的な高学歴者は、一時的に農村に下放された。しかしその後、技術・知識を生かして専門職・管理職またはその候補者として、都市の職場に再配置された。

* 「中卒後、『知識青年』として農村に下放され、2年間、農業をした。でも態度が良いと評価され、人民公社の推薦で専門学校に進学できた。卒業後、国の配置で機械工場に入り、2年後には技師、後に管理職になった」

「4年間も農村に下放された。最初の年は毎日、畑仕事ばかりだったが、翌年から人民公社の文書を書く仕事に就き、3年目から秘書になった。その後、都市に帰ることを許され、公務員になった」

一方、学歴は中卒またはそれ以下だが、後に専門職・管理職になった【年長・専門管理職層】もいる。彼らは、やはり農村に下放されたが、後に親のコネ・人民公社の特別の推薦により、「統一的分配方式」の対象になり、主に両親が勤めていた国有企業に配置された。当初は臨時雇・労働者だったが、その後、正規雇用・管理職に昇進した。

* 「農村に下放されて民兵になったが、次第に昇進して、父が勤めていた都市の農業局

で武器管理を担当する副営長になった。その後、文化庁に転勤し、最後は商業局の副局長に昇進した」

「父は文化大革命で批判されたが、後に名誉回復され、子供である私にも政府が銀行の仕事を手配してくれた」

総じて【年長・専門管理職層】は相対的に高所得を確保し、中国での生活は安定していたといえよう。

【年長・労働者層】－労働者

【年長・労働者層】は、製造業を主とする労働者である。衣類・毛織物・メリヤス・醤油・印刷等の国有企業で働いていた。都市・農村の出身者がほぼ拮抗し、両親は製造業等の労働者、農民、または零細商店主が多い。

【年長・労働者層】の学歴は【年長・専門管理職層】より低く、中卒が最も多い。都市出身の【年長・労働者層】は中卒後、「統一的分配方式」で、都市の国有企業の正規労働者、または臨時雇だが実質的には安定して長期雇用される労働者として就職した。農村出身者は、都市の労働者との結婚等を機に都市に移住し、配偶者の勤務先の工場に臨時雇の労働者として採用された。いずれにせよ収入は【年長・専門管理職層】に比べれば低いが、しかし生活は一応、安定していたといえよう。ある【年長・労働者層】は、「従業員1万人以上の大規模な毛織物製造の国有企業に配置された。周囲からうらやましがられ、自分でも満足していた」と語る。

しかし1990年代後半、改革開放政策の進展に伴い、【年長・労働者層】が勤務する国有企業は民営化され、彼らの生活水準は一挙に悪化した。リストラされ、個人経営の工場に再就職したケースもあるが、そこでは低賃金・長時間労働が常態化し、社会保障²⁸もなかった。露店等の自営業に転職した【年長・労働者層】の生活も、苦しかった。リストラを免れて元の企業に残っても、企業自体が倒産寸前で、いつ解雇されるか戦々恐々とせざるを得なかった。解雇を待つと退職後の年金すらなくなるため、病気等を口実にわざと早期退職したケースもみられた。

²⁸ 中国の社会保障は主に養老保険（年金）、医療保険（公的医療保険）、失業保険（雇用保険）、工傷保険（労災保険）、生育保険（育児保険）の五つから構成される。保険料は、地方自治体によって異なる。

* 「勤務先の醤油工場の経営がだんだん厳しくなり、下っ端から順にリストラされ始めた。いつ解雇されるか心配で、不安な日々が続いた。年度始めには子供の学費に悩まされ、本当に苦しかった」

「学校の食堂に勤務していたが、解雇されると、年金は一元ももらえない。だから、病気を口実に早期退職した。そうすれば、年金がもらえるからだ」

「軍隊が経営する衣服工場の経営がだんだん厳しくなり、結局解雇された。その後、工場は倒産した。生活は苦しかった」

「衣服製造の国有企業を解雇され、個人経営の小規模な縫製業工場に再就職した。朝から夜11時まで働いたが残業代もなく、給料も少なかった。国有企業とは違い、医療保険や有給休暇もなかった」

【年長・農民層】－農民

【年長・農民層】は、農民である。彼らは農村出身で、両親も農民であった。【年長者】の中で最も貧困である。学歴は過半数が中卒未満と低く、学卒後または就学中から農業に従事してきた。貧困のために就学を中断したり、村に学校がなかったため中学に通えなかったケースも少なくない。

* 「生活はギリギリだった。貧乏でご飯がない時もよくあった。また母が病気で、治療費がかかった。それで小学校4年生で学校をやめた」

【年長・農民層】の生活は、改革開放以降もさらに一層不安定化した。自給食糧用の小規模な農地（自留地）でトウモロコシ・コウリヤン・リョクトウ等を栽培していたが、農業収入から税金や経営費を引くと残りはわずかで、一家が食べるだけで精一杯だった。農業は気候に左右され、気候が不良であれば、生活は一層逼迫した。

* 「農業収入は不安定だった。一年間、一生懸命働いて収入があるようにみえても、経営費、税金などの支出で赤字になることもあった。また妻が脳の病気を患い、手術代のため、住んでいた家も手放した」

(2) 【年少者】－45歳以下

さて、【年少者】は45歳以下で、22名いる。半数以上が、残留日本人の三世である。彼らは、1978年以降の改革開放政策の中で成長してきた。

【年少者】は、職業階層によって2つに分けられる。

【年少・労働雑業者層】－非正規雇用労働者・零細自営業

【年少・労働雑業者層】は、非正規雇用労働者、または零細な自営業者である。

彼らは農村出身で、残留婦人の3世が多い。これは、残留婦人が残留孤児とは異なり、農村に多数居住していたことの反映である。日本敗戦時、中国東北地方の農村に散在した満州開拓移民団から多数の日本人女性が逃避行を続け、その途上で東北地方の貧しい農民等の男性と結婚することで命をつないだ人々が、残留婦人である。そこで残留婦人は、都市より、農村に多い。残留婦人の三世が農村に多いのも、その結果である。

【年少・労働雑業者層】の両親にも当然、農民が多い。そして【年少・労働雑業者層】の最終学歴は多様だが、中卒が最も多い。「小さい農村では中学校がなく、進学するなら大きな村に行くしかない。うちは学費を払えないので、中学校にいけなかった」、「都市の高校に合格したが、費用が高いのでいけなかった」等の声も聞かれる。

彼らは、学卒後または就学中から農業を手伝ったが、その後、農業では生活できず、他の職業に転職を余儀なくされた。すなわち農村で個人経営の製造業・飲食店に勤務したり、衣服・食料販売の露店を自営したり、または出稼ぎに出て都市で飲食店・製造業・警備員等の非正規雇用労働者になったのである。その過程で、彼らはいくつかの職を転々とした。ただしいずれの職場も低賃金・長時間労働が蔓延し、社会保険もなかった。賃金不払いもみられた²⁹。

* 「勉強がおもしろくなく、お金もかかるから中学校をやめた。15歳の時、村を出て出稼

²⁹ 【年少・労働雑業者層】の都市出身者もやはり、所属していた国有企業の倒産によりリストラされ、安定した再就職ができず、生活苦に悩んでいた。「国有企業に勤めていたが、リストラされた。借金して衣服を売る露店を始めたが、失敗に終わった。また借金して料理店をやったが、客が少なく、生活は苦しかった」。

ぎに行った。出稼ぎすればお金を稼げるし、いろいろな人と接することもできると思った。でも予想と違い、仕事がきつくて、給料の不払いもしょっちゅうあった」

「一人で出稼ぎに行き、都市のレストランで働いた。仕事は非常にきつく、つまらなかつた。将来の見通しも全然ない。何か技術を身につけなければと思い、造船所で溶接工になった。でもそこも給料が少なく、宿舎も狭かつた。毎日、疲れきっていた」

「中学校を中退して、料理屋の雑役や物売りなどあちこちで働いた。保証金として200元（1600円）払って仕事をもらったが、すごくきつかつた。毎朝、80キロ以上の調味料を外へ出して並べて売る。真冬もずっと外だ。夜にはまた室内に戻す。1か月ほど我慢したが、結局やめた。給料は一元ももらえず、保証金も返してくれなかつた。若かつたのでいじめられた。両親は農民でお金も権力もない。自分は学校にあまり行かなかつたので、そんな仕事しかなかつた」

「農業では食べていけず、露店で日用品や衣服を売つたが、うまくいかなかつた。やむなく出稼ぎに行き、建築現場の臨時雇で働いた。1日10時間働いても、7元（100円）ほどしか収入がなかつた」

【年少・無職者層】—無職・学生

【年少・無職者層】は、無職、または学生である。都市・農村の出身者が拮抗し、残留孤児の2世が多い。これは、残留孤児が農村と都市の双方に分散して居住していたことの反映である。彼らの両親は、やや安定した仕事についており、製造業労働者・農民・販売自営等であつた。「父は自分の店を持ち、けっこう豊かな生活をしていて、上流階級にいたし、就学も買物も不満はなかつた」と語る人もいる。

【年少・無職者層】のうち、すでに学校を卒業した者は、高卒以上で比較的高学歴である。日本に行くことを想定し、中国では就職しなかつた。「高校卒業後、両親も急いで就職しなくてもいいと言つたので、家でのおんびりしてつた」と語るケースもある。また学生の【年少・無職者層】は来日時、小学校低学年から高校生で、特に若かつた。

第2項 家族形成と生活

次に各タイプの家族形成（表1-2参照）と生活についてみる。

表1-2 家族形成

(人)

タイプ		年長・専門 管理職層	年長・労働 者層	年長・農民 層	年少・労働 雑業者層	年少・無職 者層	計
未婚		—	—	—	6	8	14
き っ か け	自由恋愛	5	3	2	4	—	14
	上司紹介	1	—	—	—	—	1
	同僚紹介	1	7	—	1	—	9
	親戚紹介	2	1	5	3	—	11
	近所紹介	—	—	1	—	—	1
配 偶 者	専門業	1	—	—	—	—	1
	管理職	2	—	—	—	—	2
	事務員	3	1	—	—	—	4
	労働者	1	8	3	1	—	13
	農民	2	1	4	4	—	11
	自営業	—	1	—	2	—	3
	無職	—	—	1	1	—	2
子 供 人 数	5人	—	1	—	—	—	1
	4人	—	2	—	—	—	2
	3人	1	—	3	—	—	4
	2人	3	4	4	4	—	15
	1人	5	4	1	4	—	14
	なし	—	—	—	6	8	14
計		9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成。

(1) 【年長者】—46歳以上

まず【年長者】は全員、中国で結婚した。ただし、その結婚生活は、一様ではない。

【年長・専門管理職層】—専門職・管理職・事務員

【年長・専門管理職層】の多くは、自由恋愛で結婚した。配偶者も【年長・専門管理職層】と同様、相対的に高学歴で、専門職・管理職であることが多い³⁰。

【年長・専門管理職層】の世帯は高収入で、生活は安定していた。ある【年長・専門管理職層】は、「当初、職場の寮に住んでいたが、勤務先の職場が建設したマンションを格安で購入した。配偶者の職場からも格安でマンションを購入したため、2軒を所有している」と語る。【年長・専門管理職層】には仕事や生活の不満は少ない。ただし彼らも、「中国沿海地域と比べると低収入」との認識はもっていた。子供は1人と少なく、「自分が文

³⁰ ただし【年長・専門管理職層】の一部には農村に下放され、そこで上司・友達の紹介で農民と結婚したケースもある。

化大革命等で学校に行けず、苦勞したので、子供にはよりよい教育環境を与えたい」と、子供には高い教育期待をもっていた。

【年長・労働者層】－労働者

【年長・労働者層】は、職場の同僚の紹介で、同僚と結婚した。配偶者も本人と同様、労働者が多い。

彼らは当初、職場の寮に住んでいたが、1990年代後半以降、職場を解雇され、または職場が倒産したため、住宅も失った。そこで低家賃住宅に賃貸で入居したが、居住環境は劣悪であった。

* 「まず私が解雇され、半年後に夫も解雇されて、社宅から追い出された。安い賃貸住宅に入ったが、水道も壊れて出ず、管理者に頼んだが、なかなか直してもらえなかった。石炭を買う金もなく、毎日1時間位しか暖房がなく、とても寒かった」

【年長・労働者層】は、「収入が低く、経済的に非常に苦しい」と感じていた。子供の人数がやや多いこともあり、子育て・教育費・子供の就職等にも悩んでいた。

* 「自分だけでなく、5人の子供のうち上の3人も仕事がなかった。下の2人は在学中だったが学費が払えず、退学させようと思っていた。子供の将来が心配だった」
「倒産する企業が多く、若い人はなかなか仕事がみつからなかった。4人の子供の将来に、すごく悩んでいた」

【年長・農民層】－農民

【年長・農民層】は、親戚等の紹介で、農民・農村労働者と結婚した。

彼らは結婚後、農村で自宅を建てたが、その多くは非常に粗末な建物で、居住環境は劣悪であった。

* 「10年間も貯金して、土で家を建てたが、それでも資金が足りず、借金した。金がな

くて柱も細かったので、数年後に柱が折れた。大雨が降ると、雨漏りがひどかった」

【年長・農民層】の世帯は最も低収入で、「経済的に非常に苦しい」と感じていた。農業が赤字の年、および子供の結婚・就学に際しては、借金が不可欠だった。子供が2人以上と多く、支出がかさんだ。また農村では医療保険がなく、家族が病気になると、【年長・農民層】の生活は容易に破綻した。

* 「3人の子供がいたが、学費が払えず、上の2人は小学校だけでやめさせた。一番下の子供だけは中学に進学させたが、高校進学の際はやはり借金するしかなかった」
「農村では病気になることが一番恐ろしい。農村では治せないから、都市の病院に行かねばならない。入院費はおろか、交通費だけでも困る。金を貸してくれる人はいない。子供が脳膜炎になった時、金を借りる先がなくてとても困った」

(2) 【年少者】－45歳以下

さて、【年少者】は中国在住時には、未婚者が多かった。

【年少・労働雑業者層】－非正規雇用労働者・自営業

すでに就職している【年少・労働雑業者層】でも、半数弱が中国では未婚であった。既婚の場合、自由恋愛・親戚の紹介が多く、配偶者は臨時雇の労働者または農民である。子供は1～2人と少ないが、経済的に不安定で、将来の展望も見えにくい状況にあった。

* 「農業だけでは生きていけないから、3歳の子供を両親に託し、夫婦で出稼ぎに行った。出稼ぎ先での生活費を稼ぐのに精一杯で送金できず、1年後、ようやく帰省の交通費だけを確保して旧正月に帰省した。子供は私達の顔を忘れ、知らない人だと思って泣いた」

【年少・無職者層】－無職・学生

【年少・無職者層】は、すべて中国在住時は未婚であった。彼らの生活は比較的安定していた。無職者の場合、高卒後もさしあたり直ちに就職しなくてもよい状況にあった。

第2節 中国で受けた差別・迫害

では次に、中国社会で受けた差別・迫害について分析しよう。

残留日本人は日中戦争によって生み出された。また戦後、中国と日本は国交が断絶し、互いに「仮想敵国」となった。そこで残留日本人の多くは、中国において深刻な差別・迫害を経験した。

こうした差別・迫害は、一世だけでなく、二世・三世にも波及した。ただし、その深刻さは一世に比べれば、軽微である。しかも差別・迫害の受けとめ方は、一見すれば、個人差が大きい。例えば、文化大革命時代に投獄されても、「差別はなかった。残留日本人関係者だけでなく、多数の中国人も迫害されたから」と感じる人もいる。その一方で、「小日本」³¹と呼ばれただけで、「差別された」と傷つく人もいる。しかしこうした二世等の差別体験やその受けとめ方は、実は単なる個人差にとどまらず、以下に示す如く、やはり明らかなタイプ毎の差（表1-3参照）とみるべきであろう。

第1項 幼少時

まず小学校入学以前の幼少期についてみる。

【年長者】は総じて、幼少期に差別されたと感じている人が少ない。

特に農村に居住していた【年長・農民層】は全員、差別がなかったと感じている。農村では、都市に比べれば人間関係が親密で、家族が村人と信頼関係さえ構築できれば、露骨な差別にあうことは少なかったようである。

* 「母（残留婦人）は裁縫が得意で、よく夜中まで村人達に服を無償で作ってあげていた。村人達は母をととても信頼していた。それで私は子供時代もいじめられなかった」
「母（残留婦人）は村でただ一人の助産師でたくさんの命を誕生させた。村人は母を尊敬していたので、私もいじめられなかった」

³¹ 第二次世界大戦時の残虐な行為をした日本人を指して罵る呼称。「小日本鬼子」ともいう。

表1-3 中国で受けた差別・迫害(MA) (人)

タイプ		年長・専門 管理職層	年長・労働 者層	年長・農民 層	年少・労働 雑業者層	年少・無職 者層	計
幼少期		2	2	—	5	3	12
就労 ・ 成人期	就学	3	3	—	—	—	6
	就職	3	1	—	—	—	4
	職場	2	1	—	—	—	3
	恋愛	1	—	—	—	—	1
	結婚 家族	2	1	—	—	—	3
		2	—	—	—	—	2
なし		4	4	8	9	5	29
計		9	11	8	14	8	50

資料：実際調査により作成。

これに対し、都市に居住していた【年長・専門管理職層】と【年長・労働者層】は若干、「差別があった」と感じている。ただし、それほど深刻に受けとめていたわけではない。「まわりの子供達に『小日本』と言われたが、悪意はなかった。殴られたこともないし、いじめられたとは言えない」、「差別で苦労したことはない。文化大革命で、農村に行かされ、たまにまわりの人に『小日本』とからかわれたが、悪意はなかった」等の声が聞かれる。

総じて【年長者】は、幼少時の差別体験は少なかったと感じている。しかしこのことは、後述する【年少者】よりも客観的に差別が少なかったことを意味しない。むしろ【年長者】は、後にもっと深刻な差別を経験したため、幼少時の差別は大したことはないと感じとめているのである。

また【年長者】は、残留日本人一世である両親が激しい迫害・差別を受けた時、すでに物心がついていた。ある【年長・労働者層】は、本人は差別された体験はないが、「父（残留孤児）が日本人だと同僚に密告され、刑務所に入れられた。私は週に1回位、刑務所まで父に弁当を届けに行った。今なら弁当とも呼べないほどひどい食事だ。漬物とトウモロコシの粉を湯で溶いた糊のようなものだ。私は長子なので、できるだけ日本人の子孫だとばれないようにおとなしくして、家族を守ろうと思っていた」と語る。

一方、【年少者】は半数弱が、幼少時に差別されたと言っている。ただし、その内容はほとんど、まわりの人から「小日本鬼子」と呼ばれたというものにとどまる。【年少者】の多くはその後、大きな差別を体験していない。そこで幼少時にそのように呼ばれたことが、ほぼ唯一の被差別体験であり、これを強く印象に残っているのである。

* 「保育園で『小日本鬼子』と呼ばれ、なぜ自分だけがそう呼ばれるのか違和感があった」

「子供の頃、テレビや映画で『小日本』という言葉をよく聞いていた。まわりの人に『小日本』と言われ、とても嫌だった。村の子供にそう言われた時は腹が立ち、ケンカになってその子を家まで追いかけた」

いずれにせよ、本論の対象者達は、こうした幼少時の体験を通して、自らが残留日本人の子供（または孫）であることを自覚していったのである。

第2項 就学・成人期

では次に、就学・成人期における差別体験をみていこう。

まず【年長者】の就学・成人期は、文化大革命をはじめとする政治的混乱期と重なり、厳しい差別・迫害を余儀なくされた。

特に都市に住む【年長・専門管理職層】・【年長・労働者層】では、差別体験が著しい。ある【年長・労働者層】は「文化大革命を経験した後、中国に対する感情が変わった」と語る。

第1に、就学期には、日本人の子孫であることを理由に、少年先鋒隊³²・共産主義青年団³³への入団を許可されず、また進学でも差別された。農村に下放されたため、低学歴になったことを差別と感じている人もいる。

* 「小学校4年生の時、少年先鋒隊に入ろうとしたら、母が日本人なので私には資格がないと言われた」

「高校の時、共青团へ入団を申請したが、認められなかった。本当に悔しかった。すべては母が日本人だからだ」

³² 少年先鋒隊は、1953年に共産主義青年団の指導の下で作られた少年組織。7～14歳の少年が参加できる。政治の学習、文化の娯楽活動、奉仕活動などを行う。文化大革命の期間、「批判走資派」を目標に「紅小兵」組織となった。

³³ 共産主義青年団は、中国共産党の指導の下で作られた若手エリートの青年組織。14～28歳までの青年が参加できる。「共青团」と略称されている。

「中学校の時、文化大革命の時期、母が日本人という理由で私の一家は山村に行かされた。そのため学校に通えなかった」

「学校推薦で大学に行くことになっていたが、母親が日本人のため、農村に下放された。人生一番の絶望のどん底だった」

第2は、就職・職場での差別である。多くの【年長者】が、一家で農村に下放され、都市での仕事を失い、農業に従事せざるを得なかった。また職場でも、民兵・軍・共産党等への参加が認められなかった。もとよりこうした政治的排除は、職場での昇進・昇給等とも直結していた。

* 「日本と関係があるため、公安部・警察に就職できなかった。当時、いくら優秀でも日本人の子供というだけで、そうした職業には就けなかった」

「母が日本人のため、私達一家は農村に行かされた。私はなかなか仕事がみつからず、やむなく農業をした」

「親が日本人なので、軍隊や共産党に入る資格はなかった。政治的差別を受けた」

第3は、恋愛・結婚、および家族に関する差別である。恋愛・結婚する際、日本人の子孫であることを理由に恋愛・結婚に反対されたり、不利を被った人も多い。就職差別のため安定した仕事につけず、仕事の確保を主な目的として結婚せざるをえなかったケースもある。

* 「昔、兵士をしていた彼氏がいたが、私の母が日本人と知られたとたん、振られた」

「好きな男性がいたが、結婚話になると、私が日本人の娘であることを知られ、将来・昇進等に影響するという理由で、彼の家族に反対された。仕方なく別れた」

「文化大革命時代に日本人として『黒五類』³⁴に指定され、仕事が見つからなかった。それで仕事のために夫と結婚した。結婚すれば、夫の家族として夫の会社で働けるからだ」

結婚後も配偶者やその家族にまで、差別の被害は及んだ。

³⁴ 地主、富農、反革命分子、破壊分子、右派を指す。

* 「夫の弟は中国解放軍の試験に合格したが、私の母が日本人なので最終的に不合格にされた。そこまで影響するとは思わなかった。本当に悔しかった」

「私（二世の配偶者）はもともと北京の中国科学院で働いていた。しかし日本人の娘である妻と結婚したため、私は瀋陽市の軍工場に左遷された」

なおこうした差別は、1960年代～70年代初頭に最も激烈であった。1972年の日中国交回復、1976年の文化大革命の終結に伴い、露骨な差別は減少していった。

* 「1972年に中日国交が回復してから、母（残留婦人）が日本人であることは追及されなくなり、私もついに炭鉱の仕事が見つかった」

「日本人（残留婦人）の子供であるため大学にも入れず、いい仕事にも就けなかった。母は2回も自殺未遂した。それでも中日国交回復後はだんだん良くなった」

また、最も差別・迫害が激しかった1960年代～70年代も、すべての【年長者】が差別に晒されたわけではない。

まず農村在住の【年長・農民層】では、差別が比較的、少なかった。なぜなら就学期には、農村ではもともと学校が少なかった。小学校しかない地域が多かったのである。就職・結婚等についても、農村の人民公社では、都市ほど迫害・差別が激しくなかった。農村では人間関係が親密ということもあり、残留日本人一世の慎重な対応や親密な人間関係の構築によって、二世等も差別を逃れることが比較的容易であった。

また【年長・専門管理職層】・【年長・労働者層】でも、一部は差別を免れた。それはまず、親（残留日本人の配偶者）が傷痍軍人であったケースである。「父は手柄を立てた軍人だった。戦争で障害者になり、全然動けなくなったため、政府から軍人補償を受けていた。この父のおかげで、母が残留婦人でも被害を受けなかった」。また本人（二世等）が紅衛兵³⁵等、積極的に政治参加をして差別を免れたケースもみられる。ある二世は「私は紅衛兵に積極的に参加した。宣伝隊でポスターを作ったり、組み版をしたりした。積極分子だった。そのおかげで差別されなかった」と語る。

³⁵ 文化大革命において、共産党内実権派批判の担い手として、毛沢東の直接の指導により組織された青少年の社会運動組織。中学生から大学生を主な構成員とした。

とはいえ、こうして差別を免れても、都市に住む【年長・専門管理職層】・【年長・労働者層】は、いつ差別されるかという恐怖・肩身の狭さをつねに感じていた。

*「文化大革命で食糧不足だった時、中国人の同僚が『三分の二の腸が休んでいる』と言っただけで、不満分子だと密告され、反革命の罪に問われた。私は自分が日本人の子供でいつどんな罪に問われるかわからないと思っていたので、仕事に専念し、できるだけ人の前で話さず、目立たないようにおとなしくしていた。本当に不安な恐怖の日々だった」

「歴史の授業で、第二次世界大戦で日本の中国侵略の話になると、まるで自分のことを言われているように感じていた。ずっと肩身が狭く、苦しかった。そして日本人の子供というだけで、人の何十倍も仕事で努力した。例えば毎日、職場で一生懸命働くだけでなく、うちに帰って家事を終え、子供を寝かしつけた後、夜12時からいろいろ勉強した。それでもいつも劣等感を感じていた」

これに対し、【年少者】は就学・成人期にはほとんど差別を経験していない。彼らは日中国交回復・文化大革命終結以降に、就学・成人期を迎えたからである。ごく一部に文化大革命の記憶があるケースもあるが、それはごく幼少期の記憶にすぎない。また、日中戦争からかなりの年数を経たこともあり、周囲の大人も【年少者】が日本人関係者であることにあまり注意を払わなかったようである。ある【年少者】は、「まわりには、私が残留日本人の3世だと知っている人はあまりいなかった。だから差別とかいじめとかは全然経験したことがない」と語っている。

第3節 永住帰国の経過と動機

最後に、日本への永住帰国の経過と動機を分析する。

第1項 日本政府の政策

二世等の永住帰国は、一世のそれによって大きく規定されている。

一世は、第二次世界大戦終結後も、また日中国交回復（1972年）以降も、長らく日本への

帰国を果たせなかった。彼らの永住帰国は多くの場合、1980年代以降まで遅延したのである。

その理由の一つは、戦後の東西冷戦により、日中両国の国交が断絶したことにある。しかしそれだけではない。戦後の日本政府の政策・対応に起因する要素も大きい。すなわち戦後の日本政府は、残留日本人の帰国支援に極めて消極的であり続けた。日中国交回復以降も、各種の身元保証人制度を設け、身元保証人が確保できなければ、残留日本人の永住帰国を認めなかったのである。また残留孤児と残留婦人を峻別し、残留婦人の永住帰国にはさらに高いハードルを設けた。こうした日本政府の政策により、残留日本人一世の帰国が大幅に遅延した事実については、すでに多くの研究が明らかにしている³⁶。

こうした一世の帰国の遅延は、いうまでもなく二世等の帰国の遅延にも直結した。

さらに、二世等の帰国には、それとは別の政策的障害も重なった。すなわち日本政府は、20歳未満で未婚の二世に限定して、一世とともに日本政府の国費で同伴帰国することを許可したのである。後に、この規定は段階的に緩和された。しかし、二世等の国費による帰国には一貫して厳しい制限が継続された。日本と中国の経済格差を考えると、一世が二世等を自費で同伴帰国させることも事実上、難しかった。またたとえ渡日費を借金して自費でまかなうとしても、日本政府は、20歳以上・既婚の二世等の同伴帰国を容易に許可しなかった。

そこで多くの残留日本人一世は、まず20歳未満・未婚の二世だけを同伴して国費で日本に帰国し、日本で働いて渡航費を稼いでから、20歳以上・既婚の二世等と呼び寄せるしかなかった。特に残留婦人の場合、一世の帰国が大幅に遅延した上、帰国が可能になった時点では二世も20歳以上・既婚である場合が圧倒的に多かった。そこで大多数の残留婦人は、二世等を自費で呼び寄せるしかなかったのである。

しかし二世等を自費で呼び寄せる際にも、日本政府が果たした身元保証人の確保が、大きな障害となった。先に帰国した一世の多くは、中高年になってから帰国し、日本語も不自由だったため、容易に就職できず、生活保護を受給せざるをえなかった。経済的に自立しない限り、身元保証人にはなれない。また残留孤児の約半数は身元・肉親が未判明であったため、日本の肉親に身元保証人を依頼することもできなかった。たとえ肉親が判明していても、身元保証人になることを肉親に拒否されたケースも多かった。

以上のような日本政府の政策に由来する事情により、20歳以上・既婚の二世等の来日は、一世よりもさらに大幅に遅延したのである。

³⁶ 浅野（2008、2011）、浅野・佟（2009、2010）等。

* 「母（残留婦人）の兄が日本にいたが、生活が困難なため、保証人になるのは無理だと断わられた。それで自費で日本に行こうとして『労務ビザ（研修生と思われる）』を申請した。その手続きに2年かかったが結局、却下された。1992年に再度、家族呼び寄せを申請した。あの書類を出せ、この書類が足りないと言われ、4回ほど書類を提出し直した。とても繁雑だった。1994年、私の一家のビザがようやく許可された。でも、兄の一家はなぜか却下された。なぜ私が許可され、兄がだめだったのかはわからない。もしかすると私は母と同居して、ずっと母の面倒をみてきたからかもしれない」

「母（残留婦人）は日本語ができず、来日後も仕事を探すのが大変だった。経済的に自立して、自費で子供達を呼び寄せるにはかなり時間がかかった。子供達と離ればなれになり、少しずつお金を貯めて、何年間もかかってやっと私達を呼び寄せることができた」

「私は結婚していたので両親（残留孤児）と同伴帰国できなかった。その後も保証人が見つからず、来日できなかった。両親は日本に来てから経済的に自立するため、一生懸命働いた。ようやく少し生活が安定してから、私達を呼び寄せることができた」

「母（残留婦人）が先に日本に帰国し、小さい弟妹と一緒に国費で同伴帰国した。でも私は当時、既婚で子供もいたので同伴帰国できなかった。ずっと呼び寄せられるのを待っていた」

なお日本政府は、1992年、一世に障害がある場合、その介護人という名目で二世一家の呼び寄せを認めた。また1994年には65歳以上、1995年には60歳以上の一世が永住帰国する際、扶養者として1世帯の既婚の二世の同伴帰国を許可した。しかし本論の対象者は、これらの政策変更に基づいて帰国したわけではない。20歳以上・既婚の二世のほとんどは、自費での家族呼び寄せで来日している。ある二世は、「国費で帰国できると聞いて手続きをしたが、難しく、時間もかかった。翌年になっても許可されなかった。とにかく来日したいので、自費で帰国することにした」と語る。1997年以降、既婚の二世の同伴を認める孤児の対象年齢が55歳まで下げられたが、これに則って帰国した二世も、本論の対象者の中で2名にとどまる。

さらに一世が永住帰国する以前に中国で死去した場合、その二世には、家族呼び寄せによる永住帰国も認められない。中国にいた時は同じ残留日本人の二世だったが、日本への永住帰国に際しては、一世の生存の有無に基づいて明確な線引きがなされた。中国で一世が死去した二世等は、1990年の日本の出入国管理法改正に伴い、日系ブラジル人等と同様の位置づ

けで、日本に定住ビザで来日することになった。

* 「父（残留孤児）は1978年に日本に一時帰国（親戚訪問）した。でもその後、中国に帰って死去した。それで私は保証人が確保できず、永住帰国できなかった。『労務ビザ（研修生と思われる）』で何度か申請したが、却下された。ようやく2007年、日本の親戚が身元保証人になってくれ、私も含めてきょうだい7名が日本に帰国できた」

「祖母（残留婦人）が生きていた頃、ずっと一家で帰りがっていたが、祖母は病気のため中国で亡くなった。私達は保証人がいないので、ずっと日本に帰れなかった」

残留婦人の中には、日本人の前夫との子供、および後に再婚した中国人の夫との間の子供の双方がいるケースもある。この場合、前者は残留孤児に該当するが、後者は残留婦人二世になる。当然、日本への帰国の容易さも異なる。そして残留婦人が中国で死去した場合、日本人の前夫の子供（残留孤児）が先に日本に永住帰国している場合もみられる。そうした残留孤児は、自らの実子を同伴・呼び寄せ等で帰国させた。しかし、自らの弟妹（残留婦人の二世）の身元保証人になることは、必ずしも多くなかったようである。その理由は不明だが、残留孤児自身も帰国後、日本で経済的自立が困難で、自分の子供の身元保証人になるのが精一杯であったことが一因と考えられる。

* 「1972年に祖母（残留婦人）は帰国を許可されたが、体調不良で帰国できず、1973年に中国で病死した。祖母の連れ子（残留孤児）は1986年に日本に帰国したが、その後、中国の親戚と全然連絡をとらなかった。保証人になりたくないからだ。それで私達の来日は2008年まで遅れた」

「祖母（残留婦人）が生きていた時、帰国の手続きをしようとしたが、祖父に反対され、諦めた。その後、祖母は中国で死去した。祖母の連れ子（残留孤児）が日本に帰国する時、一緒にうちの一家も連れて行ってくれるよう頼んだが、断られた。彼は私達の保証人になることも拒否した。2008年によりやく祖母の知人を通して保証人を紹介してもらい、来日できた」

そして、こうした自費での家族呼び寄せ、および、定住ビザでの来日には、しばしばプロの斡旋業者が介在し、高額の手数料を取った。身元保証人になる日本人の中にも、高額を保

証費をとるケースもあった。二世等は、そのために借金を抱えることも少なくなかった。

* 「1991年、母（残留婦人）が私達を呼び寄せる手続きをしたが、うまくいかなかった。それで1992年、業者に3万元（約35万円）を払って手続きをしてもらった。その手数料を払うため、私達はすべての家財を売り払い、借金もした。当時は、それ以外に方法がなかった。業者が日本で工場を経営している日本人を保証人として紹介してくれ、その日本人にも来日後に働いて約35万円を払うという約束で、手続きしてもらった」

第2項 永住帰国の経過

こうした日本政府の政策に基づき、二世等の永住帰国の経過も各タイプごとに多様（表1-4参照）である。

(1) 【年長者】

まず【年長者】の多くは、家族呼び寄せ・自費で来日した。

両親の帰国時、【年長者】の多くはすでに20歳以上、既婚だったからである。中でも【年長・専門管理職層】は、1987年～2008年にかけて五月雨式に、20歳代～60歳代まで多様な年齢で永住帰国した。これは、自分や家族の仕事・健康状態等、多様な個人的な理由で自ら帰国時期を選択した要素が比較的強いからである。

* 「中国で退職したらすぐ日本に行くことにしていたが、夫の兄が病気になり、看病しなければならなかったので、帰国を遅らせた。夫の兄が亡くなってから日本に来た」
「中国で退職する2004年に日本に来る予定だったが、夫の親が病気になり、来日が遅れた。夫の親が死去してから2006年に来日した」

これに対し、【年長・労働者層】は、1990年代に集中して、30歳代～40歳代の働きざかりで永住帰国した。これは、1990年の日本の入国管理法改正を受け、また同年以降の中国での改革開放に伴う生活苦の深刻化の影響もあり、「できるだけ早く日本に行きたい」との動機が働いたことを意味している。【年長・労働者層】の多くは、斡旋業者を介して渡

表1-4 帰国状況

(人)

タイプ		年長・専門管理職層	年長・労働者層	年長・農民層	年少・労働雑業者層	年少・無職者層	計
来日年齢	60歳～	1	—	—	—	—	1
	50歳～	4	—	2	—	—	6
	40歳～	1	7	3	—	—	11
	30歳～	1	4	3	8	—	16
	以下～	1	—	—	6	8	15
来日時期	1987年～	1	1	—	—	3	5
	1990年～	3	3	—	2	3	11
	1994年～	2	7	7	—	2	18
	2000年～	3	—	1	12	—	16
帰国費用	国費	—	1	1	4	5	11
	自費	9	10	7	10	3	39
計		9	11	8	14	8	50

資料：実際調査により作成。

日の手続きを行った。

そして【年長・農民層】は、1994年以降と比較的遅く、30歳代～50歳代で永住帰国した。これは、【年長・農民層】が農村に居住し、帰国に関する情報が入手しにくかった上、経済的に貧困で斡旋業者に支払う経費・帰国旅費を貯めるのに期間がかかったからである。

* 「日本に行くには業者を通す以外の方法がわからなかった。業者の費用が高く、お金を工面するために数年間かかった」

「農村にいたので、永住帰国に関する情報が全然入らなかった。かなり多くの帰国者が日本に帰った後、やっとそのことが耳に入った。それから手続きをしたが、日本に来るまで何年もかかった」

「最初、村人と一緒に『労働ビザ（研修生と思われる）』を申請しようと思ったが、費用が高すぎ、全財産を売っても足りなかった。数年後、日本にいる母（残留婦人）が来日の手続きをしてくれた」

「農村では借金できる相手もなかったので、自費帰国の資金を調達するのに3年間もかかり、帰国が遅れた」

(2) 【年少者】

【年少者】もやはり、家族呼び寄せ・自費で来日した人が多い。ただし【年長者】とは

異なり、国費の同伴帰国者も一定の位置を占める。

中でも【年少・労働雑業者層】は、20歳代～30歳代で家族呼び寄せ・自費での来日が主である。来日時期は2000年以降と相対的に遅い。彼らも農村出身者が多く、情報が入りにくかったことに加え、来日の費用を稼ぐのに時間がかかった。

* 「農村でずっと農業をしていて、祖母が日本人であれば日本に行けるということを知らなかった。都市に出稼ぎに行って、日本に行けるということを耳にした」
「出稼ぎの給料で生活がぎりぎりだったので、来日するために4年間も貯金した。それでも日本にくる金が足りず、半分位は借金した」

これに対し、【年少・無職者層】は、20歳未満で国費・同伴帰国が主である。帰国時期は、1996年以前と相対的に早い。彼らの中には、20歳以上だった兄・姉を中国に残して先に帰国し、後に兄・姉を呼び寄せたケースも多い。

* 「日本政府が、20歳未満の人は国費で来日できると言ったので、母ときょうだい3人が一緒に、1991年来日した。20歳以上だった兄だけ、後から自費で帰国した」
「1989年に両親と弟と一緒に4人で永住帰国した。日本政府の規定により、既婚の姉は帰国できなかった」

第3項 永住帰国の動機

では、二世等はなぜ、日本への永住帰国を望んだのだろうか。

最も多い答えは、「親（一世）が日本人だから」である。またこれがすべてのタイプに共通してみられる帰国の動機でもある。

しかし各タイプ毎に、違いがある（表1-5参照）ことも見逃せない。

(1) 【年長者】

まず【年長者】は、親が先に来日している。したがって、ここで言う「親が日本人だから」とは、「親が日本にいるから安心して行ける」、「日本にいる親の面倒をみる必要が

表1-5 永住帰国の動機

(人)

タイプ	年長・専門管理職層	年長・労働者層	年長・農民層	年少・労働雑業者層	年少・無職者層	計
親が日本にいるから	4	2	4	6	5	21
経済的理由	4	6	3	6	—	19
子供の将来のため	1	3	1	—	—	5
別の世界を体験	—	—	—	2	3	5
うれしい	5	6	6	6	6	29
どちらでもない	—	2	1	6	1	10
悲しい	3	1	—	2	1	7
その他	1	2	1	—	—	4
計	9	11	8	14	8	50

資料：実際調査により作成。

ある（介護）」、「自分だけが中国に残るのはつらい」といったニュアンスである。

中でも【年長・専門管理職層】は、葛藤しつつ来日した。ここでは、「日本に来るのは悲しかった」と語るケースが3名いる。また、「日本にくるのはうれしかった」と語る人の中にも、葛藤があった。なぜなら【年長・専門管理職層】は中国で専門職・管理職等の仕事に就いており、このキャリアを中断して日本に渡ることには大きな迷いがあったからである。彼らの配偶者もまた同様の職業についていたため、来日に反対したケースも少なくない。それでも彼らが来日を決意したのは、「親が日本人だから」という理由に加え、「日本は福祉・医療がよいから」、「もっといい生活がしたかったから」である。彼らのこうした目的・動機が、実際に日本に来て達成されたか否かは別稿で検討する。ただし少なくとも彼らの来日動機には、日本と中国の経済格差、および専門職・管理職であっても医療・福祉・将来性に不安を感じざるを得ない中国東北地方の厳しい経済状況が大きな影響を与えていたといえよう。

* 「腸癌になった母（残留婦人）を世話するため、来日した。私は中国で、とてもいい公務員の仕事を持ち、夫も公務員で高給で生活は豊かだった。来日する必要はないと思っていた。でも母が病気になり、私にとっても会いたがるのでやむをえなかった。来日するのは悲しかった」

「来日する時、すごく複雑な心境だった。結婚して子供もいて、裁判所の相談員といういい仕事をしてきたからだ。また、日本について何も知らないし、先に日本に行った弟の話によると、中国人が日本で仕事を見つけるのは難しい。それでも両親ときょう

だいが皆、日本に行き、自分だけ中国に残るのは辛いので、やはり日本に行こうと決めた。でも夫は反対した。夫に『もしあなたがどうしても日本に行くなら、離婚するしかない』とまで言われ、大変だった。何度も話し合い、やっと夫は同意してくれ、私と一緒に来日した。でも本当は私も夫も日本に来たくなかった。悲しかった」

「複雑な気持ちだった。中国では銀行員として働いていた。中国を離れるのは悲しい。でも経済的に発展した日本に行けば、今よりもっと生活は良くなると思い、帰国を決めた」

「私達夫婦は技師と管理職で、二人ともいい仕事を持ち、中国での生活に満足していた。しかし娘が高校を卒業した時、よりよい環境でもっと高い学歴を取らせたかった。娘の将来を考え、来日した方がいいと判断した。それに日本は母（残留婦人）の祖国だし、空気もきれいだから行きたいと思った」³⁷

これに対し、【年長・労働者層】・【年長・農民層】には来日に伴う葛藤は少ない。「日本に来るのはうれしかった」と答える人が多い。彼らの来日動機は、「親が日本人だから」に加え、「貧困からの脱出」、「子供の将来のため」等が多い。

特に【年長・労働者層】は、1990年代後半以降、生活が急速に不安定化する中で、本人だけでなく子供も含めて就職が困難となり、「経済大国・日本」への脱出に将来を見出そうとした。こうした彼らの生活の不安定化は、直接には1990年代後半以降の改革開放政策に基づく。しかしそれ以前から彼らが労働者階級であったこと、「小日本鬼子」として差別されてきた事実の影響も見逃せない。

* 「従業員1万人以上の縫製の国有企業で働いていたが、改革開放後、解雇された。その後、夫の工場も倒産した。このままだと生活できないから、日本に来るしかなかった」

「来日は楽しみだった。中国ではメリヤス工場で臨時雇として働いていたが、日本では単純労働でも自動機械が導入されて楽そうだし、経済的にも豊かだ。きっと給料も高

³⁷ 【年長・専門管理職層】には、「娘を先に日本へ行かせた。私たち夫婦は退職をしてから行くことにした。当時の退職金は沿海の地域に比べると低かった。娘から日本は空気がきれいで、医療・福祉なども進んでいると聞いた。それに、娘もいるから来日を決めた」との声もある。

いと思った。また姑が日本人だから、世話をするために日本に帰るのは当然だと思った」

「私が縫製工場をリストラされて失業してただけでなく、5人の子供のうち上の3人が、仕事がなかった。見つかる見込みもなく、子供の将来が心配だった。子供達のことを考えると、日本に来た方がいいと思った。この苦しい環境からようやく逃げ出せるという気持ちもあった。母親（残留婦人）ときょうだいは全員、日本にいるから、そんなに不安はなかった」

「私自身は中国で臨時雇で収入は低いけど、それでも生活に不安はなかった。ただ、当時の中国は倒産する企業が多く、若者はなかなか仕事が見つからなかった。私の4人の子供のうち、学校を卒業した2人も仕事がなかった。金もコネもないから、子供達の将来のため、日本に来ることにした」

「子供の就職を考えて、来日を決めた。日本なら中国より、いい仕事が見つかると思った。日本での生活はいろんな面で安心できる。例えば生活保護があり、国が負担してくれる。病院もお金がかからない」³⁸

一方、【年長・農民層】は長年にわたる農村の絶対的貧困からの脱出が、来日の主な動機であった。ここでも1990年代後半以降、農業だけでは生活できなくなったという現実がある。また当時、すでに中高年となっていた【年長・農民層】は、農業以外への転職も困難であった。

* 「農村では農業だけで生活が苦しくなった。若ければ、出稼ぎに行ける。でも自分はずっと50歳まで農業だけをしてきて、出稼ぎ先にも受け入れる職場はないだろう。こんな自分でも、日本に行けば何とかかなと思った」

いずれにせよ【年長・労働者層】と【年長・農民層】の場合、中国東北地方での生活が不安定化し、日本への移動・定住は現状を打破するほとんど唯一の展望とみなされていた。それだけに彼らは、渡日を「うれしい」と感じていたのである。

³⁸ 【年長・労働者層】には、「中国にいた時、よくテレビで日本のことを見ていた。とても好印象で憧れていた。何回か帰国手続きをし、やっと来ることができてうれしかった。日本は母の国だし、経済的に豊かな国だから、日本に来れば生活がきっと良くなると信じていた」との声もある。

(2) 【年少者】

【年少者】でも、やはり「親が日本人だから」は来日の動機の中で大きな位置を占めている。ただしそれ以外に、【年長者】にはない独自の動機として「別の世界を体験したい」という動機が見られる。

まず【年少・労働雑業者層】は、自費・呼び寄せを含むため、「親が日本人だから」というのは、「親がいるから安心して行ける」、「親の面倒をみる必要がある（介護）」、「自分だけが中国に残るのはつらい」等、【年長者】に準じる要素を含む。

それに加え、【年少・労働雑業者層】が「別の世界を体験したい」と語る際、その内実は、中国で仕事・生活上の困難に直面している現実をふまえ、人生をやり直すチャンスをつかみたいというものであった。そこで彼らの動機には、生活の不安定化を背景とした「経済的な理由」も多くみられる。【年少・労働雑業者層】は、1990年代後半以降、農業以外の仕事を転々とし、将来を模索してきた。彼らの生活は極めて困難・不安定である。その一方で彼らは【年長者】に比べて若いこともあり、将来の可能性を模索する方策の一つとして、渡日に希望を託した。彼らは、日本で必ず成功し、定着しようという不退転の決意をもっていただけではない。「渡日してうまくいかなければ、中国に戻ってくればいい」と考えていた。そこで来日は、確かに「うれしい」という気持ちもあるが、まだ将来が未確定だという意味において「うれしくも悲しくも、どちらでもない」とも感じている。

* 「失業後、自営業をしたがうまくいかなかった。2008年、やっと来日できて嬉しかった。祖母（残留婦人）の願いを叶えたいし、自分も祖母の故郷に帰りたかった。日本に来れば、きつともっと幸せになれると思った」

「日本に永住帰国できると分かった時、嬉しかった。日本に好奇心を持ち、一つのチャンスと思っていたからだ。もちろん不安もあった。言葉が通じなくて生活がどうなるか心配していた。でも、あまり深く考えていなかった。中国にいても安定した職がなく、あちこちで臨時で雇われていただけだ。収入が不安定で生活を維持するのが難しかった。日本に行けば、きっとよりいい生活を送れると期待して日本に来た」

「日本に行くことで、自分の生活・人生を変えられるかも知れない。とにかく今の状態を変えたかった。日本に行って、よかったら定住する。うまく行かなければ、中国に

戻ろうと思っていた」

「特に何も思っていなかった。ただ日本に来れば今の状況より良くなるだろう、また自分にとって一つのチャンスかもしれないと思っただけだ」

これに対し、【年少・無職者層】は、「親が日本人だから」来日したが、その内実は、同伴帰国なので「連れられてきた」、「何も考えないうちに勝手に決められた」というものである。そこに本人の明確な意思は見出しにくい。ただしそれでも、「周りからはうらやましがられた」と語る【年少・無職者層】も多い。来日に際し、特に悩みや悲しみはなかった。あえていえば、中国の友達と別れるのが寂しかったということが、彼らの心情であった。

【年少・無職者層】が来日に際し、「別の世界を体験したい」という場合、それは【年少・労働雑業者層】のような、人生をかけた再チャレンジではない。ただ素朴に「未知の世界を見てみたい」という好奇心である。彼らの多くは来日を「うれしい」と感じていた。

*「祖母（残留婦人）に日本に来た方がいいと勧められた。日本の方が発展しているし、両親も一緒だから心配や不安はなかった。周りの友達にもうらやましがられた」
「どちらかと言うと、来たくなかった。高校を卒業する年だから、友達のことを考えるとさびしかった。日本に行くと友達がいないから、面白くないだろうなあと考えた。でもその反面、日本がどんな所か見てみたいという気もあった。来る前に行くか行かないかという相談は全然なかった。勝手に決められた。家族会議や相談はなかった。まわりは勝手に、『行けてよかった』という空気になっていた」

第4節 小括

以上、中国残留日本人二世等の中国における生活実態を分析してきた。簡単に総括・考察する。

第1項 基本層性と生活史

本章の対象となった二世等は、年齢・職業階層に基づいていくつかのタイプに区分しえ

た。

まず【年長者】は、調査時点で46歳以上の二世で、子供時代から反右闘争、大躍進、上山下郷、文化大革命等、中華人民共和国成立以降の深刻な政治的混乱を体験してきた。

この中でも【年長・専門管理職層】は、専門職・管理職である。両親・配偶者も専門職・管理職が多い。比較的高学歴・高収入で生活は安定していた。仕事や生活に大きな悩みはなかったが、それでも現状に完全に満足していたわけではなく、中国沿海地域と比べれば所得が低いと認識し、子供により良い教育環境を希望していた。

【年長・労働者層】は労働者である。両親は労働者・農民・零細商店主、配偶者も労働者であることが多い。彼らは中卒で、低所得ではあるが、1990年代以前の生活は比較的安定していた。しかし、改革開放の進展に伴い、国有企業の民営化・倒産・リストラが相次ぎ、【年長・労働者層】の生活水準は悪化した。以前に居住していた社宅からも追い出され、中国で経済的苦境に陥っていた。また子供の就職も困難で、何とか生活の転換を図ろうと模索していた。

【年長・農民層】は農民である。両親・配偶者も農民や農村労働者である。彼らは中卒未満の低学歴・低所得で、一貫して劣悪な生活環境におかれていた。

次に、【年少者】は、45歳以下で、半数以上が三世である。彼らは、改革開放・市場経済の時代に育った。

まず【年少・労働雑業者層】は、非正規雇用労働者と零細な自営業者である。両親は農民が多く、彼ら自身の学歴も中卒以下と低い。都市出身者は、【年長・労働者層】と同様、国有企業の倒産・リストラに遭遇し、経済的に困窮していた。農村出身者は、都市に出稼ぎをしていたが、その労働条件は劣悪で、賃金不払いに見舞われることも少なくなかった。いずれの場合も、配偶者も同様の不安定な非正規雇用・失業の状態にあった。

【年少・無職者層】は、無職または学生で、全員が未婚である。無職の場合は高卒と高学歴で、日本に行くことを想定し、中国では就職をしていなかった。彼らは、経済的な悩みがなく、生活は安定していた。

以上の各タイプは、必ずしも残留日本人の二世に固有のものではない。同世代・同地域の中国人にはごく一般的にみられる世代・職業階層の類型である。残留日本人二世等の生活実態は、まず第一義的には、中華人民共和国成立以降の中国の社会構造変動によって規定されてきたといえよう。

第2項 中国で受けた差別・迫害

しかし、二世等には、一般の中国人にはみられない固有の経験もあった。それが、日系人としての差別である。

まず【年長者】、特に都市に居住していた【年長・専門管理職層】や【年長・労働者層】では、文化大革命をはじめとする政治的混乱の中で、厳しい差別を体験してきた。その差別は、幼少期のいじめ、学校・進学での不利、就職・昇進・恋愛・結婚等、生活のあらゆる場面に及んだ。彼らの配偶者・家族にまで、その差別は影響を与えた。

これに対し、【年長者】の中でも農村に居住する【年長・農民層】、および年少の【年少者】では、差別体験は少ない。戦後中国における農村という空間、および日中戦争以降の時間的経過が、差別を希薄化させていったといえよう。

ただし【年長・農民層】や【年少者】で差別が全くなかったわけではない。彼らもまた「小日本鬼子」といじめられた経験をもつ。またそれ以上の深刻な差別を経験していないがゆえに、そのようないじめを一層強い印象をもって受容・記憶している。こうした体験を通して、彼らもまた一般の中国人とは異なり、残留日本人の子供（孫）であることを強く自覚・認識してきた。

第3項 永住帰国の経過と動機

対象者が日本に帰国したのは、主に1980年代末以降まで遅延した。それはまず、戦後の東西冷戦、および日本政府の帰国支援策の不備に基づく一世の帰国遅延に由来する。またそれに加え、二世の同伴帰国・国費での帰国旅費支給が、20歳未満・未婚の二世だけに限定されたことにも大きく規定されていた。実際、【年少・無職者層】を除くほとんどの対象者は、一世の帰国が可能となった時期、すでに20歳以上・既婚だったからである。

したがって大半の二世等は、一世の帰国からさらに遅延して、「家族呼び寄せ」で自費渡日せざるを得なかった。

その中でも【年長・専門管理職層】は、1987年から2008年にかけて、20歳代から60歳代まで分散して五月雨式に帰国した。これは、仕事・家族の状況をふまえ、自分で帰国時期を選択したことを意味している。彼らは中国での安定した生活を中断して日本に行くことに迷い・葛藤をもっていたが、「親（一世）の介護のため」、「子供の教育のため」に渡

日を決断した。

一方、【年長・労働者層】は、1990年代に集中して、30歳代から40歳代の働き盛りで帰国した。彼らは、中国での生活に展望を見失い、「貧困からの脱出」、「子供の就職」、「親の介護」のために、働けるうちにできるだけ早く日本に行こうと考えたのである。そして全財産を売り払い、借金までして斡旋業者に依頼して渡日した。

【年長・農民層】は、【年長・労働者層】と同様、中国での生活に展望を見失い、「貧困からの脱出」、「子供の教育のため」、「親が日本にいる」という動機で来日した。ここでいう「親が日本にいる」とは、「親の介護」というより、親を「手づる」とした来日という意味である。ただし彼らの帰国は、農村に居住していて情報が入手しづらく、また斡旋業者に支払う代金すらなかったため、1994年以降まで遅延した。そこで渡日時、彼らはすでに40歳代～50歳代になっていた。

そして【年少・労働雑業者層】は、2000年以降、20歳代～30歳代で、「生活を変えたい」、「視野を広げたい・別の世界に見たい」という動機で帰国した。彼らもまた中国では生活展望がなく、しかし同時にまだ若いため、渡日によって人生を変えたいという一心で、「親が（日本に）いる」ことを手づるとして来日した。

最後に【年少・無職者層】は唯一、国費で親（一世）と同伴帰国したグループである。2000年以前、20歳未満で帰国した。彼らは、「人生のやり直し・再チャレンジ」というより、むしろ「親が行くからあまり何も考えず」、「初めての世界を見てみたい」といった動機で帰国した。

第4項 考察

以上のように、二世等の中国での生活実態、差別体験、帰国の経過・動機は、世代・職業階層によって大きく異なっていた。この知見は、筑波大学社会学研究室（1998）も含め、従来研究ではほとんど明らかにされてこなかった点である。特に筑波大学社会学研究室（1998）は、非農業型（マニュアル・ノンマニュアル）等の二世の帰国動機を明瞭に検出できなかったが、本論の分析では非農業者も含め、職業階層と世代による帰国動機の相違は明白であり、その背後には現実の生活過程の相違があった。

ここで特に注目すべき事実は、次の3点であろう。

まず第1に、年長の【年長者】には専門管理職（【年長・専門管理職層】）がいるが、

年少の【年少者】には専門管理職がない。もとより年少世代の二世等の中に、専門管理職がないわけではない。そうした若い専門管理職は来日を選択せず、中国でさらなるキャリア・アップを目指しているのである。今回の対象者は、あくまで日本に帰国した二世等である。いいかえれば、専門管理職の二世等で日本への永住帰国を選択するのは、すでに年齢的に中国でのキャリア・アップの限界がみえた年長者（【年長・専門管理職層】）ということになる。彼らは、多くの葛藤を抱きつつ、親（一世）の介護、中国で必ずしも成功していない子供（三世等）の将来、そして自らの老後の福祉・生活保障を考慮して、渡日を決意したのである。なお来日を選択しなかった若い専門管理職の二世等の詳細な実態把握は、今後の課題とする。

第2に、年長の【年長者】では、労働者（【年長・労働者層】）と農民（【年長・農民層】）が明らかに異なる職業階層として固有の特徴をもっていた。これに対し、年少の【年少者】では労働者と農民が合体・融合（【年少・労働雑業者層】）している。年長の【年長者】が職業生活を始めた1980年代以前、中国では都市と農村は明確に異なる社会空間であり、労働者と農民はいずれも決して富裕ではないが安定した固有の社会階層であった。しかし1990年代以降の改革開放の進展に伴い、農村の貧困化、および都市国有企業の倒産・リストラが急速に進んだ。都市に膨大な非正規雇用・不熟練労働市場が生み出され、農村から流入した出稼ぎ農民、およびリストラされた都市失業者がそこで就労するに至った。【年長者】と【年少者】の二世の世代的な相違は、こうした中国の社会変動によって創出されたものである。

第3に、年長の【年長者】には無職・学生がないが、年少の【年少者】にはそれがある（【年少・無職者層】）。年長者に学生等がないのは当然と思われるかも知れないが、ここで重要なことは、来日時における学生・無職者の有無である。すなわち年長の【年長者】において、なぜ学生または卒業後まもない無職者がいないかが問題である。それは、一世の日本への帰国が本格化した1980年代以降、すでに【年長者】の二世は20歳以上・既婚になっていたからである。すなわち一世を含む残留日本人の帰国を遅延させ、しかも二世等の国費での同伴帰国に年齢制限を果たした日本政府の政策により、【年長者】には学生または卒業後まもない無職者がいなかったといえよう。いいかえれば【年少者】のように、二世とともに渡日する三世になって初めて、若い学生・就職準備者の渡日が可能になったのである。

以上をふまえれば、二世等にみられた各タイプは、①改革開放前後の中国の社会構造変

動、および、②日本政府の残留日本人に対する帰国支援政策が構造的に作り出したものといえよう。

そしていずれのタイプにおいても、中国での現実生活をふまえた渡日の動機は、単に「残留日本人二世等だから」といった受け身のものだけではない。そこには、「貧困から脱出」「親の介護」「子供の将来」「別の世界の体験（視野の拡大）」など、主体的・選択的な動機がみられる。その意味で、二世等にとって、日本人の血統とは人生の可能性を広げる一つの資源として機能したとあってよい。しかし同時にそれを資源として活用せざるをえなかった背景は、改革開放以降の中国東北地方の厳しい社会的現実である。またその資源の活用を極めて厳しく制限したのは、中国残留日本人一世の苦難を創出した日本政府が二世等に再び課した帰国制限政策であったといわねばならない。

第2章 残留日本人二世等の日本における生活史・誌

本章では、調査対象者たちの日本での生活実態を明らかにする。

まず、基本属性をみていこう（表2-1参照）。本章の対象者50名のうち国費帰国者が11名、私費帰国者が39名を占める。国費帰国者は多くの場合、帰国時に20歳未満・未婚者に限定され、比較的同質性が高い。一方、私費帰国者は、年齢が極めて広範に分散している。

本章以下では、第3章、第4章では、私費帰国者を世代毎に3タイプに区分し、国費帰国者も含めて以下の4つのタイプを設定する。

- ①【国費帰国者】：残留孤児・婦人の二世で、両親に同伴され、1987年～1990年代に10歳代～30歳代と若くして来日した。現在、20歳代～43歳が多く、11名いる。
- ②【私費帰国・高齢層】：主に残留婦人の二世で、1990年代に40歳以上で来日した。現在、56歳以上である。対象者では19名を占める。
- ③【私費帰国・中年層】：残留孤児・婦人の二世が混在し、1990年代に20～30歳代と比較的若くして来日した。現在、44歳～55歳である。対象者には、7名いる。
- ④【私費帰国・若年層】：残留孤児・婦人の三世が主である。2001年以降、10歳代～30歳代と最も若くして来日した。現在、20歳代～43歳で、対象者には13名みられる。

第1節 定着促進センターと居住環境

ではまず、日本での居住状況について、みていこう（表2-2参照）。

第1項 【国費帰国者】

【国費帰国者】は、両親（一世）と同伴で永住帰国した直後、4カ月間、各地の定着促進センターに入所し、日本語等の研修を受けた。またその後、各地の公営住宅を優先的に

表2-1 基本属性

(人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
年齢	60～	—	11	—	—	11
	56～	1	8	—	—	9
	50～	—	—	5	—	5
	44～	2	—	2	—	4
	42～	4	—	—	4	8
	30～	3	—	—	5	8
	20～	1	—	—	4	5
性別	男性	4	9	—	4	17
	女性	7	10	7	9	33
続柄	婦人2世	2	15	3	1	21
	孤児2世	7	4	4	2	17
	婦人3世	2	—	—	7	9
	孤児3世	—	—	—	3	3
帰国形態	同伴	11	6	1	—	18
	呼び寄せ	—	13	6	13	32
来日時期	1987年～	3	1	1	—	5
	1990年～	2	5	1	2	10
	1994年～	5	9	5	1	20
	2001年～	—	1	—	3	4
	2005年～	1	3	—	7	11
来日年齢	50～	—	7	—	—	7
	40～	1	10	—	—	11
	30～	3	2	5	6	16
	20～	3	—	2	4	9
	10～	4	—	—	3	7
職業	常雇専門的職業	—	—	—	—	—
	非正規専門職業	5	2	2	—	9
	常雇不熟練	1	—	—	—	1
	非正規不熟練	1	—	5	11	17
	無職（失業を含む）	4	17	—	2	23
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成。

斡旋された。そこで日本で最初の居住形態は、公営住宅で両親（一世）と同居するというものであった。

彼らの一部は、現在に至るまでその公営住宅に住み続けている。しかし多くの場合、その後、転居し、両親と別居している。転居の理由は、就職や転職、結婚、震災による家屋倒壊、そして「自分が働いて一定の収入があると、同居する親が生活保護を受けられず、一家の生活が成り立たない」等、多様である。

現在、【国費帰国者】の多くは、配偶者・子供とともに公営住宅に居住している。ただし公営住宅の斡旋は、定着促進センターを出所する際の1回のみであった。そこで公営住宅

表2-2 居住地と住宅

(人)

		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
来日 時期	1987年～	3	1	1	—	5
	1990年～	2	5	1	2	10
	1994年～	5	9	5	1	20
	2001年～	—	1	—	3	4
	2005年～	1	3	—	7	11
定着促進 センター	あり	11	—	—	—	11
	なし	—	19	7	13	39
初居 住宅	公営	11	—	—	—	11
	賃貸	—	15	4	7	26
	親・親戚	—	4	3	6	13
転居	3回～	3	3	2	1	9
	1回～	4	15	5	9	33
	なし	4	1	—	3	8
現在 住宅	公営	8	15	4	6	33
	賃貸	—	3	—	6	9
	自宅	3	1	3	1	8
同居 家族	本人+親	2	—	—	2	4
	本人+配偶者	2	13	—	—	15
	本人+配偶者+子供	7	2	7	10	26
	一人暮らし	—	4	—	1	5
子供 人数	なし(未婚含む)	3	—	—	3	6
	1人	—	4	3	3	10
	2人～	8	15	4	7	34
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成。

に入れず、やむなく自分で住宅を購入したケースもある。その場合、例外なくローンの重圧に苦しんでいる。

*「最初は、公営住居を斡旋してくれた。その後、他の地域で仕事を見つけたので、賃貸マンションに転居した。家賃が高かった。県営住宅に何年間も申請し続け、ようやく入居できた。でも部屋が狭く、子供たちも大きくなってきたので、広い県営住宅に何度も申請したが、当たらなかった。やむなく親戚から借金して、中古のマンションを購入した。まだ半分も返済できていない。不況で給料は年々減り、ローンに苦しんでいる」

「震災で公営住宅が倒壊した。別の公営住宅を申請したが、なかなか当たらない。やむなくローンで自宅を購入した。でも不況のため、給料が月10万円も減った。ローンの返済に苦しんでいる」

「収入が増えると、公営住宅の家賃も高くなった。部屋も古くて狭かったし、何回も転居するのも大変だと思い、ローンで自宅を購入した。でも最近、勤務先が倒産して、非正規雇用になった。収入が足りず、返済にすごく困っている」

第2項 【私費帰国者】

【私費帰国者】は、【国費帰国者】とは異なり、定住促進センターに入居できず、公営住宅の斡旋も一切ない。そこで帰国直後から、配偶者や子供とともに民間の賃貸住宅に入居した。特に高齢層は来日直後から子供（三世）が大きかったため、狭隘な公営住宅で両親（一世）と同居し得ず、民間賃貸住宅に住んだケースが多い。

その後、【私費帰国者】も、やはり数回の転居を経験してきた。転居の理由は、高家賃、部屋の狭さ、老朽化、家族の看護の都合等である。そして現在は公営住宅に居住するケースが、民間賃貸住宅よりも多くなっている。

* 「来日直後は身元保証人が経営する工場の宿舎に住み、そこを出てからは自力で住宅を探すしかなかった。4畳と6畳の2室の文化住宅に入り、夫婦と寝たきりの母（私費帰国の残留婦人）の3人で住んだ。なぜ公営住宅に申し込まなかったかといえば、公営住宅の情報を全然知らなかったし、日本に来てすぐに働いたので、余裕もなかった。数年後、役所に聞きに行くと、引っ越して5年以内に申請すれば優先枠があった。でも5年以上経ったので、普通の抽選しかないと言われた。その後、年に2回の抽選に毎回、申し込んだ。でもなかなか当たらず、6年目ようやく当選した。文化住宅での生活は大変だった。母が半身不随だが、うちには風呂がなかった。それで母を風呂に入れる時に、息子の家（公営住宅）に連れて行くしかなかった。私達は母のために、とにかく風呂のある住宅に住みたかった」

「最初は、母（残留婦人）に迷惑をかけたくないから、母の公営住宅に同居せず、一番安い賃貸住宅に入居した。非常に粗末で狭く、家賃は私達にとってはとても高かった。何年間も公営住宅を申請して、やっと当たった」

ただし公営住宅に入居できても、依然として部屋の狭さ、老朽化、役所の職員の対応、近隣との関係等に不満を抱く【私費帰国者】も少なくない。

*「住宅は、とても危険な状態だ。震災で壊れたが、何回申請しても修築してくれない。公営住宅を管理する役所の職員は、中国人に偏見を持っている。住宅のことで何回相談しても、自分でお金を出して修理して下さいと言う。日本人がささいなことで電話したら、すぐに来て解決してあげている」

「娘・孫と3人で、16平米の部屋に住んだ。市役所に何度も『もっと広い部屋を』とお願いしたが、だめだった。夏は本当に苦しく、皆、身体の調子を崩した。私も仕事中、気を失って倒れた」

また【私費帰国者】には、依然として公営住宅に入居できず、民間賃貸住宅に住み続けているケースもある。ここでは、公営住宅への入居が切実な要望となっている。

*「ずっと公営住宅を申請しているが、当たらない。今の民間賃貸アパートは1部屋しかなく、狭くて悩んでいる。夫が寝たきりなので段差がないと起き上がれず、ベッドがどうしても必要だ。でも、ベッドを置くと、すごく狭くなる。私はいつも身体を曲げるように寝ている。まともに眠れず、このままでは持病の糖尿病が悪化するのではないかと心配だ」

「最初住んでいた賃貸アパートが、阪神大地震で壊れた。仮設住宅には、3年間しか住めなかった。今は、月6万円の賃貸住宅に住んでいるが、とても高くて困っている。公営住宅にはなかなか当たらない」

「夫が病気になり、上の階段に昇れなくなった。やむなく賃貸住宅の一階にある部屋を借りている。家賃は5万円位で、2年しか住めないとされた。この2年間で県営住宅に懸命に応募しているが、エレベーターが付いている県営住宅はとても少なく、当たらない。本当に困っている」

第2節 言葉の壁と学校教育

では次に、日本で受けた教育について分析しよう（表2-3参照）。

表2-3 日本での教育 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
中国での学歴	小学 (不就学を含む)	—	6	—	1	7
	中学	5	6	1	7	19
	高校	4	5	5	4	18
	中専	1	2	—	—	3
	大専	—	—	—	1	1
	大学	1	—	1	—	2
日本語(MA)	定着センター (4 か月)	11	—	—	—	11
	日本語専門学校	—	—	2	—	2
	夜間中学	—	13	4	9	26
	日本語教室	—	3	1	3	7
	なし	—	3	—	1	4
最終学歴	小学 (不就学を含む)	2	6	—	—	6
	中学	1	6	1	7	17
	高校	4	5	5	4	18
	中専	—	2	—	—	2
	大専	1	—	—	1	2
	大学	2	—	1	1	4
	大学院	1	—	—	—	1
苦労(MA)	学校に行けなかった	3	—	—	5	8
	勉強が難しかった	2	16	—	1	19
	勉強の時間が足りない	—	—	5	5	10
	友達できず寂しかった	1	—	—	1	2
	いじめられた	2	—	—	1	3
	なし	4	3	2	—	9
在籍(MA)	夜間中学	3	13	3	12	31
	日本語教室	4	7	2	—	13
	なし	4	5	2	1	12
計		11	19	7	13	50

注：最終学歴は日本で取得した学歴を含む。

資料：実態調査より作成。

第1項 日本語教育

まず日本語教育である。

(1) 【国費帰国者】

【国費帰国者】は、帰国直後の4カ月間、定着促進センターで、週5日間の基礎的な日本語教育を受けた。またその後、自立研修センター³⁹に8カ月間、通う資格をもっていた。ただし実際には、本章の対象者で自立研修センターに通ったのは1ケースのみで、それも

³⁹ 1988年、全国15ヶ所に開所された。中国帰国者支援・交流センター関連情報(2014年)：中国残留邦人問題に関する略史、<http://www.sien-center.or.jp/about/whats/chart.html>

6カ月間にとどまる。

むしろ【国費帰国者】の多くは帰国時に学齢だったので、日本の中学校に編入学し、ここで日本語を学んだ。中学校では週に数回、日本語を学ぶための「取り出し授業」⁴⁰が行われた。また、すでに中国で義務教育を終えていた【国費帰国者】の中には、民間財団等から奨学金を受け、日本語学校で2年間、学んだケースもある。

(2) 【私費帰国者】

これに対し、【私費帰国者】は、定着促進センター・自立促進センター等での日本語教育をまったく受けられなかった。

【私費帰国者】の日本語学習で大きな役割を果たしたのは、夜間中学である。

夜間中学は公立の義務教育機関であり、日本語だけを学ぶ場ではない。しかし本論の対象者の【私費帰国者】にとって、夜間中学は日本語教育の場として極めて大きな意義をもった。

ただし公立夜間中学が設置されている地方自治体は限られ、全国に35校しかない⁴¹。本論の対象者が夜間中学が存在する地域に居住していたことは、全国の二世等の中では、むしろ特殊な幸運といってもよい。【私費帰国者】が夜間中学に通い始めたのは、一世（残留婦人・孤児）や親戚（兄弟姉妹）の紹介によることが多い。

夜間中学での就学状況は、【私費帰国者】の中でも、年齢によって差がみられる。

【私費帰国・高齢層】

まず【私費帰国・高齢層】の多くは来日後、夜間中学に通い始めたものの、仕事の都合でいったん休学し、数年後に失業して再度、復学した。

* 「夜間中学に通って一週間で仕事が見つかった。仕事がとてもきつく、生活でいっぱ

⁴⁰ 一般の授業と同じ時間帯に、異なる小教室で別の教師が別の内容を教える方式。個別指導、または少人数クラスであることが一般的である。ただし池上（2000）200頁によれば、学校側の事情によっては、日本語の指導が必要な状況でも受けられない二世等も少なくないという。

⁴¹ 入学資格は、設置する自治体によって違いがあるが、多くの場合、①中学を卒業していない者、②義務教育の年齢を超えている者（概ね15歳以上）、③当該自治体に居住する者（国籍不問）などである。在学年数・カリキュラムは地域によって多様である。

いで、勉強する余裕がなくなり、学校をやめるしかなかった。四年後、糖尿病になって失業した。それで、また夜間中学で勉強を始めた」

「夜間中学で日本語の学習を続けたかったが、子どもの教育費、生活のため、すぐ働かなければならず、夜間中学をやめるしかなかった。今は、体がぼろぼろで脳梗塞になり、働けなくなった。最近また、夜間中学に通うようになった。今は仕事がないから、勉強時間がある」

また【私費帰国・高齢層】は、「夜間中学での勉強が難しい」といった悩みを抱えている。

第1に、識字問題である。彼らは中国での学歴が小・中学校以下しかなく、非識字または「自分の名前しか書けない」という人も少なくない。

* 「中国では小学2年まで学校に通ったが、自分の名前しか書けない。中国語の読み書きも、ほとんどできない。夜間中学でも、どのように勉強したらいいかわからなくて困っている」

「日本語は漢字が多く、とても難しい。単語とかなかなか覚えられない。夜間中学の先生にはいつも、勉強の仕方はあってないようなものだと言われる。日本語の発音も中国語のピンインで教えてくれるが、中国でも学校にほとんど行ったことのない私には、さっぱり分からない」

第2に、高齢であることが、学習の困難を助長している。高齢層には、狭心症、肺梗塞、リウマチ等、深刻な病気⁴²を抱えた人も多い。

* 「50歳を過ぎてから帰国し、夜間中学校に11年も通っている。年をとると記憶力が低下する。ひらがなの五十音は覚えたが、カタカナはまだ覚えられない。習っても、すぐ忘れてしまう。先生には申し訳ないが、どうしても頭に入らない」

「夜間中学で同じ先生に習っても、若者はずっと早く日本語を覚え、どんどん上のクラスに行く。私は何年たっても初級クラスのままだ。その場で覚えても、次の日には忘れる。宿題はいつも夜の1時、2時位までやっている。それでも、他の人より成績

⁴² 高齢層が抱えている疾病は、糖尿病、子宮頸癌、足痛、膀胱炎、高血圧、胃病、肺梗塞、脳血栓、目の病気、目眩、脳膜炎等である。

はよくない。やはり年をとっているからだ。どうしたら上達できるか悩んでいる」

第3に、自分や家族が疾病を抱えているため、学習に集中できないケースもある。

* 「体の調子が良くない日は、夜間中学を休む。頑張って行っても、頭痛で吐きそうになり、早退するしかないからだ。家で勉強しようとしたら目眩がして、どうしようもない。最近、そんな日が多くなった」

「半身不随の夫を家に残して夜間中学に通っているが、いつも心配で学習に集中できない」

第4に、孫の面倒をみなければならず、夜間中学に通いにくいと語るケースもある。

* 「2人の孫がいて、下は生後7カ月だ。保育園に何度も申し込んだが入れなかった。嫁が仕事に行かなければ、一家が食べていけない。私が孫のめんどうをみるしかない。嫁が仕事から帰るのは7時半だ。それから夜間中学に行くと、間に合わない」

しかし【私費帰国・高齢層】は、これからも夜間中学で日本語を学び続けていきたいと考えている。なぜなら彼らにとって夜間中学は、社会との唯一の接点であり、悩み相談の場所でもあるからだ。

* 「毎日、夜間中学に来て3時間勉強することが、とても楽しみだ。皆と顔を合わせ、挨拶するだけでもうれしい。学校に行けなくなったら、一日中家に引きこもっているしかない」

「夜間中学は、私たちの悩み相談の場にもなっている。日本語ができず、生活での悩みがいっぱいあっても、私たちには話す場が他にない。学校に行けば、仲間や先生たちと話すことができる」

【私費帰国・中年層】と【私費帰国・若年層】

一方、【私費帰国・中年層】や【私費帰国・若年層】は、働きながら継続的に夜間中学で

学習している。

ただしここでは、「勉強時間が足りない」ことが最大の悩みとなっている。

すなわちまず第1に、仕事と勉強の両立が難しい。事実上、夜間中学校への出席率はかなり低くなっている。

*「夜間中学に入学して一週間後、仕事が見つかり、夜勤で働くことになった。それで忙しくなり、月に一回位、夜間中学に通っている」

「ずっと夜間中学で勉強している。でも、仕事しないと生きていけないから、残業ばかりで学校に来る時間は少ない。今年の夏から毎週金曜日しか夜間中学に行けない」

第2は、通学時間の問題である。居住地・職場の近くに夜間中学がないため、通学時間がかかる。

*「もっと勉強したいと思っているが、家の近くに学校がないため、通学時間がかかる。

仕事が終わって飛ぶように行っても遅刻する。とても困っている」

「家から職場まで30分位だが、職場から学校まで1時間半以上かかる。学校は午後6時20分から9時までだが、仕事は7時に終わり、いくら急いでも学校に到着するのは8時30分になる。それで勉強の時間は30分しか残らず、全然足りない」

第3は、育児・家事との両立に悩むケースもある。

*「毎日、仕事が終わると急いで子供を保育園に迎えに行き、家に一回戻って食事の準備をする。夫が帰ってから夜間中学に行くが、1時間しか勉強できない。子供を連れて学校に行くと、子供が泣くと他の生徒にも迷惑がかかる」

「週2回ほど仕事が終わったら、小学1年の子供を連れて夜間中学に行くが、子供がいつも授業中に学校の宿題のことを聞くので、自分の授業に集中できない」

また【私費帰国・若年層】では、将来の進学を見据え、夜間中学での日本語学習の水準に問題を感じているケースも多い。彼らはできれば専門の日本語学校に通い、その後、専門学校・大学等に進学したいと願っている。しかし現状では経済的余裕もなく、また必要

な情報も入手しえない⁴³。

* 「夜間中学での日本語学習には限界がある。年配の人と一緒に勉強するしかない。日常会話が学習の目的で、日本語1級の資格取得等はとても無理だ。将来を考えると、やはり日本語学校で学習し、進学したい。でも、アルバイトばかりで勉強する時間がないし、経済的にも無理だ」

「本当は、日本語学校に入学したかったが、誰に聞き、どうすればいいか分からなかった。まわりの帰国者も何も知らない。毎日仕事ばかりで、行ける場所はスーパーと週一回の夜間中学しかなく、1年経っても何も変化がない」

第2項 日本語能力

さて、現在の日本語能力についてみると、【国費帰国者】が最も高く、【私費帰国者】の中では年齢によって差がある（表2-4参照）。

(1) 【国費帰国者】

すなわちまず【国費帰国者】では、日本語の会話・読み書きが「よくできる」、または「できる」と感じている人が多い。【国費帰国者】で日本語に困難を感じているのは、中高年になってから来日した例外的なケースに限られる。

しかし、そうした【国費帰国者】でも、日本生まれ・日本育ちの日本人に比べると、言葉の不自由を感じているケースは少なくない。

* 「日本人との間に距離がある。職場での日本人と仕事上の意見交換、友達としての付

⁴³ 【私費帰国・中年層】の一部には、日本語学校に通ったケースもある。一つは、援護基金の補助を受けて通った二世、もう一つは留学生として来日し、後に残留婦人二世と結婚したケースである。「来日後、夫には専門の勉強を続けて大学院に進学してほしかった。しかし日本では最低レベルの生活で、生きるのも難しいくらいだったので、夫は進学を断念した。私は援護基金から55万円の援助を受け、自分で25万円を負担し、1年間、日本語学校で勉強した。しかし、子供が小さかったため、勉強にあまり集中できなかった」、「当時、中国では日本留学が流行していた。アメリカへの留学は金メッキ、日本留学は銀メッキと言われていた。自分の運命を少しでも変えたいと思い、27歳の時、日本語学校に留学で来た。でももう27歳だし、いくら頑張ってもアルバイトでずっとやっていくのは無理だと思い、3ヶ月だけ専門学校で日本語を勉強して、来日時の保証人の紹介で中国残留婦人の息子と結婚した」。

表2-4 日本語・中国語の能力

(人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
日本語 会話	よくできる	5	—	—	1	6
	できる	4	3	3	7	17
	あまりできない	1	12	4	3	20
	ほとんどできない	1	4	—	2	7
日本語 読み書き	よくできる	3	—	—	1	4
	できる	5	4	1	5	15
	あまりできない	2	8	4	5	19
	ほとんどできない	1	7	2	2	12
中国語 会話	よくできる	9	15	7	13	44
	できる	2	4	—	—	6
	あまりできない	—	—	—	—	—
	ほとんどできない	—	—	—	—	—
中国語 読み書き	よくできる	5	7	4	10	26
	できる	3	7	2	2	14
	あまりできない	3	4	1	1	9
	ほとんどできない	—	1	—	—	1
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成。

き合いでも、いつもすれ違っていく。自分が考えていることを思った通りに表現できなくて悔しい」

「会社で部長に、『箱に天地無用と書いて』と言われたが、意味が分からなかったので尋ねると、部長は意外な顔をして説明してくれた。すごく恥ずかしかった。やはり、日本のことで分からないことが多い」

また【国費帰国者】には、日本語ができない両親のために通訳の役割を果たしてきたケースも少なくない。特に来日後まもない頃は通訳で苦労した体験をもっている。

* 「両親は2人とも身体を壊し、病院に通っていた。私は両親を病院に連れて行かねばならず、市役所から医療券をもらわなければならないが、まだ言葉がわからなかった。病院への行き方もわからず、よく迷子になった」

(2) 【私費帰国者】

【私費帰国者】の中では、若年層の日本語能力が高く、高齢層が最も低くなっている。

高齢層は大半が、日本語会話・読み書きとも「あまりできない」、または「ほとんどできない」と感じている。

日本語の壁はまず、病院での診察、買物、行政との対応等、あらゆる生活場面での不便として現れている。これは高齢層で特に顕著に見られる（表2-5参照）。

＊「病院で専門用語がわからない。検査を受けたら、医者に漢字で紙に書いてもらい、母（残留婦人）の所に持ち帰り、説明してもらおう」

「父が病気になり、一年間入院した。介護のため毎日、病院に通ったが、日本語がわからず、とても苦労した。市役所に行くときも、分からないことが多い」

「スーパーで買い物をして代金を払う時、レジ担当の人に『ポイントカードはお持ちですか』と聞かれたと思うが、何回聞いてもわからず、すごく焦った。後ろにいっぱい客が並び、私を変な人だと見ているような気がして、恥ずかしく、買い物を置いたまま飛ぶように逃げた」

「病院に行きたいと思っても、日本語ができないので我慢している。銀行で通帳やカードを作りたいと思っても、日本語ができないので作っていない。携帯電話を作る時も、他の人をお願いして迷惑をかけた」

またそれは、就職・職場・進学での支障としても現れている。これは、特に働き盛りの中年層・若年層で深刻である。この点については、本章第3節で詳述する。

さらに言葉・日本語の壁は、二世等の孤独・孤立、および家族内コミュニケーションや子育てにも大きな影響を与えているが、それについては第3章で分析する。

第3項 学校教育

来日後、夜間中学以外の一般の昼間の公教育機関に通った二世等は、本章の対象者の中では4人と少ない。

(1) 【国費帰国者】

まず【国費帰国者】では、3名が日本の学校に編入・入学した。中学校に編入したケー

表2-5 【私費】の日本語の壁 (人)

タイプ		高齢層	中年層	若年層	計
日本語の壁	病院・買物・行政等	10	—	—	10
	交流できず・孤独	5	1	2	8
	就職・職業の支障	4	5	6	15
	子供の学習指導できず	—	1	5	6
計		19	7	13	39

資料：実態調査より作成。

スが2名、大学に入学したケースが1名である。彼らはその後、日本の高校・大学・大学院を卒業した。

* 「日本語学校を経て大学に入学し、大学院にも進学した。来日したのが高卒直後だったので、学力はあった。日本語さえできれば大丈夫だと思っただけで、日本語学校で大学受験用の数学・英語の授業もやってくれた。大学・大学院の学費は1年間が全額免除、あとは半額免除で助かった。勉強について行くのはしんどくなかった」

「中学2年のクラスに編入した。その後、高校を卒業し、中国引揚者の子女に対する特別入試⁴⁴で、外国語大学に入学し、卒業した」

彼らは、日本の学校で、「友達ができず寂しかった」、「いじめられた」といった体験をしている。本人は日本の学校に通わなかったが、同じ【国費帰国者】の弟妹が学校でいじめられたケースもある。

* 「小学校に編入し、遠足に持って行った弁当が他の人と違っていたので、クラスメートに笑われた」

「最初、クラスメートに無視された。中学3年生頃、『中国人は胸が大きい』と指で指されたり、大きい声で笑われたりした。私は泣きながら家に帰り、父に『胸を手術する』と言った。父は『いくら費用がかかるの?』と言った。『たぶん30万円かかる』と言うと、父は家族のすべての貯金40万円を持って、病院に私と一緒にいった。医師は、『手術はできるが、将来結婚したら子どもに良くない』と言った。私は手術を

⁴⁴ 公立高校における中国引揚者等子女特別枠入試は、1984年に都立高校で実施されたのが最初である。2013年度現在では、全国30大学で中国引揚者等子女特別枠入試が行われている。小林宏美(2005)150頁も参照。

やめた」

「妹たちは日本の学校でいじめられ、友達もできず、寂しかったようだ。いじめはしょっちゅうあったが、誰にも言えず、いつも近くの公園に2人で泣いていたそうと、最近になって聞いた。両親や私を心配させたくなかったようだ」

【国費帰国者】でも残る8人は、日本の学校に進学・入学しなかった。彼らの多くは来日時、すでに義務教育の学齢を超えていた。うち3人は、日本で進学を希望していたが、果たせなかった。

* 「日本で高校に行きたかったが、行けなかった。日本の学校や進学について何も分からなかったし、いつも生活がぎりぎり、考える時間もなかった。自分と家族のために働かなければならなかった。賃金が低く、食べていくのに精一杯だった。高い授業料を払う余裕はなかった」

「本当は大学に進学して勉強したかった。保証人にそう言ったが、返事はなかった。相談する所もなく、諦めるしかなかった」

「本当は大学に行きたかった。でも義務教育の途中の2人の妹をまず学校に行かさねばならなかった。妹の学校の懇談会や授業参観も私が行っていた。両親を含む家族の面倒を見なければならず、自分が頑張らなければと必死で、大学への夢は諦めるしかなかった」

(2) 【私費帰国者】

【私費帰国者】で日本の学校に編入したのは1ケース(3世・【若年層】)のみである。学年を1学年下げて編入した。また日本語になじめず、友達ができずに苦労したようである。

* 「中国では小学3年だったが、日本では小学2年に編入した。私は、日本語になじむのが遅かった。いつも自分はなぜ日本に来たのだろう、日本に来なければよかったと、すごく後悔していた。最初は教室にじっと座るだけで、何も分からなかった。友達もできず、とても寂しかった」

また【私費帰国・若年層】には、日本で進学したかったが、日本語の問題、または経済的理由により、実現できなかったケースが多い⁴⁵。

* 「来日当時、自分の運命を変えるために、必ず大学等に進学したいと思っていた。でも現実には、全然違った。食べるため、すぐ働くしかなかった。それに日本語もできず、時間的・経済的にも余裕がなかった。進学は、考えるだけでも贅沢な気がした」

「大学に進学するには日本語が必要で、まず日本語学校で勉強しなければならない。でも授業料が高く、とても払えなかった。日本語学校の情報もなかった。大学の門は、私達にはほど遠かった」

「来日して日本語学校で1年間勉強し、大学に進学したかったが、学費が高く、とても行けなかった。両親は生活保護を受け、生活はぎりぎり、私のために出すお金がなかった。自力で学校に進学するには、少なくとも2年分の学費を貯金しなければならない。懸命に仕事をしたが、給料は家賃と生活費に消えた。大学は、私にとって遠い夢だった。諦めるしかない」

「来日当初は学校や進学について、何もわからなかった。自分の日本語のレベルで大学に行けるのか、日本語を学習してから大学に進学するべきかと悩み、焦った。でも誰にも相談できず、いつも生活がぎりぎり、何も考える余裕もなく、知らず知らずのうちに3年間で過ぎた」

「簿記の学校に入学しようとしたが、面接官に『もうちょっと日本語を勉強したら』と言われた。私の日本語レベルでは、専門学校への進学は無理だった」

【私費帰国者】の最終学歴は総じて低いが、【私費帰国・若年層】でも13名のうち7名が中学卒である。同世代の一般の日本人に比べると、極端に低学歴といわざるを得ない。

なお【私費帰国者】の多くは前述のごとく、夜間中学に通っていた。

第3節 就労状況と労働条件

⁴⁵ 現在も進学を希望している【私費・若年層】もいる。「看護専門学校に進学したいが、日本語の問題がある。今、がんばって日本語を勉強して、夜間中学を卒業したら、進学したい。本当はもっと長時間働きたい。月給20万円くらいの仕事につきたい。弁当工場で働けば、時給も今より高く、長時間も働ける。でもそれは夜の仕事で、夜間中学に行けなくなり、進学して看護師になる夢もつぶれてしまう」

では次に、帰国後の職業状況についてみよう（表2-6参照）。

第1項 職業斡旋

まず就職の斡旋状況である。【国費帰国者】の多くは、自分自身、または自立指導員の紹介で就職した。自分自身とは、「大学卒業後、日本人学生と同じように就職活動をした」のようなケースである。それ以外の【国費帰国者】は職業訓練校⁴⁶に通い、修了後、自立指導員によって就職を斡旋された。

これに対し、【私費帰国者】の多くは、身元保証人、帰国者仲間、そして家族・親族によって就職を斡旋された。若年層を含め、自分自身で就職先を確保することは困難であった。高齢層では、帰国者仲間による斡旋が特に多くみられた。

* 「来日前、自分は若いから、仕事はいくらでも探せると思っていた。しかし実際に来て、いろいろ職場を回ったが、日本語ができない、外国人を募集していない等の理由ですべて断われた。日本は不景気で、日本語も話せない自分が仕事を見つけられないのは当然だ。結局、親の紹介で、親が働く工場に行くしかなかった」

「自分から、いくつかの会社に聞いてみたが、日本語の問題ですべて断られた。二か月すぎても、新しい仕事は見つからなかった。やむをえず親戚が働く工場働くことにした」

「夜間中学で知り合った帰国者が仕事を紹介してくれた。日本語をあまり使わない野菜を切る仕事だったので、面接なしで雇用された。給料は低かったが、自分では仕事を探せないため、そこに行くしかなかった」

「帰国者の紹介で、鳥肉加工の仕事についた。そこで働く人の8～9割は中国人、つまり残留孤児・婦人と関係がある人達だった」

⁴⁶ 1978年に改正された職業訓練法に基づく公共職業訓練施設（現在の公共職業能力開発施設）の一つである。改正以前は、専修職業訓練校、及び高等職業訓練校と呼ばれていた。1992年に改正された職業能力開発促進法により、職業訓練校は、職業能力開発校と名称変更された。職業訓練校は、全国で288校あり、内訳は雇用・能力開発機構が74校、都道府県立が194校、市立職業能力開発校が1校、障害者職業能力開発校が19校となっている。雇用保険の受給資格がなく、一定の条件を満たす者がハローワークの指示を受けて入校した場合、訓練期間中の生活の維持のために訓練手当が支給される。本論では、2人の対象者はハローワークを通しての。内容は、簿記・販売・ワープロである。帰国者に対する訓練手当の要件は、日本に永住帰国した日から10年を経過していない者、または当該残留邦人等の一部の親族である。

表2-6 日本での職業生活の概要

(人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
職業斡旋(職歴 経験なしを除 く)(MA)	自分	6	—	2	—	8
	家族・親戚	—	3	4	11	13
	帰国者	—	7	—	3	9
	職業安定所	—	2	—	—	2
	自立指導員 保証人	4	—	—	—	4
		—	6	1	7	11
初職(職歴経験 なしを除く)	常雇専門的職業	5	—	—	—	5
	非正規専門的職業	—	—	—	—	—
	常雇不熟練	2	—	1	—	3
	非正規不熟練	1	17	5	12	35
勤務年	15年～	3	2	2	2	9
	10年～	4	7	4	—	15
	5年～	3	5	1	3	12
	1年～	—	4	—	7	11
	なし	1	1	—	1	3
転職回数(無職 を除く)	3回～	4	5	2	—	11
	1回～	4	4	5	6	19
	なし	2	9	—	6	17
現職	常雇専門的職業	—	—	—	—	—
	非正規専門的職業	5	—	2	—	7
	常雇不熟練	1	2	—	—	3
	非正規不熟練	1	—	5	11	17
	無職(失業を含む)	4	17	—	2	23
やりたい仕事	常雇専門的職業	7	—	3	5	15
	現在の職でいい	1	2	2	—	5
	常雇不熟練	1	—	—	1	2
	賃金が高い	—	—	2	7	9
	なし	2	17	—	—	19
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成。

ある【私費帰国者】は、就職斡旋に関する【国費帰国者】との差別待遇について次のように述べる。

*「弟たちは親と国費で帰国し、定着促進センターで4か月勉強し、さらに自立研修センターで6か月も勉強して、生活保護を受けながら自立指導員の紹介で正社員の職に就き、生活は安定している。(私費帰国の)私は、養うべき家族がいて、生きていくために、来日直後から我慢して働くしかなかった。同じ両親の子供なのに、何で待遇が全然違うのか、理解できない」

第2項 職歴

次に、来日後の職歴についてみよう。

まず【国費帰国者】は、常雇の事務・末端管理職に就いた。ここでいう末端管理職とは、製造現場での統轄者等である。必ずしも中国語・中国文化や日本で学んだ専門性を生かした仕事ではない。彼らはその後、10年以上にわたって就労してきた。ただしその間、数度の転職を経験し、現在は非正規雇用の専門的職業、または無職になっている。ここでいう専門職とは、残留日本人の支援相談員、通訳・翻訳、旅行業務等、中国語・中国文化を生かした仕事が多い。彼らの転職理由は、自らの専門性を生かせないこと、経営の不安定、職場の人間関係のトラブル等であった。彼らは今、常雇の専門的職業での就職を希望しているが、果たせていない（表2-7、2-8参照）。

*「大学を卒業して製造業の会社に勤務した。最初は貿易関係の仕事に配置すると言われていたが、実際には工場の管理職にされた。自分はまだ若いのに、年上の人を管理するので、いろいろトラブルがあった。ストレスを感じ、また貿易の仕事がしたかったので、退職した。その後、貿易会社に常雇で就職したが、不安定な会社だったので退職した。今は旅行会社の非正規雇用で、中国語の通訳や観光ガイド、事務をしている」

「大学院卒業後、上海で日本企業向けの法律事務所に入社したが、顧客が少なく、弁護士との折り合いも悪く、数カ月で退職して日本に戻った。その後、通信機器の規約等の翻訳・通訳の仕事に就いた。携帯電話の生産が落ち込み、仕事内容もつまらなく、生産規模も縮小されたため、辞めた。やはり法律に関わる仕事に就きたいと思い、約1年半の間に中国の2つの法律事務所で働いた。顧客の90%が日本企業で、私の能力も評価されたが、貿易の自営業を開設するために退職した。でも順調にいかず、1年間で閉鎖した。仕事に疲れ、少し休もうと思い、残留孤児支援の通訳のボランティアをしていて、だんだんそれに関わるようになり、非正規雇用の支援・相談員になった」

これに対し、【私費帰国者】の就職先は非正規雇用の不熟練労働であった。具体的には、電器・プラスチック製品・漬物・弁当の製造工、容器検査工、掃除、介護等である。【私費帰国者】の中でも【高齢層・中年層】の就労期間は5～14年間とやや長く、【若年層】のそ

表2-7 職種と職業内容

(人)

		初職				現職			
		国費	私費			国費	私費		
			高齢	中年	若年		高齢	中年	若年
製造業	食料品	1	8	1	6	1	—	—	6
	鉄鋼	1	3	1	1	—	2	—	1
	非鉄金属	—	1	2	3	—	—	—	2
	電気機械	—	1	—	—	—	—	—	—
	繊維製品	1	—	—	—	—	—	1	—
	パルプ	—	—	—	—	—	—	1	—
	精密機器	1	2	—	—	—	—	—	—
	化学	—	1	—	—	—	—	—	—
建設業	塗装工	—	—	—	—	—	—	—	—
	建築現場	—	—	—	—	—	—	—	1
サービス業	クリーニング	—	1	—	—	—	—	1	—
	ホール	—	—	2	1	1	—	—	1
	洗い場	—	—	1	—	—	—	—	—
	掃除	—	—	—	1	—	—	1	1
	スーパー店員	1	—	—	—	—	—	—	—
事務・管理	介護ヘルパー	—	—	—	—	1	—	2	—
	相談員	—	—	—	—	3	—	1	—
	製造経理	1	—	—	—	—	—	—	—
	工場の管理職	1	—	—	—	—	—	—	—
	一般事務	2	—	—	—	—	—	—	—
	法律事務	1	—	—	—	—	—	—	—
	通訳	—	—	—	—	1	—	—	—
無職		1	1	—	1	4	17	—	1
計		11	19	7	13	11	19	7	13

資料：実態調査より作成。

表2-8 職業内容

事務・管理	一般事務、法律事務、車部品製造経理、工場の管理職、介護ヘルパー、通訳、観光ガイド、支援相談員
サービス	料理店のホール、料理店の洗い場、ホテルでの掃除、近鉄での掃除、クリーニング、スーパー店員
製造業	お弁当加工、イカの漬物加工、鶏肉加工、肉加工、飴加工、ラインスタッフ、プラスチック加工、化粧品瓶の検査、大理石加工、自動車部品製造、鉄を運ぶ、塩辛や漬物の作り、ゴム加工、携帯の立て組、靴加工、布団の加工、コンクリート加工、電気溶接、鉄工
建設業	塗装工、建築現場

資料：実態調査より作成。

これは10年未満と短い。

ただしいずれにせよ【私費帰国者】の約半数はその間に転職を経験した。転職の理由は、重労働・低賃金・長時間労働・解雇等である。高齢層は現在、無職で、再び働きたいとは考えていない。中年層・若年層は、現在も非正規雇用で不熟練労働に従事している。将来

は、常雇の専門的職業、または不熟練であっても高賃金の職場への転職を希望している。

＊「最初の仕事は、携帯充電器の製造工場での流れ作業の臨時雇だった。ずっと立ち続けの仕事だ。給料が安くて生活費に足りないので、時給 1000 円のセメント工場に転職した。でもそこは、きつすぎて、1 か月半でやめた。その後、プラスチック工場で夜勤スタッフとして 3 年間働いた。身体の調子が悪くなり、昼の野菜を切る仕事に転職した」

「プラスチック加工工場で運搬工の仕事に就いたが、きつくて耐えられず、2 年後、掃除の職に転職した。しかし、それも楽ではなく、賃金も低かったため、建築の仕事に就いた。何回転職しても、結局低賃金、きつい、汚い仕事に就くしかない」

「漬物工場の製造工で、とても疲れた。腰も壊した。最初、毎日午前 8 時から午後 9 時まで働いた。手の指も変形して、医者に『今の仕事を止めなさい。このまま続けると身体が壊れる』と言われ、退職した。でも夫の給料だけでは生活できないため、病気を我慢して、今は介護の非正規で 1 日 6 時間働いている」

「弁当工場でアルバイトとして働いたが、育児のため休んだら、解雇された。その後、化粧品の瓶の検査の仕事をしている。子供がもう少し大きくなったら、もっと給料の高い職場に転職したい」

「来日 3 日目から漬物会社で働いた。朝 8 時から夕方 6 時まで立ちっぱなしで漬物を切る。でも正月、夜 10 時まで残業させられ、腰が痛い上に眠くて、手を包丁で切った。血が止まらなかった。それで『衛生によくないから、明日から来なくていい』と解雇された。その後、野菜を切る仕事に転職した」

「鉄工場で硫酸の過敏で、命を失うほどだった。しかし日本語ができず、法律についてもわからなかったため、工場から何の賠償もなく、解雇された。言いたいことがいっぱいあっても日本語で表現できず、とても悔しかった。今でも何かおかしい匂いがあると、身体がとても激しく反応する」

【私費帰国者】の約半数は、転職を経験していない。それは、転職が難しい上、転職してもあまり労働条件は改善されないと考えているからである。最初の職場も、彼らにとっては数カ月間も求職し、ようやくたどり着いたものであった。その職場を解雇され、失業しているケースも少なくない。

* 「10年間も同じ職場で働いてきた。いくら仕事が見つく、賃金が低くても、他の仕事に就こうとは思わなかった。なぜなら私は高齢で、日本語もできず、他の仕事を探すのは無理であることがわかっているからだ」

「50歳をすぎて来日し、日本語がわからないから何も聞き取れず、なかなか仕事が見つからなかった。コンクリート製造会社に就職できたが、仕事は難しく、とてもきつかった。我慢して3年間頑張ったが、職場で倒れて入院し、退職せざるをえなかった。その後、仕事はない」

「来日後、3ヶ月すぎても仕事が見つけれなかった。生きていくために、やむなく鉄を運ぶ工場で重労働に就いた。もっと高い給料の職場に転職したいが、私は能力がないから、いい仕事はどうせ見つけれない」

「8年間働いてきた鉄工所で仕事が少なくなり、50歳以上の人は全員解雇された。その後、2年間、次の仕事を捜したが、見つからなかった」

「自動車部品工場があまりに低賃金で、鉄工所に転職したが、人員削減で解雇された。その後、もう2年間、仕事を探しているが、みつからない。今はもう諦めている」

「鉄工所で働いていたが、自転車で仕事に行く途中、自動車にぶつかり、腕を骨折して、退職した。その後、仕事はない」「他の仕事を探そうと思っても、日本語もできず、不景気で日本人でもなかなか仕事はみつからないから、やはり今の職場で働くしかない」

「休み時間がなく、祝日も仕事だ。朝9時に入社して、夜早くて7時半、遅ければ10時まで仕事。肉を扱うから冷房が強く、皆、身体を壊している。転職したいが、この年齢で、しかも日本語ができなければ、どこも雇ってくれない」

「来日して3か月すぎて、帰国者の友達の紹介でやっと仕事に就いたが、すごくきつかった。冬でも冷房が入り、ずっと立ちっぱなしで肉を切る。最近、腰が痛くて起きられないほどだ。転職したくても、できない。日本語の問題で次の仕事を見つけるのは難しいと分かっているから、我慢するしかない」

過去に転職経験があっても、今後、さらなる転職は困難と感じているケースも多い。

* 「時給は低いが、それでも働かせてもらっているだけで感謝している。もちろん給料

が高くて楽な職に就きたいが、無理だとわかっている。私は女性で、結婚して幼い子供がいるから、どこに行っても給料が高くて長く続けられる仕事を探すのは不可能だ」
「もっときつくていいから、時給が高い仕事に就きたいが、それは無理で、今の職を続けるしかない」

「日本語が不十分のため、私たちが探せる職種は非常に少ない。製造工・掃除・建築現場などしかない」

「弁当製造や漬物加工など2回転職したが、結局、低賃金・重労働のままだった。もうこれ以上、他の仕事に就けないから、仕方がない」

第3項 労働状況と労働条件

労働条件についてみる（表2-9参照）。

【国費帰国者】の場合、日本と中国の労働文化の違い、および常雇になれないことが、大きな問題となっている。前節でみたように、彼らの多くは初職では常雇だったが、その後、転職の過程で非正規雇用になってきた。また労働文化の違いが、転職の理由になっているだけでなく、現在の職場でも大きな問題となっている。

* 「過去の職場で、仕事のやり方・考え方が日本人と違って合わなかったため、何回も転職した。でも今はもう、これは解決できない問題で仕方がないと思っている。日本人は、上司に言われたとおりに仕事をして、自分で考えようとしなない。例えば、目薬のキャップの検査でも、日本人の同僚は一日に1箱しかできなかった。私は、自分なりのやり方で6箱できた。しかし部長が来て、『真面目にもう一回やれ、さぼるな』と言われた。『仕事はきちんとやっている。指示されたやり方では全然進まず、出荷にも間に合わない。箱毎に検査員の印が押してあるから、もし返品があつたら、責任を取る』と言いつ返した。すると、『黙れ、言った通りにやれ』と怒られた。結局、派遣会社から10人を雇い、高い賃金を払ってやっと出荷できた。日本人は本当に頑固だ」
「自分の性格は中国的で、白黒はっきりさせる。他人の顔色をうかがわない。気配りが足りない。新しい上司は、私にいろいろ聞いてくる。最初は教えていたが、彼は自分で調べたり、勉強しようとしなない。『ここに書いてあるから、自分で調べてくださ

表 2-9 労働条件の問題 (MA)

(人)

タイプ (職歴なしを除く)	国費	私費			計
		高齢層	中年層	若年層	
低賃金	2	7	5	8	22
日本語	1	10	3	7	21
きつい・汚い・危険	3	7	4	5	19
差別	—	6	2	7	15
労働文化の差	5	4	1	1	11
長時間労働	1	3	1	5	10
正社員になれない	3	1	1	5	10
仕事が少ない	1	2	—	2	5
技術を生かせない	2	2	—	1	5
仕事が単純	2	—	1	—	3
その他	—	5	1	1	7
計	10	18	7	12	47

資料：実態調査より作成。

い』と資料を渡したら、ただパラパラとめくって見ていた。意見が合わず、何度か大声でケンカをすると、職場全体がシーンとなっていた」

「以前の職場でも、考え方が日本人と全然違うから、ストレスを感じて退職した。今の職場でも日本人は、仕事のやり方が中国人と違う。日本では、伝統的習慣を重視する。先輩の言うことが全部正しいという感じで、教えられたら、その通りにやる。中国では、自分でもっと効率的な方法を工夫する」

これに対し、【私費帰国者】は、主要には4つの問題に直面している。

まず第1は、低賃金である。ここには、差別的待遇の要素も含まれる。「時給が低く、食べるにも困っている」、「毎日10時間以上働いても、月12万円程度」、「同じ工場で7年間働いても給料は一円も上がらない」等の声が聞かれる。

* 「今の職場で5年以上も働いているが、給料をずっとあげてくれない。同じ仕事でも日本人の給料は中国人より高い。私たちは正社員にもなれない」

「今の会社で5年間も働いているが、時給は700円のままずっとあげてくれない。同じ仕事でも日本人は950円で私たちよりずっと高い」

第2は、日本語の壁である。「職場で何も聞き取れず、何もできないから、日本人に怒られるばかり」、「指示されても何も分からず、解雇された」等の声は多い。

* 「無理をして鉄を運んでいると、社長が来て『大丈夫か』と聞いた。丈夫という言葉と勘違いして褒められていると思い、笑いながら『はい。大丈夫、大丈夫』と元気なポーズをしてみせた。毎日同じことをやり、結局腰を壊した。同僚に『あなたが社長に大丈夫というから』と言われた」

「工作中、日本語の問題で交流がうまくいかず、リーダーによく怒られている。このままではクビにされるのではないかと悩んでいる」

「日本語がわからなくて大変だった。最初は『おはよう』もわからなかった。カゴをもって行って『タオルをください』と言うだけでも大変だった。他の人の手をつかんで連れていった。職場ではだれも日本語を教えてくれなかった」

第3は、仕事内容がきつい・汚い・危険であることである。仕事の危険さは、言葉の壁によってさらに増幅されている。「機械で指を切断した人が3人いる」、「仕事中にケガをして解雇されたが、労災と認められず、賠償もなかった」と語るケースもある。

* 「靴の製造工場で化学糊の匂いがとてもきつく、毎日、頭が痛くて我慢できないほどだ。私は体内に腫瘍があり、定期検査を受けているが、今の労働環境はきっと私の病気によくないだろう」

「1日に2000本の焼き鳥を串に刺す。指を傷つけるのはしょっちゅうだ。力を入れなければ刺し通せず、指はタコだらけ。肩と手も痺れて感覚がない。休み時間もなく、祝日も仕事だ」

「男性でもきつい鉄を運ぶ仕事についた。中国では想像もつかない汚い、きつい仕事だったが、我慢するしかなかった。毎日が辛く、帰宅すると疲れきって誰とも話したくない、食欲もなく、横になって寝るだけだった」

「毎朝5時から午後6時まで立って野菜を切っている。工場では、野菜の鮮度を保つため、冬でも冷房がかかっている。腰が痛く、けがをするのはしょっちゅうだ」

「コンクリートの製造工場で、工作中、目にシンナーが入った。その時は、手袋で拭いてすぐ仕事を続けた。当時、薬品について説明されても、日本語がわからなかった。そのため、目の一部が白くなり、異常を感じる。ずいぶん後に、日本人の同僚から目にシンナーが入ったら、すぐ洗浄しなければならぬと聞いた。その後、建築現場で、

機械部品が上から落ちてきて右足を骨折した。半年入院して、2回手術を受けたが、まだ杖に頼っている。障害者になるのではないかと、悩んでいる。仕事を休んでいると、社長から『いつ仕事に戻るか』、『出勤できないなら、他の人を募集する』と電話があった」

第4に、職場でのいじめ問題である。特にきつい仕事やミスへの責任の押し付け、暴行や暴言は日常茶飯事である。

* 「中国人には、きつい仕事ばかりやらせる。同僚の日本人に『お前、アホやろ。中国に帰れ』と、よく怒られた。子供が結婚した時、私は一週間の休みを取った。その後、出勤すると、部長がいきなり『なぜ一週間も休んだのか』と言った。私は部長の胸倉をつかみ、『そんなことを言うな』と言ってやった。でもクビにされたら生きていけないから、翌日、私の方から謝りに行った」

「日本人のやりたくない仕事、汚い、重い仕事をやらされた。資本家は金儲けばかり考え、労働者のことを考えない。仕事現場で日本人に差別されたこともある。日本人は自分でやるべきことをやらず、中国人にやらせる。機械が壊れたら、中国人が壊したとウソをつく。言葉も通じないので、こちらに理があっても言えず、よくいじめられた」

「毎朝8時から夜9時まで立ったままで流れ作業の仕事をしている。疲れてくると、20歳代の女性の班長に『アホ、ちゃんとやれ』、『怠け者、バカ』と頭を殴られる。入社した日から、名前ではなく、『あの中国人』と呼ばれている。日本人は中国人を軽視している」

「職場では、きつい仕事は中国人ばかりさせられる。同僚に、『アホ、中国に帰れ』と言われた。また、一日2回以上トイレに行くと班長に怒られる。お腹を壊して何回もトイレに行くと、『バカ野郎、ボケ』と後ろから蹴られた。中国人と言われ、こういういじめは、しょっちゅうある」

「職場で差別は、よくある。例えば、日本人が私の言うことがわからず、返事できなければ、『やはり中国人はだめだ』とか、『アホ』とか、よく言われた。また、新しく入った日本人が、これをやれ、それをやれと私に冷たく命令した。うちへ帰って、悩みを母（残留婦人）に言うと、言い返し方を教えてくれた。私は一生懸命にそれを覚

え、その日本人に言い返した」

【私費帰国者】の労働条件が最も劣悪なのは、来日時の身元保証人が経営する企業で働いた場合である。

* 「身元保証人の自動車部品工場で、時給は男性 700 円、女性 600 円で昇給もボーナスもない。この保証人は、3つの帰国者家族の保証人になり、その全員を自分の工場で働かせていた。私達は保証人が所有する古い一軒家に住み、その家のリフォーム代・96 万円も、給料から毎月天引きされた。残業も多く、仕事もきつく、私は 13 台の機械を同時に担当させられた。ずっと同じ姿勢での作業で、きつかった。日本人の労働者さえ、『以前、その仕事は 3 人でやっていた。ひどい』と同情していた。労災で手にケガもした。それでも逃げ出さなかったのは、まだ日本に来られない兄の保証人も、その社長に頼まねばならなかったからだ。当日の仕事が終わらないと帰れない。どんなに遅くまで働いても給料は変わらない。関東地方一帯でそういう経営者グループがあり、互いに帰国者の身元保証人になるように紹介しあっていた。保証人に『生活保護が受けられるのではないか』と聞いたが、『それはいけない。恥だ。働け』と言われ、そのまま働いた。当初、半年後には昇給すると言われていた。しかし、全然あげてくれなかった」

「身元保証人の焼き鳥製造で月 300 時間以上、働いている。当日の仕事が終わらないと帰ることは許されず、どんなに遅くまで働いても、給料は月 19 万円で変わらない。社長に昇給を頼んだら、『日本語もできない癖に黙れ』と怒られ、『人に言うてはいけない』と言われた。同じ仕事をしても、給料が自分より高い人ははるかに多い。社長が来日時の保証人なので、やるしかない。言葉も通じないから、他の職場には移れない。N市の親戚はもっとひどい状態だ。山の中でとても危険な仕事をさせられ、このままでは死ぬかもしれない。こちらに呼び寄せたいが、N市の会社の社長も私達の保証人の友人なので、呼び寄せたら、こちらで解雇されたり、いじめられるかもしれない。それでどうしようもない」

「身元保証人の焼き鳥工場で働いているが、正式の契約を結んでいないし、残業しても残業代も出ない。毎日 10 時間以上、働かねばならない。毎朝 5 時に出勤して、午後 5 時か 6 時まで働く。ケガは、日常茶飯事だ。仕事はとてもきつい。転職したいが、

無理だ。日本語もできないし、保証人の工場だし、他の仕事が探せないのは、自分が一番よくわかっている。私は、13人で一緒に来日して、1人当たり5万円位の手数料を、保証人である社長に払った。来日の飛行機代、来日後の家賃も払い、冷蔵庫・炊飯器・洗濯機の代金も取られた。それらを含め、私と夫と子供の3人分として毎月、13万円を1年間、社長に支払っていた。身元保証人が私達を住ませた家は、とても古くて条件がよくなかった。1年間は、儲けたお金を全部社長に払ったから、この1年間は無かったものと考えるようにしている。そう考えた方が、精神的に楽になる」

第4節 経済基盤と生活保護

最後に、家計状況を分析する（表2-10参照）。

調査時点で、学生を除く対象者49名のうち、賃金収入で生活するケースは30名、生活保護受給者は19名であった。生活保護受給率は39%と極めて高い。

第1項 【国費帰国者】

【国費帰国者】は来日直後、両親（一世）と同居し、両親が受給する生活保護で暮らしていた。その後、就職して自立し、多くが自ら賃金収入を得るようになった。

現在、【国費帰国者】の過半数は、本人の月収が10万円以上、世帯月収が30万円以上である。後述する【私費】に比べれば高収入だが、同世代の日本人に比べれば明らかに低い⁴⁷。

【国費帰国者】は、現在の経済状況を「やや満足」または「どちらとも言えない」と評価している。「毎月少しずつ貯金して、旅行している。好きな車も買った」、「節約はあまりしていない」と語るケースもある。

ただし【国費帰国者】の中でも雇用が不安定化し、失業または賃金削減に直面しているケースもある。

* 「年400万円位の賃金があったが、失業した。今は月11万円位の失業保険をもらっている。来月から失業保険も切れ、収入がなくなる。妻の月収は5万円程度で、子ども

⁴⁷ 国税庁の民間給与実態統計調査(2012年度)によれば同世代の日本人男性の平均給与は502万円である。

表2-10 収入概要

(人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
内 訳	賃金	8	2	7	11	28
	生活保護	2	16	—	1	19
	その他	1	1	—	1	3
本 人 月 額	20万～	1	2	—	3	6
	10万～	6	—	4	—	10
	10万未満	3	16	3	9	31
	なし	—	1	—	1	3
家 族 月 額	40万～	2	1	3	1	7
	30万～	4	1	1	6	12
	20万～	3	—	1	3	7
	10万～	1	15	2	3	21
	10万未満	1	2	—	—	3
評 価	とても満足	—	—	—	—	—
	やや満足	3	2	—	2	7
	どちらとも言えない	4	6	2	—	12
	やや苦しい	3	7	2	5	17
	とても苦しい	1	4	3	6	14
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成。

が4人いる。食費も足りず、どうすればいいかとても困っている。仕事はきつくても危険でもいいから、家族がまともに生きていける給料がほしい」

「これまで月21万円の賃金だったが、今年に入ってから仕事時間が2時間半も減り、土日も休みになって10万円ほど減少した。会社が倒産しそうだ。このままでは、失業する」

第2項 【私費帰国者】

【私費帰国者】の家計状況は、世代毎に大きく異なる。

(1) 【私費帰国・高齢層】

まず【高齢層】は、大半が生活保護で暮らしている。

彼らは来日後、就労期間が限られている上、臨時・非正規の仕事をしてきたため厚生年金もなく、退職後は年金では暮らせなかった。そこで生活保護を受けざるを得なかったのである。

生活保護は、単身世帯で月額8～9万円、夫婦世帯で10～12万円程度である。

生活保護受給者には、大きく3つの問題があった。

第1に、受給が容易に認められなかったことである。

*「無理をして働いていたが、職場で脳梗塞になり、倒れた。医者には、これ以上無理をしたらダメと言われた。仕方なく生活保護を申請に行ったが、なかなか認めてくれず、許可されるまで1年以上かかった。その間の生活は、本当に苦しかった。死んだ方がましだと思った」

「生活保護を申請に行くと、『まだ働ける。仕事を探せ』と言われ、なかなか認めてもらえなかった。当時、病院に行く金もなく、骨盤ヘルニアでベッドに1か月以上横になったこともある。足が痺れ、ほとんど動けなかった。夫も1年以上、仕事をさがしたが、日本語ができない上、年をとっていたため、雇ってくれる所がなかった。本当に苦しく、毎日、市役所に行って生活保護を申請した。朝から夜まで市役所に座ったこともある。結局1年半以上かかって、許可された。役所の人は本当に冷たい」

第2に、生活保護は低額で、生活が苦しかった。過半数が「やや苦しい」または「とても苦しい」と評価している。

*「生活保護は毎月8万円で、家賃と電気・ガス代を払ったら、あまり残らない。安売の物を買うため、いつも午後7時以後、スーパーへ行く。生活はぎりぎりで、とても苦しい」

「最低限の生活しかできない。いろいろ出費がかさむし、日本の物価は高いから、余裕がない。孫にも何か買ってあげたいが、何もあげられず悲しい」

「妻と二人で、月11万円だ。生活は本当に苦しい。孫が来た時に肉を食べさせるため、普段は夫婦とも食事を1日2回にして節約している。小遣いは全然ない」

第3に、生活保護を受給すると、自由がなく、いつも監視される。行政の職員が戸別訪問し、節約・就労を指導している。中国に住む親戚等の訪問もできない。

*「いつも監視されている気がする。行政の職員が訪問して来て、家の中をよく調べる。」

拾った机を指して、『新しい家具が増えたね。どこで、いくらで買ったのか。子どもから最近、お金らっていないか』と聞いてくる。私は、『机は近くのゴミ捨て場から拾った。子供たちも失業しているから、私にお金をくれる余裕はない』と答える。職員は、私たちに節約・就労について教えようとする。節約なら、私たちは専門的に研究しているようなもので、教えてもらう必要はない。偉そうに言っている職員の表情を見て、あなたも私たちのような生活を1か月でも体験してみたらどうかと言いついたいほどだ。でも、職員には反論できない。彼らを怒らせたなら、生活保護を止められるからだ」

「生活保護を受けていると、中国に帰りたくても帰れない。以前、父が病気になったので、ぎりぎりのお金で切符を買い、夫婦で中国に帰った。すると、生活保護の支給を止められた。それは、贅沢な海外旅行ではないだろう。行きたくて行っている旅行ではない。中国に行っても、御飯も食べなければならぬし、生活費もかかる」

「生活保護を受けてから、どこにも行けなくなった。本当は中国にある両親の墓に行き、花をあげたい。でも行くと、生活保護が止められてしまう。通院できる病院も指定される。そこは家から遠いので、毎回、子供に仕事の休みを取って連れて行ってもらわねばならない。毎日、病気が重くならないように祈っている。子供はこれ以上休みを取ると、解雇されかねない。私という存在は、子どもにも、社会にも、本当に重荷になっている。日本に来てから、一回も旅行に行ったことはない。籠に入った鳥のように、死を待つしかない」

ただし【高齢層】には、生活保護はいわば救済制度なので「贅沢は言えない」と考え、苦しいかどうかは「どちらともいえない」「やや満足」と語るケースも少なくない。

* 「経済状況については、どちらとも言えない。もらっているお金だから、贅沢は言えない。でも日本の基準から見るとかなり貧しい」

「生活保護で節約して、何とか生きている。私たちは1世のように戦争の直接被害者ではないから、日本で食べて生きていられるだけでも、満足すべきなのかもしれない。私はこの年齢で、病気もあり、これから働くこともできないから、贅沢は言えない。生活保護を受けられていることに、感謝すべきだ」

「経済状況については、どちらともいえない。日本に来たばかりの時と比べると、今の

方が毎月低額でも安定してお金が入ってくるから、何とか食べていける。その点では、安定したという感じだ」

(2) 【私費帰国（中年層・若年層）】

これに対し、【私費帰国（中年層・若年層）】は、ほとんどが賃金収入を得ている。調査時点で、個人収入は20万以下、世帯収入は10万～40万代に幅広く分散している。

彼らは、現在の収入について、「やや苦しい」または「とても苦しい」と感じている。【高齢層】に比べても一層、経済的困窮を感じている。雇用の不安定・低賃金に加え、家賃・子供の教育費等、出費もかさむからである。

* 「夫は月35万円位の賃金だったが、現在、失業して月16万円ほどの失業保険をもらっている。私は、月10万円の賃金しかなく、生活はとても苦しい、2人の子供は在学中で、息子の大学の学費は年間130万円かかる」

「給料が少ないのに、教育費・学費がとても高く、苦しい。娘は授業料を借金して、アルバイトをして返している」

「私は月に6万円、家族全体で月に26万円の収入しかない。不況のため、一家の給料は月11万円も減っている。子どもの教育費もあるから、とても苦しくて不安だ。このままでは、住む家もなく、食べていけなくなる。本当に困っている」

「私の月収は3万円、夫の10万円を合わせ、月13万円の収入で、生活はとても苦しい。特に夫が半年以上、仕事が無かった時は、苦しくて中国に帰る寸前だった。1歳以下の子どものミルク代、おむつ代にも困っている。親戚から50万円位の借金をした。

これからどうしたらいいか、分からない。考えたくもない。全然未来に展望がない」

【私費帰国者】の中で来日前、中国で専門的職業に就いていた人は、来日前の生活水準との落差に悩んでいる。

* 「私は中国で、金遣いが荒かった。ブランド品の靴も、よく買っていた。スーパーでも一番質のいいものを買っていた。でも日本に来てから、とても節約している。必要のないお金は絶対使わない。いつも値段を何回も確認して、よく比べ、割引の商品を

買っている。服も一枚も買っていない。中国から持ってきた服を着ている。あまりにもギャップが大きい」

「来日前の生活と落差が大きい。中国での生活水準と比べ物にならない。中国では上流で、3階建の一軒家に住み、マイカーももっていた。でも日本では下流で、何も無い」

一部の私費帰国者の【中年層・若年層】は世帯収入が30万円以上と比較的に高く見える。しかし、家族人数が4人以上で、子供が2人以上、さらに中国にも扶養家族がおり、生活は決して楽ではない。

*「私は残業を含めて月280時間以上働いて月に14万円位、夫は毎月300時間以上働いて月19万位の賃金だ。日本にいる家族は4人で、中国にも扶養家族として、妻の両親と自分の父の3人がいる」

病気で、医療費に悩まされる人もいる。生活保護受給者には、医療費が別途支給される。そこで医療負担を考えれば、【高齢層】よりも、【中年層・若年層】の方が一層、生活が苦しい場合もある。医療費を節約して、病状を悪化させた人もいる。

*「体内に3つの良性腫瘍があり、病院で定期検査を受けている。病気がいつ悪くなるかわからず、とても心配しており、経済的にも負担が重い。病気のため、あまり仕事ができず、病院代もかかる。このままでは、子どもが大学に合格しても、お金がないため進学させられない。私は子供のためにもあと10年間は頑張ってお金稼ぎたいと思っているが、最近1つの腫瘍が大きくなっていると医者に言われた。どうしたらいいかわからない」

「病気になっても、病院に行かないようにしている。一回病院に行くと少なくとも5千円以上かかるし、仕事を休まなければならないからだ。仕事を休むと、給料も減る。今年3月から花粉症になり、いつものように薬局で薬を買った。でも、どんどん酷くなり、目も見えなくなったため、休みを取って病院に行くと、医者に『なぜ早く来なかった』と言われた」

ほとんどの【中年層・若年層】は、「将来が不安」と感じている。安定的就労ができず、老後の年金が確保できないことが大きな重圧になっている。

* 「将来のことを考えると、怖くなる。日本に来て5年になるが、ずっと不安定な臨時職で働くしかなかった。未だに正社員の仕事はみつからない。このままでは将来、年金ももらえない。これから日本でどうやって生きていくかと考えると、息をするのも苦しくなる」

「将来が、とても不安だ。来日して10年になるが、生活は苦しくなる一方だ。同じ会社で10年間働いても正社員になれない。それに最近、仕事が少なくなり、給料も減った。今から正社員になれるとしても退職後、年金が少なく生活には足りない」

「中国ですべての財産を売って、日本にきた。中国には生活の基盤がなく、もう戻れない。日本では生きていくために低賃金・重労働を懸命にしてきた。そのため、身体もボロボロだ。この身体で、あと何年間、働けるかわからない。しかも臨時の仕事ばかりしてきたため、年金はない。老後の生活はどうなるか、考えると頭が痛くなる。毎日が不安の日々だ」

第5節 小括

以上、中国残留日本人二世等の日本における生活実態を分析してきた。簡単に総括・考察する。

まず二世等の日本での生活実態は、【国費帰国者】と【私費帰国者】で大きく異なり、さらに【私費帰国者】の中でも年齢層によって明白な差がみられた。第1章で、中国での生活実態・差別体験・帰国の経緯や動機は、世代・職業階層によって大きく異なっていることを明らかにした。しかし日本永住帰国後の生活実態は、こうした中国での生活実態やその規定要因とは無関係に、国費・私費という帰国の経過によって大きく異なり、その枠内で世代的な相違が見られた。

こうした相違は、本論序章でも指摘したように、主に日本政府の帰国支援策が構造的に作り出したものである。日本政府は一世を含む残留日本人の帰国を遅延させ、しかも二世等の国費での同伴帰国に年齢制限を課した。また、国費同伴帰国と私費呼び寄せ帰国の二世等に、帰国後の自立支援策——居住・日本語教育・職業斡旋等・経済支援等——に明白

な格差を設けた。

先行研究は、二世等の生活実態・意識の把握において、こうした国費・私費の違いを明確に区別していなかった。また国費同伴帰国者を中心とする比較的若い世代の二世等——帰国者支援法の対象者——を主な対象としてきた。しかし実際の二世等においては、成人・中高年になってから私費で呼び寄せられたケースの方が圧倒的に多い。従来の研究は、こうした多数を占める二世等の生活実態をほとんど把握せず、また二世等の内部にある多様性・格差を正確に把握してこなかったのである。

以下、その実態を簡単に要約しよう。

第1項 基本属性と居住

まず【国費帰国者】は、1987年～1990年代、10歳代～30歳代で両親（一世）とともに来日した。現在、20歳代～43歳と若い。彼らは支援法の対象とされるため、永住帰国の直後、4カ月間は定着促進センターに入所し、その後は各地の公営住宅を優先的に斡旋された。彼ら自身はその後、就職・転職、結婚等、多様な理由で両親（一世）と別居し、現在は多くが公営住宅に居住している。ただし公営住宅の優先斡旋は定着促進センターを出所直後の1回だけであり、その後は公営住宅に入れず、やむなく自分でローンを組んで住宅を購入したケースもいる。

これに対し、【私費帰国者】は年齢・帰国年次等が多様である。しかしいずれも支援法の対象外であり、定着促進センターに入居できず、公営住宅の斡旋も一切受けられない。彼らは帰国直後から、民間の賃貸住宅に入居し、その後、高家賃・部屋の狭さ・老朽化・家族の看護の都合等により、数回の転居を経験してきた。現在は、過半数が公営住宅に居住している。しかし依然として民間賃貸住宅の居住者もみられ、公営住宅への入居が切実な要望となっている。また公営・民間賃貸の違いを問わず、彼らは部屋の狭さ、老朽化、役所の職員の対応、近隣との関係等、居住環境に不満をもっている。

第2項 教育と日本語

日本で受けた教育にも、大きな差があった。

まず【国費帰国者】は、帰国直後の4カ月間、定着促進センターで週5日間の基礎的な

日本語教育を受けた。その後、彼らは日本の中学校に編入学し、また一部は民間財団等の奨学金で日本語学校に通った。そして日本の高校・大学等に進学・卒業した。彼らは、日本語は会話・読み書きとも問題が比較的少ない。しかし【国費帰国者】は、日本の学校で「友達ができず寂しかった」、「いじめられた」といった独自の体験ももっている。義務教育の学齢を超過して帰国した【国費帰国者】は、日本で進学希望したが、果たせなかったケースも多い。そして【国費帰国者】であっても、日本生まれ・日本育ちの日本人に比べれば、やはり言葉の不自由は否定し得なかった。

これに対し、【私費帰国者】は、日本政府による日本語教育をまったく受けることができなかった。ただし本論の対象者の【私費帰国者】の場合、地元の夜間中学に通うことで、日本語を学習しえた。

【私費帰国者】の中でも、56歳以上の高齢層は、いったん夜間中学に入学したが、就職して休学し、数年後に失業するとともに復学した。彼らは、①識字能力、②高齢、③自分や家族の病気、そして④孫の面倒をみる必要等から、夜間中学での勉強が難しいと感じている。日本語の会話・読み書きは最も困難で、病院への通院・行政とのやりとり・買い物等、日常生活で不便を実感している。彼らは、今後も夜間中学で日本語を学び続けたいと考えている。それは彼らにとって夜間中学が、日本社会との唯一の接点であり、悩み相談の場所にもなっているからである。

これに対し、44～55歳の中年層、および20歳代～43歳代の若年層は、働きながら夜間中学に通学している。彼らは、仕事や育児・家事と夜間中学での勉強を両立することに困難を感じており、「勉強時間が足りない」と思っている。就職や就労、進学や子育ての場面で日本語の支障を感じている。また特に若年層は、将来の進学を見据え、夜間中学での日本語学習の水準に問題も感じている。若年層は日本語学校に通い、専門学校・大学等に進学したいと思っているが、それに必要な経済的余裕も情報もない。そこで若年層も含め、彼らの最終学歴は中学卒が主で、同世代の日本人に比べ、極端に低学歴となっている。

序章でも述べたように、小林（2007）は、二世等の7割が日本語で日常生活に不便がない水準に達し、一方で二世の多くが依然として日本語学習のニーズを持ち続けていると述べる。この知見は、本論の実態把握とかなり掛け離れていると言わざるをえない。日本語で日常生活に不便がない水準に達しているのは、主に国費帰国者に限られている。また国費帰国者は、日本語学習のニーズを特にもっていない。逆に二世等の中で多数を占める私費帰国者は、ほとんどが日本語に不自由を感じており、だからこそ日本語を学びたいと切

望している。

第3項 職業

職業生活でも、違いは明白であった。

【国費帰国者】は、日本の学校を卒業して自ら就職活動を行い、または職業訓練校を修了して自立指導員等によって就職を斡旋された。彼らの初職は、正規雇用の一般事務・末端管理職であった。彼らはその後、10年以上にわたって就労してきたが、その間に数度の転職を経験してきた。転職の理由は、「専門性が生かせない」、「日本人・中国人双方との人間関係のトラブル」等である。そして現在、中国語・中国とのつながりを生かした専門的職業（支援相談員、通訳・翻訳、旅行業務等）の非正規雇用として働いているか、または無職である。そして彼らの転職の理由、および現職場での悩みの双方において、日中の労働文化の違いが大きな問題となっている。彼らは今後、中国語・中国との関係を生かした正規雇用の職につくことを希望している。ただし彼らはまた、それが極めて困難であるとも感じている。

これに対し、【私費帰国者】は来日直後から、身元保証人・帰国者仲間・家族・親族によって就職を斡旋され、働いてきた。自力での就職先確保は困難であった。彼らが見つけた職は、不熟練労働（各種製造工、掃除、介護等）の非正規雇用であった。彼らの約半数は、重労働・低賃金・長時間労働・解雇等を理由に転職したが、残る半数は転職を経験していない。なぜなら転職自体が困難であり、また転職しても労働条件は改善されないからである。彼らの職場には、低賃金、日本語の壁、きつい・汚い・危険な職務、職場でのいじめ・差別等、深刻な問題が蔓延している。とりわけ労働条件が劣悪であるのは、来日時の身元保証人が経営する企業に雇用されて働いた場合である。【私費帰国者】の高齢層はすでに退職して無職で、再び働きたいとは考えていない。中年・若年層は将来、常雇の専門的職業、または不熟練労働でも高賃金の職場に転職したいと願っている。

小林（2007）は、就労する二世等の約6割が不安定な非正規雇用で、転職を望んでいると述べる。しかし本論の調査結果によれば、就労する二世等の中で非正規雇用の比率は、さらに一層高い。また転職を望んでいるのは主に中国語・中国とのつながりを生かした専門的職業につく国費帰国者である。私費帰国の就労者は、転職によって労働条件・生活の改善が図れるという展望をあまりもっていない。

また宮田（2000）は、二世等が、中国で培った言葉や文化、職業技術を資源として日本社会に参加したいと考えているが、それが困難であることに大きな問題を見いだしている。これもまた、主に国費帰国者に該当する。しかも国費帰国者の中には、中国語・中国とのつながりを生かした職業に実際についているケースも、実は少なくない。彼らにとってむしろ問題なのは、日中の労働文化の相違での悩み、および不安定な非正規雇用である点にある。そして私費帰国者も含めれば、二世等が直面する最も切実な労働問題は、文化・職業技術を生かせないことより、むしろ低賃金、日本語の壁、きつい・汚い・危険な職務、職場でのいじめ等である。

第4項 家計状況

こうした就業状況は、二世等の家計構造にも反映している。

まず【国費帰国者】は来日直後、両親（一世）と同居し、両親が受給する生活保護で暮らしてきた。しかしその後、就職して自立し、多くが賃金収入を得ている。現在、過半数が本人月収10万円以上、世帯月収30万円以上である。後述する【私費帰国者】に比べれば高収入だが、同世代の日本人に比べれば明らかに低収入である。彼らは現在の自らの経済状況を「やや満足」または「どちらとも言えない」と評価している。ただし【国費帰国者】の中でも、雇用が不安定化したり、失業・賃金削減に直面しているケースもみられる。

これに対し、【私費帰国者】の家計構造は、世代毎に明らかに異なる。

まず高齢層は来日後の就労期間が短く、また就労時も臨時・非正規雇用だったため、退職後は年金で生活できない。そこで生活保護を受給し、単身世帯で月額8～9万円、夫婦世帯で10～12万円程度で生活している。生活保護は、受給が容易に認められず、また低額で生活が苦しい。生活保護を受給すると、行政から監視され、中国も訪問できず、自由が著しく制約される。高齢層はこうした矛盾に悩みつつ、しかし医療費は自己負担がなく、最低限の生活は確保されるため、「贅沢は言えない」、「苦しいかどうかはどちらともいえない」、「やや満足」と感じているケースもある。

これに対し、中年・若年層は主に賃金収入で暮らしている。個人収入は20万円以下にとどまり、世帯収入は10万～40万円代と分散している。多くは経済的困窮を実感し、「やや苦しい」または「とても苦しい」と感じている。雇用の不安定・低賃金に加え、家賃・子供の教育費等の出費もかさんでいる。医療費も自己負担分が多い。安定的した就労が確保

しえず、老後の年金確保できないことが重圧となり、「将来が不安」といった声も多く聞かれる。中国で専門的職業に従事していた人は、来日前の生活水準との落差に悩んでいた。

第5項 考察

以上、みてきたように、中国残留日本人の二世等の日本での生活は、国費帰国と私費帰国、また私費帰国者の中では年齢階梯毎に大きく異なっていた。しかし同時に、いずれのタイプにおいても、その生活実態は極めて厳しいものであった。日本社会の底辺に押し込められ、日本人に比べれば、学歴や日本語能力も低く、個人・世帯所得もともに低かった。失業率も高く、就業している職種も肉体労働に偏っているのが大きな特徴であった。

こうした諸問題が、日本政府の二世等に対する帰国政策・自立支援策の不備に起因するものであることは、すでに述べた通りである。本論が明らかにした諸事実は、中国残留日本人問題が一世のそれとは異なる形で世代的・歴史的に再生産されており、しかもそれが基本的には日本政府の政策によって拡大再生産されたものであることを明確に物語っていた。しかもその問題は、居住・教育・日本語・就労・経済支援といった個別の領域・分野の問題というより、相互に密接に関連しあい、トータルな生活の再生産過程そのものを困難に陥れていた。その意味で、こうした二世等に対しては、その歴史的な特殊性に鑑み、一世の支援法に準じる総合的・補償的な固有の支援策が不可欠と考えられる。

最後に、従来、「単一民族神話」が比較的根強かったといわれる日本社会⁴⁸は、1980年代末以降、急速に多民族化した。そうした歴史的な社会変動の一端を担ったのが、本論で分析した二世等の帰国と定住である。ただし、日本社会における多文化共生やその支援の把握において、従来の先行研究が描き出してきた二世像は、明らかに若年の国費帰国者一定着促進センター等で行政的に把握しやすい二世等—に大きく片寄っていたと言わざるをえない。そこでは深刻な困難を孕みつつ、それでも日本人支援者と二世等の多様な協働・共生の模索が見出されてきた。しかし現実の現代日本の多民族化という社会変動は、日本政府・日本人の支援をほぼ得られなかった本論対象者、とりわけ私費呼び寄せ帰国者の極めて過酷な、ただし同時に自力および当事者間の共同の力で住まい、学び、働き、経済基盤を構築する懸命の営為によって、初めて成し遂げられた側面も看過してはならないのである。

⁴⁸ 浅野 (1993) 8~9 頁、浅野 (1998) 113~116 頁。

第3章 残留日本人二世等の家族・社会関係

本章では、二世等の家族・社会関係について分析する（表3-1、3-2参照）。

第1節 家族構成と結婚

まず同居家族の構成と結婚についてみる。

対象者の家族構成は多様である。

まず50名の対象者のうち過半数にあたる26名は、配偶者および未婚の子供と同居している。こうした家族構成は、【国費帰国者】及び【私費帰国（中年層・若年層）】に多く見られる。

このうち【国費帰国者】の配偶者は30～41歳で、正規雇用・自営で働いているケースが多い。

これに対し、【私費帰国者】は中年層の配偶者が44～55歳、若年層のそれが30～43歳だが、いずれにせよ非正規雇用、または失業状態にあることが多い。

- * 「今年2月頃、夫は勤めていた会社が潰れ、今は失業中。失業保険から月16万円を5か月だけ貰うことになっている。次の仕事をみつけるのは難しい」
「夫は来日後、いくつかの非正規の仕事を転々としたが、結局、失業して1年以上になる。日本語もできず、40歳を越えた彼は、次の仕事をみつけるのがとても難しい」
「主人はアルバイトをみつけたが、給料が少なく、経済的にとても苦しい。もっと良い仕事探したいが、日本語が下手で、日本人でも仕事を探しにくい時期だから、我慢するしかない」
「主人が長年働いていた会社が主人を正社員として雇用することになったが、中国籍ということがわかると、正社員になれなかった。そして、金融不況で失業した。今は臨時雇いで、いつ仕事がかびになってもおかしくない。次の仕事はまだ見つからない。困っている」

表3-1 家族 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
同居 家族	本人+親	2	—	—	2	4
	本人+配偶者	2	13	—	—	15
	本人+配偶者+子供	7	2	7	10	26
	一人暮らし	—	4	—	1	5
子供 人数	なし(未婚含む)	3	—	—	3	6
	1人	—	4	3	3	10
	2人～	8	15	4	7	34
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成

表3-2 配偶者の状態 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
年齢	60～	—	9	—	—	9
	56～	1	6	—	—	7
	50～	1	—	4	—	5
	44～	1	—	3	—	4
	42～	1	—	—	6	7
	30～	5	—	—	3	8
	20～	—	—	—	1	1
現職	無職	1	13	2	1	17
	不正規	2	2	1	7	12
	正規	4	—	4	2	10
	自営	2	—	—	—	2
国籍	日本	2	1	1	2	6
	中国	7	14	6	8	35
健康	持病	2	9	1	—	12
	なし	7	6	6	10	29
計		9	15	7	10	41

注：離婚、死去、未婚を除く

資料：実態調査より作成

【私費帰国（中年層・若年層）】の中には、経済的な生活苦から夫婦関係の危機を迎えたケースもある。

* 「主人が日本に来てからなかなか仕事が見つからず、生活が苦しくて中国に帰る寸前だった。結婚する前からそういう状況が分かっていて心の準備があったから、かろうじて乗り越えた」

「来日後、夫には自分の専門を続けて勉強して、大学院に行ってほしかった。来日前、私たちは豊かな生活をしていましたが、日本では一番低いレベルの生活で、生きるのも難しいくらいだった。それで夫は、大学院に行くことをあきらめた。そうしたこと

が原因で、何回も夫婦喧嘩になったことがある」

「主人はすごく気が短く、失業した時から、もっと暴れてきつくなった。何回も離婚したいと思ったが、主人は私のために日本に来たと思うと、できなかった」

さて、15名は配偶者との二人暮らしである。これは、【私費帰国・高齢層】に特に多く見られる。【私費帰国・高齢層】の配偶者は56歳以上であることが多く、無職である。また持病が多く、通院している。ここでは高齢化に伴い、家族内での介護の困難が大きな問題になっている。

* 「夫は介護が必要だ。夫は腰の調子がよくないので、つねに家で面倒をみななければならない。夫がどこに行っても、私はついて行かななければならない。特に病院に連れて行くのが、一苦労だ。毎回、子供が仕事を休んで病院へ連れて行くこともできない。介護保険を使いたいけど、どのようにすれば使えるのか、わからない」

「夫は血圧が高く、脳梗塞を起こし、行動が不自由で私が付き添わなければならない。それに片目が失明した。多分セメントの会社で働いた時、セメントの粉が眼の中に入ったからだ。当時、きちんと会社側と交渉したら治療してくれたと思うけど、法律などが全然わからないから、何もしなかった。ずっと自分の貯金で病院に通っていた。今考えたら、とても後悔している」

5名は独居である。これは【私費帰国・高齢層】に多い。日本への帰国後、生活苦・ストレス等の影響で配偶者と離別・死別したケースが少なくない。

* 「主人は中国で公務員だったが、来日後は家族のために、言葉も不自由なまま、工場で懸命に重労働をした。ある日、過労で職場で倒れた。入院してまもなく癌と診断され、2か月後、中国にも帰れないまま亡くなった。全部私のせいだ。本当に悲しい」

「夫は来日後、日本での生活に慣れず、半年後、中国に帰ってしまった。そして中国で別の人と結婚した」

「夫は来日後、日本語ができず、仕事が見つからないという理由で、毎日お酒ばかり

飲んでいた。それに私が近隣の帰国者の男性とあいさつするだけでも怒り、喧嘩ばかりしていた。私が懸命に働いて蓄えた貯金を黙って中国に持ち帰り、若い女性と同居した。心が冷めて離婚をした」

「夫は日本に来てから日本での重労働に耐えられず、仕事を辞めた。それから毎日、喧嘩ばかりするようになった。家に火をつけたこともある。結局、離婚して中国に帰った」

そして4名は、未婚で親（一世）と同居している。これは、【国費帰国者】と【私費帰国・若年層】に見られる。彼らの多くは未婚で来日したため、日本で結婚相手を探すことになった。しかし日本人との結婚は、特に文化・言葉の壁により難しく、多くの場合、中国の親戚等から結婚相手の紹介を受けることになった。しかしそこでもまた結婚詐欺等、深刻な問題に直面することが少なくなかった。

* 「今の生活は友達が少ない。知り合いも少ない。だから結婚は、なかなか難しい。結婚相手は、やはり帰国者か中国人の方がいいと思う。生まれ育った環境が同じだから、言葉も通じるし、文化も同じだから」

「結婚できない。今のところ、これが私の一番の悩みだ。以前、中国人の男性と付き合っていたが、その人は永住ビザを取ることを目的に私に近づき、親切にした。でも本当は他の留学生の女性とも付き合っていた。私と結婚して、日本の永住ビザをとったら、その後はその留学生と一緒に暮らすというつもりだった。それは携帯電話等を見て、その女性の留学生に確認してわかった。自分はもう長く日本にいるから、中国人の考え方がわからなくなっている。日本人とも合わない。文化背景が違うし、価値観も違う。どちらも信頼できない。それに職場では、『日本では職場結婚できない、社内恋愛・社内結婚はだめ』と言われた。だから、日本では私のような3世の人たちには結婚できる環境は整っていないと思う」

【国費帰国者】や【私費帰国・若年層】では、既婚者にも結婚前は同様の悩みを抱えたケースが多い。結婚詐欺に会い、離婚に至ったケースもある。

* 「結婚問題について悩んだ時期があった。日本人とは結婚できない。言葉の問題もあ

るし、生まれ育ちも違う。同じ帰国者の中では縁がある人には出会えなかった。毎日アルバイトの生活で、それ以外の人と出会う機会は少ない。中国の親戚に紹介してもらおうと思ったら、向うは日本語できないし、日本に来てても経済的にも困るだろうと思った。迷っているうちに年をとってしまい、20代後半になって仕方なくやはり親戚の紹介で中国人と結婚した。その後、日本に呼び寄せた」

「2005年、中国留学生出身の生活相談員から中国出身の男性を紹介され、結婚したが、子どもを生んでから、騙されたことが分かった。最初、彼の住んでいた故郷に行ったが、とても条件がよく、また彼も真剣だったので結婚した。でも、結婚して日本に来てからは、彼は毎日アルバイトばかりして、あまり話しもしなかった。いつも分からない言葉（中国南方の方言）で、中国に長い電話をかけていた。娘を産んで3ヶ月たつと、突然、彼は姿を消した。私はあちこち探したが、みつからなかった。後にわかったが、彼は中国にいたときからもう結婚して、15歳の子どももいた。当時、中国で私に見せた住宅は全部、他人の住宅を借りて私をだましたのだ。日本に来て仕事してお金をもけるために、私と結婚した。日本に来るときのお金も全部借りたお金で、紹介人（生活相談員）にも100万円の紹介費を出していたようだ。同じ人間なのに、何でそんな酷いことするか分からない。私はどうして、こんなに馬鹿なのだろうか。仕方なく一人で離婚の手続きをして、一人で子どもを育てることになった」

第2節 子供の生活と諸問題

では次に、子供達（三世）の生活実態とそこでの諸問題をみていこう。

50名中、44名の対象者に子供がいる。子供の人数は1～5人と多様で、平均2.1である。子供は全部で90名おり、うち87名が日本に在住している（表3-3、3-4参照）。

第1項 【国費帰国者】と【私費帰国（中年層・若年層）】

そうした中で、【国費帰国者】、及び、【私費帰国（中年層・若年層）】の子供達は、約半数が中国で生まれ、二世等に同伴して来日した。残る半数は、二世等が来日した後に

表 3-3 日本在住の子供問題 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
中国生まれ		8	42	7	8	65
日本生まれ		10	—	6	6	22
子供 問題 (MA)	勉強を教えない	3	4	3	7	17
	言葉の壁	—	3	3	3	9
	いじめ差別	2	4	5	3	14
	教育にお金かかる	2	5	5	4	16
	日本語で苦勞	—	7	2	4	13
	就職で苦勞	—	8	3	—	11
	コミュニケーション	—	2	4	4	10
	結婚のことで苦勞 将来に不安	2 3	5 9	2 4	— 7	9 23
計		18	42	13	14	87

資料：実態調査より作成

表 3-4 中国生まれの子供の状態 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
帰国 状態	同伴	8	35	7	8	58
	呼び寄せ	—	7	—	—	7
来日 時期	1987～90	—	6	—	—	6
	1991～2000	8	29	7	1	45
	2001～2009	—	7	—	7	14
来日 年齢	1～9 歳	4	2	3	1	10
	10～19 歳	4	21	4	7	36
	20～29 歳	—	16	—	—	16
	30～36 歳	—	3	—	—	3
計		8	42	7	8	65

資料：実態調査より作成

日本で誕生した。

こうした【国費帰国者】、及び、【私費帰国（中年層・若年層）】の子供達は、その多くが現在、日本で就学中である。

そこで【国費帰国者】、及び、【私費帰国（中年層・若年層）】は、子供の広義の教育に悩んでいることが多い。

まず第1に、「子供の勉強が教えられない」、「子供の教育に十分に関与できない」という悩みである。

* 「私達はずっと日本で暮らしてきたわけではないので、いくら日本語ができると言っても、言葉の蓄積がないから子供に勉強を教えられない。また、中国と日本で子育てのやり方が全然違う。日本での学校教育は、遊び時間が勉強時間よりずっと多い

気がする。中国と逆になっている。いつも子どもに勉強してねと言うが、子どもたちは全然理解してくれない」

「私達は日本語があまりできないから、勉強を教えてやれない。仕事を休めないので、学校の行事にも参加できない」

第2に、「教育・養育にお金かかる」という悩みも聞かれる。教育費を稼ぐための長時間労働で、子供と接する時間が少ないという悩みもある。

* 「最近、娘が大学に入学・息子が高校に進学した。二人の子供の授業料に結構困っている」

「経済的に厳しく、子供の教育費を稼ぐため、夫婦二人で安い賃金で朝から晩まで働かなければならない。仕事が本当に忙しく、息子の勉強をみてやれない。教えたくても教えられない。日常の面倒も十分にみてあげられない」

「日本に来て4年目で妊娠して双子が生まれたが、喜ばなかった。待っていたのは、厳しい状況だった。毎日、子どもの世話に追われ、仕事ができなくなった。夫1人の収入で家族5人が生活し、夫は体を壊した。長男は高校を卒業した時点で大学に行かずに働いた」

「子供の教育費もとても苦しい。娘が他の人から学費を借りて、勉強しながらアルバイトして返している」

第3に、最も深刻な問題として、子供が学校でいじめ・差別に遭遇したケースも少ない。

* 「子供は、何回も学校で『中華饅』と言われ、泣いて家に帰って来た」

「子供は、学校で同級生に外国人と呼ばれ、いじめ・差別された」

「上の子が学校で『中国人だから、中国に帰れ!』とよく言われ、学校に行きたくなくなったことがあった。成績にもすごく影響を受けている」

「子供は、勉強が難しくて楽しめず、遅刻や忘れ物をして同級生にいじめられた。仲間はずれにされ、中学校2年生から不登校になり、その後は全く外出せず、自室にこもって誰とも話さなくなった」

「子供は、ある日、学校から戻ってきて突然、『誰とも話したくない、日本語も勉強したくない。面倒くさい。僕はどうでもいい。学校なんか行きたくない。日本人は感情が薄い。友達もいない。田舎の祖母のところに帰りたい。この家も大嫌いだ』と一気にまくし立てた。私はとても驚いた」

そして第4に、学校側の対応に不信感をもつケースもみられる。

* 「ある日の夜、突然、学校から電話があり、息子が同じクラスの女の子にいたずらして、女の子の親から学校に電話で抗議がきたという。『女の子の家族に謝ってください』と言われた。日本語が下手なので、どうやって謝ろうかと困った。女の子の家族に頭を下げ、何回も『すいません』と謝った。何日か後、担任の先生から、『この前はすみませんでした。いたずらしたのは、お宅の息子さんではなく、他の男の子でした。女の子の親から電話がありました』と連絡があった。本当に腹が立つ。何でいつも何かあったら、うちの子のせいにするのか。ばかばかしい」

こうした中でも、特に問題が深刻なのは【私費帰国（中年層・若年層）】である。彼らの子供の中で、中国で生まれたケースには、来日後の公的支援がまったくない。また彼ら（二世等）自身の生活が特に不安定なこともあり、子供達の学校・家庭生活にも深刻な問題が多数、発生している。

* 「職場で身も心も疲れ果てて家に帰ると、子供の教育問題やお金の問題でイライラして、夫婦喧嘩ばかりしている。こんな状態は子供によくないと分かっているが、我慢できない。子供は家にいるのが嫌で、毎日パチンコに入り浸るようになった。学校もサボり、私達夫婦の言うことを全然聞かなくなった」

「夫婦喧嘩の時、子供が私の味方をしたので、夫が子供を酷く殴った。それ以来、子供は友達のところを泊まり歩き、うちにあまり戻らなくなった。私は仕事に追われ、自分のことばかり悩んでいて、あの子のことを放置している」

「学校でのいじめで不登校になった息子は最近、毎日要求する小遣いの額が多くなってきた。1度渡さなかったら、黙って自分で金を探して盗んで行った。それから、うちの通帳を銀行に持って行き、20万円も引き出した。夫が怒って子供を殴ると、

子供は家を出て3日間も帰って来なかった。それから、毎日3千円～5千円を渡さないと、家から出て行くと言う。もう誰の言うことも聞かなくなり、交流できない。もう、この子を育てる自信がなくなった」

さらに【私費帰国（中年層・若年層）】は、子供が次第に中国語を忘れつつあり、親子間でのコミュニケーションの困難も深刻な問題となっている。

* 「子供との交流に問題がある。息子は私が言う中国語が分からない時、黙って何も言わない。私も気持が悪い。私は、子供を日本に連れて来たことを後悔している。日本で育った子供はとても冷たく、自分の親と親しくしない。老後、子供に扶養を期待するのは絶対に無理だと思う」

「子供は中国語ができないから、家庭の中がすごく変な空気で、会話が少ない」

「子供は中国語ができない。彼は日本語しかしゃべらない。子供は中国の文化習慣が嫌いで、家に帰ってもすぐにインターネットばかりして、私達と話もしない」

「子供達は、私達夫婦の言う中国語があまりわからない。私達も子供の話す日本語がよくわからない。子供はいつも、『中国語はわからないから言わないで。もういいわ』と言う。本当に交流ができず、何を考えているのかさっぱりわからない。悔しい」

【私費帰国（中年層・若年層）】の子供達には、学校でのいじめ・差別、親子のコミュニケーションの困難等の中で、中国の文化を毛嫌いし、自分が帰国者であることを恥だと考えているケースもある。

* 「子供とは、日本語・中国語の半々で話しているが、うまく通じないことがある。特に妻は日本語ができず、子供は中国語があまりできない。子供は、中国の文化・習慣を毛嫌いしている。子供の将来が、とても心配だ」

「娘は最近、私と一緒に出かけるのが嫌だと言っている。人の前で中国語を言わないでとも警告されている。何ということだ」

「私が中国帰国者だということを、子供は恥ずかしいと感じているようだ」

これに比べれば、【国費帰国者】の子育てには、相対的に問題が少ない。

【国費帰国者】の場合、中国から同伴帰国した子供達も、中国帰国者定着促進センター等で日本語を学び、日本の学校にも比較的なじみやすかったようである。

- * 「子供達はだんだん生活用語を覚え、半年後には他の日本人の生徒についていけるようになった。中国帰国者定着促進センターで、日本語を勉強できたおかげだと思う」
「娘は、中国帰国者促進センターで4カ月、日本語を勉強した後、中学2年に編入された。その後、無事に高校に進学できた」
「次女は16歳の時、高校1年で日本に来て、保証人の紹介で日本語専門学校に通った。その後、美容の専門学校に通い、今は美容師の資格も取れた」

また【国費帰国者】の家庭では、日本語と中国語を併用して、親子のコミュニケーションにも比較的、問題が少ない。

- * 「仕事が終わって家に帰ると、いつも子供と学校のこと・勉強のことについて、よく話をしている。ある日、私が冗談で宝くじを買って1回で金持ちになりたいと言ったら、子供に『お金持ちが幸せとは限らない。お金がなくても、家族一緒に暮らしたら幸せでしょう。一緒に頑張ろうね』と言われた。涙が出るぐらい感動した」
「普段から、子供達の学校での状況と自分たちの仕事の状況を、家族ぐるみでよく話している。ある日、二人の子供が『両親の老後が不安だから、二人でこれからも勉強を一緒に懸命して、将来いい仕事が出来たら、姉ちゃんは父の世話をして、私は母の世話をして、この日本で家族が離れないように頑張ろう』との会話をしているのが聞こえた。涙が出た」

第2項 【私費帰国・高齢層】

さて、【私費帰国・高齢層】の子供達は全員、中国で生まれ、多くが二世等と同伴で来日した。ただし来日の際、約半数はすでに20歳以上であった。

子供達の中で、義務教育の就学年齢にあった者は、日本の学校に編入学した。ただしここで、前述の【国費帰国者】や【私費帰国（中年層・若年層）】の子供達と同様、いじめ・

差別を体験したことはいうまでもない。なかにはそのまま引きこもりになったケースもある。

- * 「息子は、クラスメート4～5人に『ジュースを買って来い』と言われたが、お金がなく買えなかったので殴られた。歯が折れ、入院するほどだった。息子が学校でいじめられていることを心配し、私は白髪になった。学校の教頭がうちに来て謝罪し、医療費を出してくれた。しかし、息子の心は傷付き、自信を無くしていた」
「日本にきたばかりのとき、妻と生活のため精一杯働き、子供の教育を放置していた。子供は、いつも学校で酷くいじめられ、家に帰って来ても相談相手がなく、いつも一人で、寂しい思いをしていた。そのため家にひきこもり、不登校になり、中学校を退学した。24歳になった今も人の前に出ず、話もできない状態だ。あの子の将来のことをとても心配している」

また義務教育の学齢を越えて来日した子供達は、進学・就学に明らかに不利益を被った。まだ中国に残っている子供を呼び寄せるための身元保証人になるため、先に来日した子供達が就学を断念して働いたケースもある。

- * 「息子は高卒で来日し、大学進学を望んでいた。しかし、日本語が全くできない私達は、どこに行って、どう勉強すれば大学受験ができるのか分からず、迷っている間に3か月も過ぎた。そのままでは生活できないため、息子は工場でのアルバイトを始め、現在まで働いている。日本に来て一日も学校に行けなかった。本当にかわいそうだ」
「私達は50歳になって来日し、日本語もできないため、なかなか仕事がみつからなかった。仕方なく、子供達を先に働かせるしかなかった。学校に行かせなかったことをすごく後悔している」
「上の娘は学校に通ったことがない。下の娘は大学に入学して勉強していたが、授業料を払えないため大学二年生の時、休学した。その後、復学できずに終わった」
「私達夫婦の給料では、中国に残った息子一家を呼び寄せるのは不可能だった。そこで長女と二男は日本語等の勉強に行かず、働くしかなかった。子供に申し訳ないが、他に方法がなかった」

【私費帰国・高齢層】の中には、子供達に十分な教育を受けさせてやれなかったことを理由に、日本に来たことを後悔する声も聞かれた。

- * 「子供達の学力では、中国でいい仕事を見つけるのが難しいと思い、子供のことを考えて、日本にやってきたつもりだった。でも今は、日本に来たことを後悔している。学校にも行けず、子供達の将来が不安だ。全部、私のせいだ」
「中国にいたとき、次男はバスケットボールの選抜選手だった。学生でありながら毎月、国から給料もらっていた。日本に来る直前、北京選抜選手に選ばれた。もし、日本に来なければ、もっとよい将来があったと思う。でも日本に来ていじめられるなんて、本当に私のせいだと思う」

【私費帰国・高齢層】の子供達は、過半数が不安定な非正規雇用で働いている。失業し、無職のケースも見られる。常雇も含め、労働条件は劣悪である（表3-5参照）。

- * 「息子は非正規労働者で、いつ失業してもおかしくない。心配している」
「娘は仕事の時間が少なく、午後3時位に終わってしまう。給料は月8万円くらいしかない」
「娘はアルバイト先で苛められているみたいだ。心配させないため、詳しいことを言ってくれない。かわいそうに就職で苦勞している。正社員になれず、ずっとアルバイトをしている」
「息子はコンクリート会社の正社員で、厚生年金も払っていたが、不景気で仕事が少なくなり、食べていけないため、他の仕事を探した。でも、正社員の仕事はなかなか見つからない」
「息子は中国人として差別され、工場が一番きつい、汚い仕事ばかりやらされてきた。日本人より遅くまで残業しても、手当が出ない。それは明確にいじめだ」
「息子は失業してから、夫婦で中華料理の店を経営しているが、やはり日本語の問題があり、お客も少ない状態が続き、来月の家賃にも困っている」

表 3-5 子供の労働状況 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
現職	貿易	—	3	—	—	3
	技能職	1	5	2	—	8
	事務	1	4	—	—	5
	建築	—	2	—	—	2
	製造	—	21	2	—	23
	販売サービス	1	—	—	—	1
	無職	1	5	—	—	6
	不明	—	2	—	—	2
雇用形態	自営	—	1	—	—	1
	常雇	3	11	4	—	18
	非正規	—	23	—	—	23
	不明	—	2	—	—	2
	無職	1	5	—	—	6
計		4	42	4	—	50

資料：実態調査より作成

「長男は来日後、一日も学校の勉強に行けず、日本語もできないため、就職が難しく、生活も苦しかった。自分の家族のために汚い・きつい・低賃金の労働をしてきた。6年たっても転職もできず、非正規雇用のままだ」

「息子は30歳を過ぎて、日本語もうまくでないから、正社員になれなくても仕方がないと思っている。しかし先月、会社が不況という理由で11年間も非正規雇用で働いた息子を解雇した。失業保険もない息子一家はこれからどうなるか。頭が痛い」

こうした中で、子供自身が来日を後悔するような言葉を漏らす場面もある。二世等にとっては、とても心が痛む場面である。

* 「子供は仕事に疲れた時、いつも『日本に来なかったらよかったのに』と文句を言う」

「子供は、『お母さんのせいで日本に来て、日本語もできず、中国での学歴もなく、どこに行っても中途半端な人間になってしまった。これからも日本社会の下層で死ぬまで重労働をするしかない。日本に来なければ、こんな運命にならなかったかもしれない』といつも言う。そのたびに、私は心が痛む」

また前述の【国費帰国者】や【私費帰国・若年層】の二世等と同様、【私費帰国・高齢層】の家庭では子供達（三世）が、結婚相手との出会いの欠如に悩んでいる。日本人との結婚は差別もあり難しく、中国人との結婚は思惑のすれ違いで離婚に至ったケースも少な

くない。

* 「息子は、日本に来て高校も行かず、日本語ができないまま工場の仕事に就いた。毎日、職場、家以外、行く場所がなく、時間もないうえ、結婚年齢になっても結婚相手がなく、結構悩んだ」

「息子は、30歳になっても日本で結婚相手が見つからないため、仕方がなく中国での知り合いを頼んで田舎出身の女性と結婚させた」

「息子は、中国の親戚の紹介で見合い結婚して、二人の子供がいるが離婚した。嫁は金持ちの生活を望んでいたが、日本での実際の生活とのギャップに耐えられなかったと思う」

「息子は、結婚相談所に紹介してもらって結婚した。嫁は永住のため、うちの息子と結婚したと思う。永住権をとったら、すぐうちの息子と離婚した。もう中国人に対して心が冷めた。詐欺が多く、信用できない」

「娘は、もう30歳になるが、結婚相手が見つからない。5年前、日本人の青年と付き合い合っていたが、青年の親に中国人と知られ、文化・習慣が合わないという理由で断られた」

「息子は、大学の同級生の日本人女性と付き合い合っていた。私と妻は日本語ができないから反対していたが、最終的には子供の意思を優先した。しかし相手の両親は、うちが中国人ということを知ると激烈に反対し、結局、別れるしかなかった」

さらに【私費帰国・高齢層】では、子供達（三世）が不安定な仕事で多忙なため、交流が希薄化しているケースも見られる。二世等と日本生まれの四世の間で言葉の壁があり、コミュニケーションがとれないことも悩みとなっている。

* 「子供達は忙しく、夜8時か9時に仕事が終わって帰ってくるので、あんまり合わない」

「子供達は仕事が忙しく、年に数回しか戻ってこない。日本での生活は大変だと分かっているが、寂しくてたまらない。普段電話しても、普通の挨拶しかしないようにしている。子供の状況を知りたいが、しつこく聞くと嫌がられるし、心配させないようにこちらの状況も言えない。交流ができず、まるで他人のようだ」

「孫は日本生まれで、中国語がわからない。孫との言葉の壁に苦勞をしている」
「私達夫婦は孫とあまり話が出来ない。孫は、おばあちゃん、おじいちゃん、何で日本語を話さないの、頭が悪いのと言う」
「孫との交流が悩みだ。孫が日本語で何か言っても私はわからないから、孫が泣いてしまう。焦って何か言うと、ますますわけがわからず冷や汗が出る」
「孫を幼稚園に送って行くと、道を隔てたところで、孫に『おじいちゃん、もう帰っていいよ』と言われた。『友達の前で、おじいちゃんはやべらないで。黙っていて』と言われたこともある。日本語ができず、しゃべったら中国人とわかるからだ」

第3節 その他の家族・親族

ではそれ以外の家族・親族の関係についてみていこう。

第1項 日本の家族・親族

まず日本に住む家族・親族である（表3-6参照）。

50名の対象者の中で43名は、親（一世）が健在である。また38名は、日本に兄弟姉妹がいる。

親（一世）はそのほとんどが、支援給付金を受給している。支援給付金には、個々人の収入認定があり、同居家族に一定の収入があると受給できない。そこで二世等はほとんどの場合、一世とは同居できないのである。

二世等の多くは、別居する親の介護・健康等について不安を抱えている。

* 「家族の健康の問題がある。父が、特に心配だ。尿酸値も血圧も高い。夜中、いびきがひどく、無呼吸になっていることもある。父は耳が聞こえにくく、この前も一緒にいたのに気がつくといなくなっていた。そういうときに、弱っているなど感じる」
「自立してから母（残留孤児）と一緒に過ごせなくなった。一緒に住んだら母の生活給付費が止められる。仕方なく別々に住むことになった。でも、母は年を取っているし、ずっと一人で過ごしたら、いつか、何があってもわからないからとても心配だ」

表 3-6 日本の親兄弟 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
親	健在	10	13	7	13	43
	死去	1	6	—	—	7
親 へ の 支 援 (MA)	通院付き添う	7	7	5	2	21
	ときどき訪問	7	4	4	3	18
	家事の手伝い	2	9	3	2	16
	経済支援	3	3	3	1	9
	手続き手伝	3	1	—	3	7
	なし	1	9	1	4	15
兄弟	あり	8	14	5	11	38
	なし	3	5	2	2	12
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成

「これから10年も経たないうちに、親たちは医療や介護を必要とする時期になる。彼らは日本語が不自由で話せないので、今一番心配だ」

「母親は、認知症、尿毒症、脳血栓塞等の病気があり、いつも救急車で病院への送迎をしている。母の介護が心配だ」

「父の足がよくないし、最近物忘れがひどくなっている。まだ50代なのに病気じゃないかな。祖母も老年痴呆で亡くなっているから、とても不安」

「よく母を連れて病院に行っていたが、自分も病気になってからは行けなくなった。これから母の介護はどうなるか心配している」

「両親の健康が心配だが、私は仕事が忙しく、休みの日もないため、なかなか会いにいけない。日本に来てから親孝行もできなくなっている」

親（一世）は比較的近隣に住んでいることが多い。そこで二世等は、「通院の付き添い」、「家事の手伝い」等を行うことで、一世の生活を支えている。

* 「通院に付き添っている。月に2回、病院へ薬を取りに行っている」

「お金がなく、経済的には支援できないが、毎日の食事を用意したり、すべての家事をしてあげている」

「家が近いから、毎日行っている。おいしいものを作ったら、必ず母の家まで持って行く。ふだんの生活の面倒をみている」

日本に住む兄弟姉妹とも、一定の交流が保たれている。特に親（一世）の生活支援・介

護等の必要に応じ、兄弟姉妹と相談をする場合が多いようである。ただし兄弟姉妹（二世等）は多忙であるため、日常的な面会での交流は少なくなっているケースもある。

* 「兄弟姉妹は皆、パートで働いている。上の弟は肉をパックに入れる仕事、妹の主人は車の部品を作っている。妹はお菓子の箱作り。皆、40代・50代で来日したので、正社員にはなれない。皆、頑張っているが、失業する不安もある。兄弟姉妹は互いによく訪問し、一日何回も電話している」

「兄弟姉妹とは、旧正月に親（一世）の家で会うとか、年に2～3回しか会わない。でも電話は頻繁にしている。会えないのが皆忙しいからだ。電話では、親の状態や自分たちの状況をよく話している」

以上のような日本の家族・親戚等との関係には、【国費帰国者】・【私費帰国（高齢層・中年層・若年層）】間であまり顕著な傾向的特徴は見られない。

第2項 中国の親戚

中国に親戚がいると答えた二世等は50名中、13名にとどまる。ただし前述のように既婚者の場合、その配偶者はほとんど中国出身の中国人であり、その親戚中国に住んでいる（表3-7参照）。

また50名中、40名は訪中経験がある。21名は4回以上、訪中している。そうした訪中の多くは、親戚訪問である。その意味で、二世等は今なお中国との関係をそれなりに濃厚に維持・再生産しているといつてよい。

さらに一部には、子供（三世）を中国の学校に就学させているケースも見られる。

* 「長女を、小学4年生の時から中学1年生後期まで3年半、中国にいる夫の姉の家に住ませ、学校に通わせた。長女は今、中国の文化が大好きで、中国語も上手にできる。次女も今年の4月から中国の学校で勉強させることにした。6年生の後期まで2年間の予定だ。私は別れて暮らすのは大変辛いですが、娘は今中国にすごくなじんでいる」

表 3-7 中国の親戚 (人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
親戚	あり	3	3	2	5	13
	なし	8	16	5	8	37
訪中回数	なし	1	2	1	6	10
	1~3回	5	9	2	3	19
	4~6回	1	4	3	2	10
	何回も	4	4	1	2	11
訪中理由 (訪中なしを除く)	訪問	4	14	5	5	28
	墓参り	2	3	—	—	5
	その他	4	—	1	2	7
連絡方法	電話	6	14	6	8	34
	ネット	3	5	1	5	14
	なし	2	—	—	—	2
送金	あり	—	1	1	1	3
	なし	11	18	6	12	47
計		11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成

二世等の多くは、より頻繁に訪中することを望んでいる。

しかしそれができないのは、【私費帰国・高齢層】の二世は、生活保護受給を停止されるためである。生活保護を受給しながらの訪中は、完全に不許可から、2週間程度は容認まで、時期や自治体によっても運用の幅があるが制限されている。対象者の中には「1カ月以内に日本に帰国しなければならない」と答えるケースが散見されるが、実際には1カ月の訪中が認められることはまずない。

*「生活保護をうけているので、中国に帰っても1カ月以内に日本に戻ってこないといけない。せつかく中国に帰るなら、なるべく長くいたい。今の制度はすごく不合理だ」

【国費帰国者】や【私費帰国（中年層・若年層）】の二世は、仕事の休みがとれず、また訪中の旅費が確保できないことが、訪中の困難の理由となっている。

*「日本に来て10年間なるが1回しか帰ってない。しかも戻って来たら仕事をなくした。生活する以上2度と帰れない」
 「見合いのため、何回か中国を訪問したが、日本に戻ってくるたびに仕事をなくした」
 「中国に訪問したことがない。お金がないから」

直接訪問以外の中国の親戚等との交流は、主に電話でなされている。近年、一部でインターネットによる交流も見られる。

手紙による交流は、ほとんどない。その理由は、「老眼で字が読み書きできない」、「仕事で疲れて、手紙が書けない」、「以前に手紙を出したことがあるが、農村にいる親戚に届くまで3カ月以上かかった。届かない時もあった。今はもう諦めた」、「手紙を出しても、向こうは手紙を書くことができないから、返信できない」等である。送金も、ほとんどしていない。理由としては、「向こうの経済的状況はうちよりも豊かだ」、「私たちの生活がぎりぎりです送金するお金はない」などである。

以上のような中国の家族・親戚等との関係においても、【国費帰国者】・【私費帰国（高齢層・中年層・若年層）】の間で、特に顕著な差異は見られない。

第4節 社会諸関係の構造

最後に、二世等の日常の社会諸関係の構造を分析しよう（表3-8参照）。

まず日常の交際相手が10名以上いるケースは、50名のうち23名である。交際相手が10名未満しかいないケースが27名と過半数を占める。なお27名のうち6名は、交際相手が「一人もいない」。「交際相手がいない」と答えたある二世は、それを自分が「日本化した」と表現している。つまり人間関係が希薄であるのは、二世等だからというより、日本人の一般的特徴であると認識しているのである。

* 「以前は交際相手がいたが、今はもうない。日本に長期滞在したら日本化した。日本人は感情が薄いし、近隣や友達と交流しないから、自分もそういう性格になった」

二世等の交際相手は、帰国者であることが最も多い。それ以外は別居の家族・親戚もやや多いが、これもその多くが帰国者である。帰国者以外との交際は、夜間中学校の教師等がみられるが、全体としては限られている。

* 「交際相手はほとんどが、夜間中学と日中交流会で知り合った帰国者たちだ」

表3-8 社会関係

(人)

タイプ		国費	私費			計
			高齢層	中年層	若年層	
交際相手	10人～	6	11	3	3	23
	5人～	3	1	1	5	10
	1人～	2	4	2	3	11
	なし	—	3	1	2	6
交際相手(MA)	帰国者	7	12	2	9	30
	別居家族・親戚	4	6	3	3	16
	夜中先生	4	3	2	4	13
	職場の同僚上司	6	—	1	—	7
	保証人	4	—	—	2	6
	なし	—	3	1	2	6
相談相手(MA)	同居家族	6	11	2	7	24
	別居家族	2	8	3	4	17
	帰国者	—	5	1	—	6
	夜中先生	—	3	—	3	6
	職場の同僚上司	1	—	—	—	1
	なし(できない)	2	4	2	1	9
	無回答	—	—	1	—	1
	計	11	19	7	13	50

資料：実態調査より作成

「近隣の帰国者どうしとつながりがあるが、それ以外のつながりはない。言葉が通じないからだ。中国に住んでいたら、たとえば隣人の隣人でも言葉が通じて、今よりもっと広い範囲の関係ができるだろう」

「帰国者以外の人は、親しくつきあっていない。近所の日本人とはあいさつするぐらいで、2ヶ月に一度の掃除をいっしょにするだけだ。職場の人は、仕事を辞めたらつきあいは終わりだ」

帰国者以外の日本人との交際は、全体として少ない。本論の対象者には夜間中学の通学者が多く、夜間中学の教師が交際相手になっているケースはある。しかしそれ以外の日本人との交際は、極めて少ない。

* 「日本に来てから時間がないことに加え、日本語が日本人と自由にしゃべれるレベルではないから友達がほとんどない」

「日本人との間にいつも見えない壁があると思う」

「日本人との関係はほとんどない。職場でも日本人はあまり声をかけてくれないし、こっちも日本語に自信がないから、声をかけられない」

「日本に来てから、夜間中学校の先生以外の日本人と付き合いがあったことがない。その先生たちは誠意を持って私達と接している。本当は社会に出て、もっと多くの日本人と付き合いができれば、まったく違う感じになると思うが、今まではそれ以上につきあう機会がない」

「日本人との付き合いが少ない、日本人の友達がほとんどいない。言葉の壁があるので、交流できない」

「親戚以外の人とはあんまり付き合いがない。帰国者といっても親戚だけだ。生活の範囲はとても狭い」

「日本人との付き合いは声掛けるぐらい、深く接触できない」

一方、悩みの相談相手は、同居家族が24名と最も多く、別居の家族が17名とこれに次ぐ。相談相手はほとんど、家族内部に限られていると言えよう。別居する兄弟姉妹や子供等とも関係が希薄になり、相談できないと語るケースも複数みられる。

* 「悩み事があったら、同居している家族としか相談できない。中国にいた時は親戚も多く、和気藹々とした暮らしをしていた。来日後、みんな忙しいから、親戚どうしの関係も希薄になった。正月でも行き来しない」

「何があったら、夫に相談するしかない。子供達にしても仕事が忙しくて、家に来てくれないからだ」

「職場で同僚の日本人に酷くいじめられた時、兄弟に相談したかったが、皆、自分のことで精一杯で私の相談に乗ってくれる時間がなかった。やはり家に帰って夫と子供に相談して何とか乗り越えることができた」

相談相手が「一人もいない」と語るケースも9名いる。

* 「交際相手は何人かいるが、皆、私の悩みを聞く時間がない。私も忙しく、仕事や休みがまちまちなので、あまり相談する時間がない」

「だれにも相談しない。一人で我慢する。配偶者に言っても、仕方がない。向こうも

日本での生活に精一杯だからだ」
「悩み相談は、親にも言わないようにしている。余計な負担をかけたくない」
「あまり相談したくない。言っても言わなくても、解決できないからだ」
「悩みが一杯あって自分で解決できなくても、相談する相手がいない。家族に相談しても解決にならないし、心配をかけるだけだから」

社会関係に関わる悩みとしては、26名が差別の体験をあげている。

主に差別を感じる場面は、公共機関との関係、及び、近隣との関係である。

公共機関との関係では、一つには帰国者以外の日本人との差別待遇・対応の違いがある。

- * 「父が、仕事の労災で入院したとき、同室の患者が夜に飲酒して父を殴った。2～3針縫うほどのケガをさせられた。それなのに病院側は警察等に通報もしなかった。病院の院長は『通報してほしくない』と言った。私が通報するよう申し入れると、院長は『何をゴチャゴチャ言うのか。ケンカは両方が悪い』と言った。『一方的に殴られたのに、なぜこちらが悪いのか』と反論すると、『中国人は中国に帰れ』と言われた。そして病院を追い出され、診断書も書かないと言われた。父は生命保険に入っていたので診断書が要るし、労災の診断書も必要だ。でも院長は『書かない』と言う。それで母が職場の人と相談して、宝塚の議員を紹介してもらい、県にも電話を入れ、何とか市から病院に働きかけてもらい、労災の方だけは診断書を出してもらうことができた」
「妹の主人は職業安定所に仕事を探しに行った時、職員に『今は日本人でも仕事がないのに、あなたに仕事を紹介するわけがないだろう』と言われた」

もう一つは、他の日本人との差別待遇というより、帰国者に対する支援政策やその運用に問題があり、あるいは帰国者に対する特別の配慮が欠如し、これらが二世等には「差別」と感じられているものである。

- * 「行政の役員は、本当に冷たい。日本に来て半年たって、市役所の生活保護担当者から何度も電話があり、『訓練所で月10万円、計16万円もらったはずだ。もし就職しなければ、両親の生活保護費からそれを引く』といわれた。私は『引かないでくだ

さい。すぐ就職するから』と1時間以上、電話で頼んだが『だめです。すぐに仕事を見つけなければ、とにかく引きます』と言われた。どうしようもないので、アルバイト先で知り合った女の子と一緒に住み、家族とは別居した。しかしそれまで、家族の面倒を私が見ていたの、隠れて家に帰っていた。民生委員に見つかったら生活保護を止められるので、こっそり隠れて帰っていた」

「母と一緒に市役所に生活保護のことについて聞きに行くと、職員は『自分で娘を養えないのに、なぜ日本に呼び寄せたのか』と言われた」

「よくわからないことがあったので、『市役所の通訳に、少し手伝ってもらいたい』と頼むと、『通訳は1世のためのもので、2世は利用してはいけない』と言われた。しかも私が日本語ができる親戚をつれて市役所に行くと、今度は『この人はあなたの親戚だから、絶対にあなたの利益になることしか言わないから、こういう通訳は認めない』と言われた。この前、やっとN（支援通訳）という人が市役所に通訳にきてくれた。生活保護の相談だったが、公営住宅の部屋の変更もついでにお願いした。するとNは通訳してくれなかった。そして市役所を出ると、Nは『あんたたち、ひどいよ。生活保護のことだと言うから通訳についてあげたのに、急に部屋の話をするなんて』と怒った。別の日は、少しでも中国語ができる人が通訳として出てきたが、その通訳は中国語がわからないことが多すぎ、何も話が進まなかった」

「行政の職員はいつも態度がよくない。人を支援するというより、いつも私達を非難しているように感じる」

「現場の職員を、もっときちんと教育・育成してほしい。帰国者支援にかかわる職員の中にも、すごくいいかげんな人がいる。帰国者の背景や実態、新支援策ができた経過など、まったく知らない。支援・相談員だけでなく、現場の一般の職員がまず、帰国者のことをきちんと理解しなければならない」

近隣で出会う差別は、騒音・ゴミ捨て等、公営住宅の団地のルールに関わるトラブルが多い。

* 「隣に住んでいる人は意地が悪い。いつもわざと大きな音をたてる。変わり者だ。いつも夜中にドンドンと何かを叩いている。前に植えた植物も彼に壊された」

「いつもゴミを捨てる時、丁寧に分別して気をつけて出しているが、近隣の日本人に

『ガイジン、ガイジン、ごみを区別しない中国人』と言われる。それに掃除の日でも、『おはようございます』とあいさつをしても無視される」

「水道管が破れた。すると階下の日本人が、警察と住宅管理の人を呼んだ。住宅管理の人は私に、『近隣との関係がうまくいかないなら、引っ越ししてもかまいません』と言った。なぜ私が引っ越されなければならないのか。何か悪いことをしたのか。

『引っ越し代を出してくれば引っ越しするよ』と言ってやった。これはいじめだ」
「ごみを翌日に出すため、ベランダに置いたら、カラスが来て食べて階下に落ちたようだ。それで自治会の人に、わざとやったと言われた」

「2階の人と休み時間が違うから、寝られない。自分は夜勤で、夜に帰ると2階の人にうるさいと言われ、市役所にまで文句を言われた。自分が昼に寝ようとする、2階の人の騒音がうるさくて寝られない。2階の人は、わざとうるさくしている」

人間関係が希薄で、「孤独で寂しい」と感じているケースも17名見られる。「文化習慣の違い」で悩むケースは15名、「趣味がなく退屈」と答えたケースも14名いる。

* 「日本の生活は単調すぎて、つまらない。たとえば、お正月とかでも休暇が少ないから、どこにも行けない。休んだら、仕事なくなる。それは日本社会の問題で、日本人は働きすぎ。中国なら、お正月は1か月くらい休める。日本の生活は単調で、リラックスできない。仕事と家の往復で、それ以外の娯楽がない。精神的にはしんどい。いつも楽に生きていけない感じがする」

「孤独で寂しい。この前、子宮癌で手術をしたとき、看病してくれる人もいなくて辛かった。隣のベッドの患者は皆、旦那と子供が世話をしてくれるが、自分はずっと一人ぼっちで寂しかった」

「夫は日本に来てからずっと家において、友達もできない。生活が単調で、今は精神的に問題が起きている。たとえば一人で家にいると恐怖感に襲われ、毎日、ずっと同じドラマを見たりしている。夫は日本で1年間にしゃべった量は、中国にいたときの1日にしゃべった量より少ない。これではおかしくなる」

「日本語が不自由なので、友達ができず、寂しい。生活の行動範囲があまりに狭い。学校と家以外には行くところがない。外に遊びに行くことがほとんどなく、友達が少ない。特に日本人の友達はいない。」

「来日してから、楽しいことがなくなってしまった。日本語がわからないからどこにも行けず、他の人と付き合うこともない。毎日、子供と母の面倒をみて、家事をする。それだけだ。親戚以外とはほとんど付き合っていない。生活の範囲は狭い」

「言葉が通じないし、友達もできない。帰国者以外とのつながりが無い。中国にいれば、たとえば隣人の隣人など未知の人でも言葉が通じるので、関係を広げられる。日本ではそれができない。それに日本人はあまり他人の家に行きたがらない。他人とあまり話したがらない。とても寂しい」

「毎日同じことをするばかりで、つまらない。日本での生活は、ときどき無意味に思える。中国にいたら、友達とカラオケとか遊んだりして、ストレスを感じない。日本では相談する場もなく、いつもストレスがたまって、しんどい感じがする」

「日本語ができないため、友達がほとんどいない。同じ仕事の繰り返しで、娯楽を考える時間がない。言葉があまりわからないから、誤解されることもある」

「娯楽・変化がなく、退屈。私は、少し鬱病にかかっていると思う」

最後に、自立指導員・保証人・ボランティア等は、二世等の社会関係においてあまり大きな役割は果たしていない。特に自立指導員・保証人の中には、自分への反抗を許さず、自分の考えを押し付ける人もおり、二世等からはあまり肯定的に評価されていない場合が多い。

* 「自立指導員は70歳ぐらいの人で、昔の自分の話ばかりして、こちらの問題は一つ解決してくれなかった」

「自立指導員は、『自立しろ、仕事を探せ』というばかりで、何も手伝ってくれなかった」

「ある日、自立相談員と一緒に歩いていると、信号が変わるぎりぎりの時に横断しようとする女性がいた。自立指導員は私に、『ほら、マナーを守らない中国人だ』と指をさした。何で悪いことばかり、すべて中国人になってしまうのか。しかも、私はその女性が中国人だとは思わなかった。なぜ指導員は、そんなことを私に言い聞かせるのか。腹が立つ。そんな偏見を持つ人が、私達帰国者を助けてくれるとは思えない」

「保証人の言った通りにしないと怒られる。相談に行くと、話の途中から怒られるば

かりになる。何回か『もう、いい』と言って家に帰りたかったが、後から不利なことをされるかもしれないと思い、我慢した。ずっと『はい。はい』と言ったせいで首が痛くなった。それから保証人の所には、2度と行かなかった」

「伊丹市には、有名なボランティアの日本人がいる。その人は、すごく頑固な人だ。残留孤児たちは日本に来たら、彼の言うことを聞かないと、すぐに面倒をみてくれなくなる」

「日本に来た最初の頃、何回か進学とか生活上の悩みで、身元保証人に相談に行ったことがある。すると彼は、いつも役所の目線で、『早く自立しろ。国に迷惑かけないでほしい。いちいちそんなくだらないことで相談にのれない』と言った。だから私は彼を信じていない」

「相談に行くと、いつも自分のことばかり言い、私の話を聞こうとしない。話が終わるのをずっと待って、やっと私の悩みを言うと、『中国人の考え方を捨てなさい』と言われた。本気で助けようとしていないから、全然、相談にもならない」

以上のような社会関係の基本的な構造において、【国費帰国者】と【私費帰国（高齢層・中年層・若年層）】の間で、あまり大きな差異はない。

ただしそれでも、帰国者だけの閉鎖的な社会関係、差別、孤独等は、【私費帰国者】に特に顕著に見られる。

【国費帰国者】にはまだしも、職場の上司・同僚の日本人と交際し、また保証人や行政の日本人による支援を受けたケースも見られる。しかし保証人・自立指導員等については、これを肯定的に評価する二世等は【国費帰国者】の中でも一部にすぎず、多くは前述のように否定的に評価している。

* 「私のまわりは、優しい人が多いと思う。日本に来て2年目のとき父が亡くなった。県庁や市役所、身元引受人、自立指導員など、大勢の方々のお世話で、手術して、命が一年ぐらい延ばせたと思う。その一年は家族にとってとても幸せだった。感謝の気持ちで一杯だ」

「身元保証人は、役所の手続きを手伝ってくれる。いつも、お世話になっている。困ったことがあれば、身元保証人に電話する。普通、週に少なくとも一回、向こうから電話してくれる。いろいろ助かっている」

「職場の上司とメールでやり取りをしている。いつも日本語のまちがいなどを教えてくれるから、すごく助かる。日本人にも優しい人がいる。だんだん信頼できるようになって、悩みがあったら、相談するようになった。ずっと、そういう関係が続いてほしい」

「帰国者以外に職場の同僚・上司とも交際している。仕事の同僚と、よく仕事上のことをしゃべるようにしている。そうしたら気分が楽になるし、日本語のレベルも上がる。いいことだ」

第5節 小括

以上、中国残留日本人二世等の家族・社会関係を分析してきた。簡単に総括・考察する。

第1項 家族構成と結婚

対象者の家族構成は多様である。

【国費帰国者】及び【私費帰国（中年層・若年層）】は、配偶者及び未婚の子供との同居が多く見られる。【国費帰国者】の配偶者の多くは正規雇用・自営で働いているが、【私費帰国（中年層・若年層）】の配偶者は非正規雇用、または失業状態にあることが多く、経済的な生活苦から夫婦関係の危機を迎えたケースもみられる。そして【国費帰国者】と【私費帰国・若年層】には、未婚で親（一世）と同居しているケースも見られる。彼らの多くは未婚で来日したため、日本で結婚相手を探すことになった。しかし日本人との結婚は、文化・言葉の壁により難しく、多くの場合、中国の親戚等から結婚相手の紹介を受けることになった。しかし結婚詐欺等、深刻な問題に直面することも少なくなかった。

【私費帰国・高齢層】では、配偶者との二人暮らしが特に多く、その配偶者の多くは56歳以上で、無職である。また持病が多く、通院している。ここでは高齢化に伴い、家族内での介護の困難が大きな問題になっている。一部は独居で、日本への帰国後、生活苦・ストレス等の影響で配偶者と離別・死別したケースが少なくない。

第2項 子供の生活と諸問題

【国費帰国者】、及び、【私費帰国（中年層・若年層）】の子供達の多くは、日本で就学中である。

【私費帰国者（中年層・若年層）】の中国で生まれた子供には、来日後の公的支援がまったくない。また彼ら（二世等）自身の生活が特に不安定なこともあり、子供達の学校・家庭生活にも深刻な問題が多数、発生している。さらに、子供が次第に中国語を忘れつつあり、親子間でのコミュニケーションの困難も深刻な問題となっている。学校でのいじめ・差別、親子のコミュニケーションの困難等の中で、中国の文化を毛嫌いし、自分が帰国者であることを恥だと考えているケースもある。

これに比べれば、【国費帰国者】の子育てには、相対的に問題が少ない。

【国費帰国者】の場合、中国から同伴帰国した子供達も、中国帰国者定着促進センター等で日本語を学び、日本の学校にも比較的なじみやすかったようである。また【国費帰国者】の家庭では、日本語と中国語を併用して、親子のコミュニケーションにも比較的、問題が少ない。

【私費帰国・高齢層】の子供達は全員、中国で生まれ、多くが20歳以上で、二世等と同伴で来日した。義務教育の就学年齢にあった子供は、日本の学校に編入学した。そこで、いじめ・差別を体験し、そのまま引きこもりになった子供もいた。また義務教育の学齢を越えて来日した子供達は、進学・就学に不利益を被った。中国に残っている兄弟を呼び寄せるための身元保証人になるため、就学を断念して働いた子供もいた。また、結婚相手との出会いの欠如に悩む子供達（三世）も少なくない。

さらに【私費帰国・高齢層】では、子供達（三世）が不安定な仕事で多忙なため、交流が希薄化している。日本生まれの四世の間で言葉の壁があり、交流できないことも悩みとなっている。

第3項 その他の家族・親族

日本に住む家族・親族として、その親（一世）と兄弟姉妹がいる。

一世である親が支援給付金を受給し、それに収入認定があるため、二世等は、一世と同居できず、別居する親の介護・健康等に不安を抱えている。「通院の付き添い」、「家事の手伝い」等で、一世の生活を支えている。また、日本に住む兄弟姉妹とも、一定の交流が保たれているが、兄弟姉妹（二世等）は多忙であるため、日常的な面会での交流は少な

い。

一方、二世等の配偶者はほとんど中国出身の中国人であるため、その親戚が中国に多く住んでいる。彼らは、親戚訪問または電話、一部はインターネットにより交流して、中国との関係を濃厚に維持・再生産している。しかし、生活保護を受給しながらの訪中は制限され、また仕事の休みがとれず、訪中の旅費が確保できないといった理由で、訪中が事実上困難である。

日本と中国の家族・親戚等との関係において、各タイプ間で顕著な傾向的特徴は見られない。

第4項 社会諸関係の構造

二世等の交際相手は、帰国者と別居の家族・親戚（多くが帰国者）が多い。一部に夜間中学の教師が交際相手になっている以外、日本人との交際は、極めて少ない。

一方、悩みの相談相手は、ほとんど、家族内部に限られている。別居する兄弟姉妹や子供等とも関係が希薄になり、相談できないケースもみられる。

社会関係に関わる悩みとしては、公共機関との関係、つまり帰国者以外の日本人との差別待遇・対応の違い、帰国者に対する支援政策やその運用の問題、そして帰国者に対する特別の配慮の欠如等が、二世等によって「差別」と感じられている。また、近隣で出会う差別は、騒音・ゴミ捨て等、公営住宅の団地のルールに関わるトラブルが多い。そうした社会関係の中、人間関係が希薄で「孤独で寂しい」、または「文化習慣の違いで困る」や「趣味がなく退屈」と感じる二世等も少なくない。

また、自立指導員・保証人・ボランティア等は、二世等の社会関係において大きな役割は果たしていない。特に自立指導員・保証人の中には、自分への反抗を許さず、自分の考えを押し付ける人もおり、二世等からはあまり肯定的に評価されていない場合が多い。

以上のような社会関係の基本的な構造において、各タイプの間で、大きな差異はない。ただし、帰国者だけの閉鎖的な社会関係、差別、孤独等は、【私費帰国者】に特に顕著に見られる。

第5項 考察

以上をふまえると、中国残留日本人二世等が織り成す社会諸関係には、次のような諸問題が見て取れる。

第1に、残留日本人二世等の家族は日本への帰国後、子育て、子供の就学・就職・結婚、差別・いじめ等、様々な問題に直面し、一部には家族崩壊の危機に瀕したケースも見られた。こうした危機の中で、同居・別居家族、および帰国者仲間との交流がかるうじて生活を支えている。夜間中学校の先生以外の日本人との関係は極めて希薄であり、社会関係が概ね家族単位・帰国者内部に限られ孤立しているといえる。この点は、張（2005）や筑波大学社会学研究室（1998）が指摘する通りである。また張（2005）や筑波大学社会学研究室（1998）は、こうした社会関係の背景に、言葉の壁に加え、中国の伝統的な家族制度や「単位」社会等と日本社会のあり方の違い、さらに日本人の閉鎖的意識、日本では就労に追われて交際のゆとりないこと、及び、帰国者自身の中国寄りのアイデンティティ等が影響していると指摘している。しかし本調査結果をふまえれば、これらに加え、やはり日本政府の受入政策の問題を指摘せざるをえない。すなわち同じ二世等でも、日本政府が規定した【国費帰国者】と【私費帰国者】では、社会関係に大きな相違がある。

第2に、残留日本人二世等の家族は、親（残留日本人一世）の生活保護が止められるなどの原因で同居できないため、親の「通院に付き添う」、「ときどき訪問」、「家事の手伝い」をするが、別居する親の介護・健康等に不安を抱えている。また高齢化に伴う配偶者等の家族介護、子供との交流もまた、困難な状況におかれていた。さらに彼らは中国の親戚との関係を根強く維持・再生産しているが、しかし「生活保護の支給が停止される」、「経済的な原因」、「仕事が忙しい・休みを取ったら解雇される」、「子供が学校行っている」等の理由で、訪中は非常に制限されている。こうした家族・親戚の関係の希薄化・困難にもまた、日本政府の政策が大きな影響を与えていた。

第3に、残留日本人二世等が直面する問題の解決・生活上の支援において、ボランティア・自立指導員・身元保証人などは十分な役割を果たしていない。特に自立指導員には、歴史認識の不足・中国蔑視、身元保証人からの搾取などが残留日本人二世等を一層傷つけている。残留日本人二世等が日本社会で直面する差別・孤立・疎外は、単なる言葉・文化の壁、社会的偏見だけではない。公共機関でも明らかに顕著である。

なお第4として、本調査結果では、張（2005）が指摘する三世が二世に比べ、豊かな社会関係を形成しているという傾向、及び、筑波大学社会学研究室（1998）が述べる日中双方の親戚との交際における年齢差は、それほど顕著には見られなかった。

第4章 残留日本人二世等の社会意識

本章の課題は、中国残留日本人二世等の国民国家に関する社会意識を考察することにある。具体的には、①アイデンティティ、②日本・中国に対するイメージ、そして③日本政府の政策という、3つの視点から分析する。

第1節 アイデンティティ

まず、残留日本人二世等のアイデンティティについてみていこう。ここでは、「国籍」、「民族的自己定義」、および「定住志向」の3つの指標から考察する。

第1項 国籍

では、国籍についてみる（表4-1参照）。

対象者50名のうち13名は日本国籍、37名が中国籍である。ここには、【国費帰国者】と【私費帰国者】で大きな差がある。

まず【国費帰国者】は、過半数が日本国籍を取得している。親（一世）と同伴帰国した際、親とともに日本国籍に加入したケースもあるが、それだけでなく、来日後しばらくは中国籍を維持したが、その後、子供の進学等を機に日本国籍に変更したケースも見られる。

- * 「日本に来た最初、母は日本籍に就籍したが、私達は変更しなかった。でも、子どもが中学から高校に進学するときやはり日本籍に変え、名前も日本名にした。高校生になると、前の友達もバラバラになり、どんな子に出会うかわからないからだ」

ただしすべての【国費帰国者】が希望に応じてスムーズに日本国籍に変更できたわけではない。日本の旧国籍法は男系制であったため、女性の残留日本人の二世の中には同伴帰国の際、日本国籍に加入できなかったケースも見られる。

- * 「私の母は裁判所で就籍をして日本国籍を取得した。そのとき男女の不平等があり、男性の残留孤児の子供は日本国籍になるが、女性の残留孤児の子供はそうではなかった。中国では男女平等だったから、日本は酷いな、すごくいやだと思った。私はどちらの国籍にするかなど、聞かれもしなかった」

表4-1 国籍

(人)

		帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計	
		国費	私費			年長			年少			
			高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層		
現籍	日本籍	6	3	3	1	2	3	2	2	4	13	
	中国籍	5	16	4	12	7	8	6	12	4	37	
国籍変更要望	日本	日本籍のまま	4	2	2	1	1	3	1	2	2	9
		分からない	2	—	1	—	—	—	1	—	2	3
	中国に変えたい	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	
	中国	中国籍のまま	3	9	3	7	5	4	4	7	2	22
分からない		1	2	1	2	1	1	1	2	1	6	
日本に変えたい		1	5	—	3	1	3	1	3	1	9	
計		11	19	7	13	9	11	8	14	8	50	

資料：実態調査より作成

一方、【私費帰国者】は約7割が中国籍のままである。

そして【国費帰国者】・【私費帰国者】を問わず、多くが「これからも現在の国籍のままでいたい」と考えている。つまり日本国籍者は日本国籍のまま、中国籍者は中国籍のままでいたいと、多くが考えているのである。日本に定住しながら中国籍のままでいたいと考える理由は、「日本国籍に変えても、どうせ中国人として扱われるから」、「中国との往来に便利だから」、「中国人だから」、「中国の方が将来性があるから」等、多様である。

- * 「日本国籍に変えるのは面倒だし、中国に帰って住むことを思うと不便になる。たとえば日本国籍に変えても、日本ではずっと中国人として扱われるし、日本人の考え方が変わらない限り差別は存在する。だからこれからもずっと中国籍でいたい」
- 「私は中国籍のままだ。いつか日本でやっていけなくなったら、中国に容易で戻れるようにしている。だからこれからもずっと中国国籍のままでいたい」
- 「自分は中国人だと思うので、ずっと中国国籍でいたい。日本国籍に変えたくない。変えても変えなくてもあまり変わらないと思っている。日本国籍に変えても、日本語がわからないから、やはり中国人と思われる」
- 「中国国籍で別に今まで支障もなかった。日本に永住したいが、日本国籍にはなりたくない。国籍を変えると、中国に帰ったとき、公安局にビザを申請しなければならないのでめんどくさい」
- 「中国の国籍の方が、帰国するのに便利だ。妻の弟は日本国籍に変えたが、帰国する

とき、いろいろな手続きをしなければならない。中国籍の私の方がずっと便利だ」
「中国に親戚と子どもがいるから、いつも帰国したいから中国籍でいたい」
「中国の方がもっと発展すると思うから、中国国籍のままでいたい」
「中国籍のままにしたい。日本国籍に入る手続きがとてもめんどろくさいし、将来的に中国に行くのが難しくなるかもしれないから」

ただし一部には、現在の国籍から変更したいと考えているケースもある。特に中国籍者は4割以上が、「日本国籍に変えたい」または「将来のことは分からない」と考えている。

- * 「これから必ず長く日本にいるから、やはり日本国籍に変えた方が生活の各方面で便利だと思う。特に就職のとき、日本国籍の方がメリットがあると思う。でも、もし本当に日本国籍に変えて、老後になって中国に帰りたかったら、どうしよう。すごく迷っている」
「現在、中国国籍だが、将来はわからない。国籍はどちらでもいいと思う。中国籍の方が、中国に帰るには便利だ。でも、ずっと日本にいるから、子どもが大きくなったら変えるかもしれない」
「考えていない。でも中国のパスポートは、通関検査が非常に厳しい。旅行に行く時、妻は日本国籍だから、手荷物などあまり検査されない。でも私の手荷物は厳重に検査される。一緒に旅行しているのに、ただパスポートが違うからといって、検査も違うのはおかしいだろう。誰かが悪いことをしたせいで、中国のパスポートが信頼性を失ったのかもしれない。この点から考えると、日本国籍に入りたいとも思う」
「子供たちの大学受験、就職等で日本国籍の方がメリットがある。子供たちも日本の名前をほしがっている」

そして中国籍者の約2割は、日本への帰化を申請している。ただし、「手続きが難しい」、「日本語ができない」、「生活保護を受けている人は申請できない」等の原因で、それは果たせていない。

- * 「これからもずっと日本に住むから、日本国籍に変えたいが、手続きが難しくて出来ていない」
「日本国籍に変えたいが、役所の人に『日本語ができないと手続きができない』と言われた」
「生活保護を受けているから、経済的な問題で日本国籍に変えられなかった」

第2項 民族的自己定義

次に民族的自己定義についてみる（表4-2参照）。

6割以上の対象者が自らを「中国人」と自己定義している。「日本人」と定義するケースは5名、さまざまな意味で「日本人と中国人の間」と定義する人は9名にとどまる。「中国人」という自己定義は、国費帰国・私費帰国、及び、年齢等の違いを問わず、全体として多く見られる。

そして自らを「中国人」と定義する人の中には、2つのタイプがある。

一つは、来日前から一貫して自分を「中国人」と定義してきたと語るケースで、これが全体の中で多数を占める。

* 「日本に来てから今まで、自分のことをずっと中国人だと思っている」

「私を外観から見れば日本人に似ているかも知れない。でも中身は中国人だ。中国で中国人として生まれ、ある日突然、日本にきただけだ。日本に来てから言葉とか、今まで勉強してきた知識、経験から日本人と思われるかもしれない。しかし、本当は中国人だ」

「来日した当初、中国は貧しかった。自分はどこに行っても中国人として差別されているのではないかと、私のことを蔑視しているのではないかと、日本人の顔つき、表情がとても気になっていた。今でも常に自分を中国人と思っている。一回も自分を日本人と思ったことがない」

「自分は中国で育ってきた来中国人だ。いつでも変わらない。国籍を変えても変えなくても、あまり変わりがない。これからも中国人として誇りを持って日本社会で生きていく」

「いくら日本国籍になっても、心はずっと中国の心で、自分の中では、ずっと中国人と思っている。日本籍に変わったのは生活上の便宜にすぎない」

もう一つは比較的少数だが、来日後、日本人・日本社会との接触の中で、自分を「中国人」と自覚したケースも見られる。

* 「中国にいるとき、自分を中国人だと思ったことがなかった。でも日本に来てから、自分を中国人だとすごく思っている。学校、仕事、社会に出て問題を処理するとき、自分のことをやはり中国人だと思う」

表 4-2 民族的自己定義

(人)

		帰国後のタイプ					帰国前のタイプ				計
		国費	私費			年長		年少			
			高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層	
自己定義	日本人	—	3	—	2	1	2	—	2	—	5
	中間	5	4	—	—	2	1	1	1	4	9
	両方	3	1	—	—	—	—	1	—	3	4
	両方ない	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	華僑・日系	1	3	—	—	2	1	—	1	—	4
	中国人	6	10	7	10	5	8	6	10	4	33
無関心	—	2	—	1	1	—	1	1	—	3	
	計	11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

「大学生時代、アルバイトをしていて、当時は天安門事件の後だったこともあり、職場の店員が『中国には人権がない。ひどい国だ』とか言った。私は、『日本もかつては同じようなものだったではないか』と反論した。するとその店員は『あなたに何がわかる』と怒りだした。自分はやはり中国人だ」

第3項 定住地志向

では次に、定住地志向をみていこう（表 4-3 参照）。

【私費帰国者】の高齢層・中年層は、日本への定住志向が強い。

日本への定住指向の理由としては、主に次の4つの要素が見られる。

第1は、中国にすでに経済的基盤がなく、日本に住むしかないという、一種の諦観である。

* 「日本に来るとき、手続きの費用のため、家まで売ったから、中国に定住することは不可能だ。戻る場所が無い」

「中国には生活保護のような制度がないから、いくら帰りたくても帰れない」

「日本では生活保護をもらって生活がなりたっているが、中国に帰ると、この年齢では何もできず、お金の出所がない。生活ができなくなるから日本にいるしかない」

「帰りたくても帰れない。なぜなら高齢で、何の学歴・技術もない私達は、変化が速い中国社会で生きていける能力がないからだ。だから、日本にいた方がいい。でも、心の中では、ずっと中国の方がいいと思っている。自分は年をとっているし、年金もなく将来がみえない。老後中国に帰りたいが、やはりそれは夢だろう。日本にいるしかない」

表 4-3 定住地志向

(人)

		帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計	
		国費	私費			年長			年少			
			高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層		
定住地	日本	3	14	5	1	5	8	6	—	4	23	
	中間	5	2	2	6	2	2	1	8	2	15	
	どちらでもわからない	1	—	—	1	—	—	—	2	—	2	
		4	2	2	5	2	2	1	6	2	13	
	中国	3	3	—	6	2	1	1	6	2	12	
理由	日本	経済・医療	4	6	4	3	2	5	4	5	1	17
		親・子供	4	2	3	3	2	2	1	3	4	12
		制約	—	5	—	—	2	1	2	—	—	5
		日本が快適	—	3	—	1	1	2	—	—	1	4
	中国	中国人	3	3	—	6	2	1	1	6	2	12
計		11	19	7	13	9	11	8	14	8	50	

資料：実態調査より作成

第2は、親（一世等）や子供（三世等）が日本に定住しているということである。

- * 「子供がまだ学校に通っているし、子供は中国に住むことがあまり好きではないようだ。また、両親に親孝行ができています。総合的に考えて、日本に住むことに決めた」
「子供達全員が日本生まれで、中国語を少しも話せないし、母も日本で生活保護を受けているから、中国に戻ることは不可能だ」
「これから日本で親の介護をしなければならない。また、子供達も皆、結婚して日本にいるから、中国には帰れない」

第3は、「日本人」として、中国定住に様々な制約・不安があるということである。つまり中国における政治的抑圧や差別のリスク、及び、法的規制が、日本定住指向の理由となっている。

- * 「天安門事件の時、文化大革命のような迫害を受けたらどうしようと怖かった。来日の時、やっと、逃げ出せるというような気持ちだった。確かに今の中国は豊かになった。でも日中関係が非常に微妙で、いつか悪化するかわからない。テレビで、中国での日本工場が襲撃されたとか、日本製の車が破壊されると報道されていた。状況が不安定だから中国には定住できない」
「日本国籍に変更した時点で、もう中国への定住は不可能になったと思う。中国に定住すると3か月に一度ビザの更新をしないといけないし、その他にもいろいろ制限があると思う」

そして第4は、日本での生活が快適で、日本での生活に慣れたといった理由も見られる。

* 「やはり日本の方が快適だ。空気がきれいし、食品も安全だ。それに日本人は礼儀正しいし、なんでも手伝ってくれる」

「中国に比べ、生活面からいうと、日本の方がもっと便利だと思う。環境もいいし、交通も便利だから、定住は日本にしたい」

「日本にもう20年も住んで慣れている。日本に来て日本の文化や習慣などいろんな面で勉強になった」

一方、【国費帰国者】や【私費帰国者】の若年層においては、定住地は「日本・中国のどちらでもよい」、「わからない」といった意見、または中国への定住志向が比較的顕著に見られる。

「どちらでもよい」「わからない」という回答の主な理由は、次の2点である。

第1は、どちらに住むかは将来の経済状況次第という考えである。

* 「仕事さえ安定していれば日本にいたいし、無理なら中国に帰ることも考える」

「今の日本は経済が不安定だから、もし日本で生活できなければ、中国に帰るかもしれない。私は国籍も変わってないから、帰りやすいと思う」

「将来、中国に帰るかどうかは、まだ言えない。年をとったら、どちらにいるか、その時の経済状況次第だ」

「年金によって決まる。25年、保険に入らないと年金をもらえない。もし年金がもらえれば、日本にいる。もらえないと、中国へ帰るしかない」

第2の理由は、本当は中国に定住したいが、しかし親（一世等）や子供（三世等）が日本に定住していることにより葛藤である。この理由は、前述の「親や子供が日本にいるから」という理由で日本への定住を指向するケースと、実質的にはそれほど違いはないとも言える。

* 「子供が全員、日本生まれだから、中国に帰ったら言葉が通じない。それに家族はみんな、日本にいる。しかし、自分についていえば、中国にいた方がチャンスが多い気がする。どっちを選ぶか悩んでいる」

「複雑だ。母が日本人で、日本で暮らしているから、自分も日本に住みたい。日本語は難しいが、環境が良く、人も親切だ。でも中国には友達が多く、中国の習慣も好きなので中国にも帰りたくなる。どうしようか悩んでいる」

「両親を日本において中国には帰れない。それに、子供を日本の大学に行かせたいから、帰れない。もし両親と子どもの問題が解決すれば、中国に帰るかもしれない。またわからない」

「日本で生活はきついから、中国に帰りたいと思うが、母が日本にいて日本国籍なので、中国に帰れない。母の面倒をみないといけないから、困っている」

そして中国への定住を志向するケースでは、主な理由は「中国人だから」ということにある。前述の如く、二世等には国籍の如何を問わず、自らを「中国人」と定義するケースが多かった。

- * 「将来いつか中国に帰りたい。やはり中国の方がいいと思う。日本は自分の国ではなく、自分に属していない。中国は自分の本当の故郷だと思っている。中国では優越感を感じられるが、日本では、自分には何にもないという不安な気持ちで一杯だ」
「自分は中国人なので、やはりいつか中国に帰るはず」
「日本に何十年住んでも私は中国人だ。私はいつも中国の夢をみている。私の心はいつも中国の心だ」

さらに「中国人だから」という理由の、さらに奥底には、「日本で稼いで、老後は中国で暮らしたい」、「日本では言葉の問題もあり、交流できない」といった要素もある。

- * 「今は、いくら重労働でも日本で懸命に働いて、年を取ったら日本で貯めたお金で中国に暮らしたい」
「将来、いつか中国に帰りたい。中国に帰れば、老後の保障がある。中国では、年金のお金を払ったら老後保障がある。現在、中国農村では、1回にお金を支払えば、老後、政府から年金が出るという制度がある。それはまだ払っていないが、日本でお金を稼げれば、そのお金を払うことができる。中国にいたら、その年金も払えない。老後の年金を納められるように、日本で頑張って稼ぎたい」
「日本では隣と交流がないし、にぎやかな生活もない。寂しくて、単調だ。中国での生活が懐かしく、友達に会いたい。将来やはり中国に帰りたい」

第2節 日本と中国はどんな国か

では次に、日本と中国という2つの国に対して、残留日本人二世等がどのようなイメージを抱えているかをみていこう。

第1項 日本に対するイメージ

まず日本に対しては、全体として「経済的に豊かな国」、「自分と関係があるので親しみがある国」等、肯定的な評価が多く見られる（表4-4参照）。

- * 「母が日本人だから興味を持った。自分の国にしてもいいと思った。こうしたきっかけがなければ興味すら持たなかった」
- 「母とも血がつながっているから、自分と関係ある。親しみ国」
- 「経済的に豊かで、治安がいい国と日本に対していい印象を持っている」
- 「日本は先進国だから何でも発展している」

しかしその一方、日本に対しては、「中国を侵略した国」、「残留日本人を放置した冷酷な国」等、否定的イメージも少なくない。

- * 「残留日本人を放置した冷酷な国と思う。母親を何十年も放置した。母はどちらかの国にいる以上、いくらがんばっても日本人としての自分と中国人としての自分のどちらか半分を必ず捨てなくてはならなかった」
- 「母（残留婦人）が帰国してから、政府から何の支援もなかった。母は、日本に帰って来てからずっと日本社会の一番低いレベルで生活してきた。中国にいたとき、文化大革命の後、母は大連の電報局で会計士として働いていたし、社会的地位も高かった。周りの人たちと仲良くして、生活もとても豊かだった。日本に帰国するとき、何百人も送りに行った。自分の祖国に帰ってこんな状態になるなんて。日本は、残留日本人を放置した冷酷な国だ。あまりいい印象はない」
- 「残留日本人を放置した冷酷な国と思う。いまだに帰国できてない人が一杯いる。今まで、その人たちに何の保障もないままだ。支援や政策とよく言っているが、口だけで、実際は何もない」
- 「日本に来る前、テレビで日本を見るたび、日本はとてもいいと思っていた。私たちがもし、日本に行けば、きっと歓迎してくれると思っていた。でも、本当に来たら、そうではなかった。日本社会は私たちの思っていた社会とまったく違っていた。日本社会は、私たちを日本人として見ていない」

こうした日本に対するイメージは、あまり国費帰国者と私費帰国者、年齢等で違いは見られない。ただし「経済的に豊かな国」というイメージのみは、【国費帰国者】と【私費帰国者】の若年層、つまり総じて若年層で比較的多く見られる。

表4-4 日本のイメージ(MA)

(人)

	帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計
	国費	私費			年長			年少		
		高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職層	
冷酷侵略	6	7	6	3	5	6	2	3	6	22
祖国親しみ	3	9	1	4	2	6	2	5	2	17
経済豊か	1	3	1	1	2	1	1	2	—	6
感謝	4	7	—	3	2	5	1	1	5	14
プラスのみ	9	8	4	9	4	7	3	9	7	30
両方	1	5	—	—	1	3	2	—	—	6
マイナスのみ	4	4	—	6	1	2	3	6	2	14
印象がない	7	12	4	5	5	8	3	6	6	18
計	—	—	2	1	1	1	—	1	—	13
	—	3	1	1	2	—	2	1	—	5
計	11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

日本に対するイメージを示すもう一つの指標として、「日本に来てよかったと思うか」という質問に対する回答を分析しよう（表4-5参照）。

ここでも、「よかった」との回答が過半数を占めるが、しかしその一方で「どちらともいえない」との答えも全体の4割に達している。【国費帰国者】、及び、【私費帰国者】の高齢層で「よかった」という回答が多い。これに対し、【私費帰国者】の中年層・若年層には「どちらとも言えない」という回答が多く、一部には「よくなかった」と答えるケースもある。

「日本に来てよかった」と考える理由は、【国費帰国者】と【私費帰国・高齢層】で大きく異なっている。

まず【国費帰国者】には、主に3つの理由が見てとれる。

まず第1は「日本での生活が快適」または「すでに日本での生活に慣れた」ことである。

* 「中国よりは日本の方が暮らしやすい。もう日本での生活に完全に慣れたから。日本の方が親しみを感じる」

「日本は環境が良いし、居住条件もいい。交通も便利だ。また、自分が20年も日本に住んで慣れたから、日本に来てよかったと思う」

「中国にいた時、生活条件が厳しかったので、日本に来てから、生活の面では前よりずいぶん改善した」

第2の理由は、一世等に対する親孝行、子供（三世等）の教育や将来にとってよかったという、家族とのつながりの中で実感する肯定的評価である。

表 4-5 日本に来てよかったか

(人)

		帰国後のタイプ					帰国前のタイプ					計
		国費	私費			年長			年少			
			高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層		
評価	よかった	7	14	2	4	6	5	7	5	4	27	
	どちらでも	4	5	4	7	3	5	1	7	4	20	
	思わない	—	—	1	2	1	1	—	2	—	3	
理由	よかった	基本生活・医療	—	4	—	—	1	—	3	—	—	4
		中国に比べて	—	7	—	2	3	4	—	2	—	9
		快適・慣れた	2	3	2	—	2	1	3	—	1	7
		親孝行・子供	3	—	—	—	—	—	1	2	—	3
		新体験・未来性	2	—	—	2	—	—	—	1	3	4
	どちらでも	安定・寂しい	2	5	—	—	2	3	—	—	2	7
		快適・不安定	1	—	—	6	—	—	—	6	1	7
		親孝行・不安定	—	—	3	1	1	1	1	1	—	4
		限らない	1	—	1	—	—	1	—	—	1	2
	思わない		—	—	1	2	—	1	1	1	—	3
計		11	19	7	13	9	11	8	14	8	50	

資料：実態調査より作成

* 「親孝行できている。もっと重要なのは、二人の子供がよく勉強できている。二人ともクラスで一位だから、すごく満足している。子供によりよい教育を受けさせるために日本にやって来たから、目的は達成していると思う」

「日本に来て、子供達のため懸命に働いてきた。子供達をきちんと立派に育てることができた。その点で、日本に来てよかったと思う」

「日本に来ないと、二人の子供は大学まで行けないかもしれない。その点ではよかった」

「子どもたちは仕事が見つかり、生活が安定しているからよかったと思う。中国では、大卒でも失業者が多い。だから中国にいたら大変だと思う」

「子供が正規雇用の職業をみつけて生活が安定している。子供のために来日したので、希望が実現できたと思っている」

そして第3は、二世等自身が、中国ではできない新たな体験、しかも将来性に満ちた状態を体験できたという思いである。

* 「今、日本での生活はそんなに容易ではないが、それはどこでも同じだ。どこで生活しても、困難なところがある。それに、今の生活は、中国での生活よりはいいと思う。中国では将来が見えない。日本の方が、望みがある」

「いいことが多かったと思う。たとえば、中国に住む若者では見えないこと、理解できないことを体験できた。日本では、いくら才能がなくても一生懸命に重労働をす

れば生活ができて、自立もできる。中国では私のような人間は、激しい競争の中で生きていけるかどうか分からない」

「日本に来たことで、中国にいる他の人が体験できないことを経験できた。それが人生の宝物になった」

「日本にきてよかったと思う。新しい国、新しい環境で新鮮な感じがある。それに、自分は早くこっちの生活に慣れることができた。中国よりも便利だし、環境はずっといい。勉強したり、仕事をしたり、生活が非常に充実している」

これに対し、同じく「日本に来てよかった」と感じている【私費帰国・高齢層】は、その理由がかなり異なる。

まず第1に、日本の方が基本的な生活・医療保障等の面で安定していることである。

* 「自分は中国農村出身で、子供のころからご飯がないときもあった。改革開放以降でも生活があまり改善されなかった。日本に来てからも肉体労働で苦労してきたが、今は生活保護で生活が成り立っている。ぎりぎりであるが、生活が安定している。それでよかった」

「今、生活保護を受けているし、病気の治療にもお金がかからないし、何も心配する必要ない」

「日本は、医療・生活環境が安定していて、安心して暮らしていける。その点ではよかったと思う」

第2に、それとも関連するが、中国に比べ、日本の方が経済的に良好である。

* 「今、たくさんのお金はないが、一応安定した生活をしている。日本に来る当時、中国は改革開放の真最中で、たくさんのお金が倒産し、首にされる人も多かった。それに比べ、やはり日本に来てよかった」

「日本にきてよかった。来日当時、中国では改革開放でリストラが実施されていた。もし日本に来なかったら、自分もリストラされていたかもしれない。そして今も中国の景気はあまりよくない。人脈、お金がないと、なにもできない。もし日本に来なければ、今の自分はずっと貧乏な労働者かもしれない。もちろん腐敗した人間になっていた可能性もある。日本では、そんなに豊かではないが、自活していて、心の中は平然としている」

「家族全員は豊かとは言えないが、経済的に安定している。中国よりは日本の方が暮らしやすい。しょっちゅう中国に帰っているが、現在の中国人は結構ストレスがたまっているように感じる」

「帰国するとき、日本は中国に比べて経済的に豊かだった。日本に来て、希望が実現できた。10万元の貯金ができ、ローンだがマンションも車も買えた。今が私にとって一番いい状態だ」

「経済面では、中国よりずっといいと思う。日本に来て、自分は本当にラッキーだと思っている」

さて、日本に来たことがよかったかという質問に、「どちらともいえない」と多くが答えた【私費帰国者】の中でも、中年層と若年層では微妙にその理由が異なる。

まず【私費帰国・中年層】は、「一世が日本にいたので親孝行ができたのはよかったが、非正規雇用の就労など生活面では不安定でよくなかった」という思いが強い。

* 「日本に来たことを、今でも後悔しているが、日本に来て日本の文化や習慣などいろんな面で勉強になった。また、両親に親孝行ができています。しかし、退職まで非正規雇用のままで、年金ももらえないので、老後の不安な生活を考えるとどちらとも言えない」

「両親と一緒にいることができてよかったと思う。でも、ずっと肉体的・不安定な労働で過ごすことがつらい。将来が見えない。何とも言えない」

「当時は、親孝行のため、子どもをよい教育を受けさせるためと思い日本にやって来た。日本は空気がきれいで、経済的に発展した国だ。しかし、そこに私たちは貧しく、日本語できない。学歴もなく、一つの生かせる技術もない。生活が不安定で、安心できない。やはり何とも言えない」

「来る前は、母と10年ぐらい会っていなかったから、母に会えて本当によかったと思っている。でも、日本では何もわからないから、きつくて我慢できない。このままでは耐えられない。中国にいたとき、いろんな仕事をしていた。例えば、家畜を飼うとか、食品や服装の販売とか、朝から夜までずっと仕事をしていた。それでも、今の日本の生活の方がずっと精神的に疲れている。中国にいたときは、いつでも自分がやる気をもって頑張れば何とかなると信じていた。でも、日本に来てから、すべてが変わった。日本語がわからないから、一歩も進めない。それに、日本政府・行政の役人たちはいつも態度がよくない。人を手伝う・支援するというのではなくて、いつもこちらを非難していると感じる」

一方、【私費帰国・若年層】では、「日本での生活は中国でのそれより快適ではあるが、非正規雇用での就労など生活面では不安定で問題も多い」といった考えが強い。

そして「日本にきてよかったとは思わない」と答えた二世等の理由は、日本での生活があまりに疎外されたものであることにある。

- * 「日本に来てから、中国にいたときよりも生活が苦しくなった。何年たっても非正規雇用のままで将来が見えない。生活が貧しいからいいことは一つも感じていない。」
「日本できつい単純な肉体労働になり、体も心もしんどい。ストレスもたまっている。毎日の重労働で、耐えられないぐらいつらい。来なければよかった。想像していた生活と大きな差がある」
「日本にきてよかったと思わない。中国での生活のほうがずっと豊かで、充実していた。日本では仕事がつらいし、言葉は通じず、つらいことばかりだ。よかったと私に思わせることは一つもない」

第2項 中国に対するイメージ

では次に、中国に対するイメージを見ていこう（表4-6参照）。

ここでは、国費帰国者・私費帰国者、また年齢の違いを問わず、全体として肯定的イメージが強い。具体的には、①「経済的に急速に発展しつつある国」、②「古い伝統・文化がある国」、③「祖国・自分の国」、そして④「残留日本人を育てた寛大な国」等である。

- * 「経済的に急速に発展している国。以前は貧富の差が激しかったが、今は経済の発展が速くて、田舎でも都市でも大きく変化している」
「祖国、自分の国である。残留日本人の親を受け入れた偉大な国で、非常にありがたい」
「中国は残留日本人を育てた寛大な国である。中国政府は母（残留婦人）に、とてもよくしてくれた。中国での生活は日本よりよかった。昔米が足りない時代、中国政府から残留日本人に白米の補助があり、父の家族は皆、白米を母だけに食べさせていた」

ただし一部ではあるが、中国に対する否定的なイメージも散見される。それは、①「経済的に貧しい国」、②「政治的・社会的に問題がある国」等といった内容である。

- * 「中国社会は格差が大きい。下層の人はもっと広い世界を見てほしい」
「政治的・経済的に問題がある国だ。1990年代、私の夫の給料は100元もなかった。会社が倒産し、給料は7元になってしまった」
「中国の政治、社会には問題がある。例えば、民衆の生活や老後の保険、義務教育な

表4-6 中国のイメージ(MA)

(人)

	帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計
	国費	私費			年長			年少		
		高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層	
寛大	7	7	5	4	4	6	3	5	5	23
経済発展	8	12	6	13	5	9	6	13	6	39
祖国	9	12	5	8	7	6	5	9	7	34
伝統文化	8	12	6	12	7	8	4	12	7	37
世界大国	1	5	4	3	2	4	3	2	2	13
貧しい国	—	5	—	1	1	2	2	1	—	6
問題ある	2	4	1	2	1	4	—	1	3	9
プラスのみ	9	11	6	11	8	5	6	13	5	37
両方	2	6	1	2	—	5	2	1	3	11
マイナスのみ	—	2	—	—	1	1	—	—	—	2
計	11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

どの政策の実施力が弱く、いくら素晴らしい政策ができて意味がない」

「帰国前、中国の農村にいた。貧困で、生活は苦しかった。日本のような先進的な電化製品を見たこともなかったし、もちろん使ったこともなかった。村には貧乏な人がたくさんいる」

「経済的にまだ貧しい。中国では農民と都市住民との格差が非常に大きい。経済は発展しているが、いまだに貧しい人がたくさんいる」

さらに訪中経験を通して見た中国の変化という視点から、中国に対するイメージをみると、やはり国費帰国者・私費帰国者、及び、年齢の違いを問わず、肯定的イメージが強い(表4-7参照)。

それは主に、「急速な経済発展、生活水準の改善」、及び、それと密接に関連した「都市開発・建築様式の変化」といった内容である。都市開発等は一概に肯定的イメージであるとは限らないが、全体として肯定的文脈で語られることが多い。

* 「中国に対しての印象はとてもよい。中国の経済はますます発展し、国民の生活はとても豊かになっている」

「中国の変化はすごかった。中国はもう第三世界じゃないと強く感じた。国民の生活レベルもアップしてきた」

「大変変化があり、皆の生活が前より良くなっている。食べたいものを食べ、使いたい物を買って、遊びたいときに遊んで、ずいぶん楽に暮らしている。とても良かった」

表4-7 訪中・中国の変化(MA)

(人)

		帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計
		国費	私費			年長			年少		
			高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層	
肯定的変化	経済急速発展	5	8	3	6	5	5	1	8	3	22
	都市開発・建築	6	9	1	6	2	7	1	8	4	22
	親しみ	1	4	2	1	4	1	2	—	1	8
社会問題あり		2	4	1	2	1	4	—	1	3	9
無回答・訪中なし		3	3	2	6	1	1	4	6	2	14
計		11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

「中国の変化は非常に大きかった。特に建物と道路は帰るたびに変わっていた。一回、家の近くで迷子になったこともある」

「変化が大きい。特に故郷に帰ったら、もう完全に変わっていた。以前、住んでいたアパートはもう見つけられなかった。以前の町もなくなった。それに街の環境はもちろん、人の消費方式、生活習慣も変わった気がする。やはり中国は変化が速い」

また一部には、訪中により、中国に改めて「親しみを感じた」と語るケースも見られる。

* 「私はやはり中国のことを好きだ。人びとの考え方が前より良くなった。故郷に帰るのが落ち着く。懐かしくて大好きだ」

「すごく懐かしい。故郷に帰ると、皆は相変わらず素朴で誠実で親しみを感じる。言葉が通じるから、言いたいこと全部言えて、自由に痛快だった。日本に戻りたくなくなった」

一方、訪中を通して中国に何らかの社会問題を感じたケースも見られる。それは、単なる「経済的な貧しさ」や経済格差等にとどまらず、官僚腐敗、環境汚染、食品安全等、より幅広い現代的な諸問題の認識である。

* 「食の安全問題、環境汚染問題、社会治安問題等、どれも気になった。政治家・官僚は、それらの問題を優先的に解決すべきだ」

「中国の社会には不公平なことがたくさんある。何をしてもコネがないとできない。腐敗した役人が少なくない」

「中国では、偽物がたくさんあり、知らないうちに買ってしまうことも十分ある。特に食品安全の問題だ。食べ物が安全かどうか、すごく心配だ。気をつけないとはいけ

ない」

「白い服を着て出かけると、一日ですごく汚れた。日本ではそんなこと一度もなかった。また住民区のゴミ管理ができていない」

第3節 日本政府の政策

本節では、残留日本人二世等に対する日本政府の政策対応について、その評価を分析する。

50名の対象者の中で48名は、日本政府の政策対応に問題があったと感じている（表4-8参照）。

まず第1に、帰国の際の手続き・身元保証人制度に問題を指摘する対象者が17名いる。これについては、第1章第3節第1項で既に述べた通りである。日本政府は残留日本人一世の帰国に消極的で、身元保証人制度等を課した上、二世等の永住帰国にも独自の制約を設けた。こうして二世等の帰国が遅延したことが、永住帰国後の生活の困難にもつながっていた。

第2に、永住帰国後の自立支援についても、多くの二世等が不満・問題を感じている。

具体的には、まず年金問題である。帰国が遅延し、しかも帰国後、安定した仕事につけなかったため、多くの二世等の年金納付期間が不足し、老後は年金では暮らせない状態にある。そこで特に老後に向けて不安を募らせている【私費帰国・中年層】を中心に、23名が年金政策に不満・問題を指摘している。年金制度の改善を求める要望も、【私費帰国・中年層】をはじめとして多くの二世等が表明している（表4-9参照）。

* 「年金問題が心配だ。主人が日本に来てからずっと夜勤の仕事をやっている。そのまままで退職まで働くなんでとても無理だと思う。非正規雇用になったら年金がどうなるかわからない。とても不安」

「仕事を一生懸命して何年間も続けているが、それでも年金は3万円ほどしかないと思う。老後が心配だ」

「日本に来た時は、もう四十歳過ぎなので、日本人のように数十年間、年金を払えない。65歳を過ぎたら少ししか年金をもらえないので、不合理だ」

「現在、年金をかけていないので、将来のことを考えたら、すごく不安だ。また、今は非正規雇用で今後、仕事があるかどうかもわからないので、不安ばかりだ」

「中国では、退職した後に毎月退職金がある。日本では、年金がある。しかし私達には、何もない。なぜそうなってしまったのだろうか。どうすればいいか、わからない。教えてくれるところもない」

表4-8 政府の対応問題(MA)

(人)

	帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計
	国費	私費			年長			年少		
		高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層	
年金	5	7	6	5	4	6	3	6	4	23
職業斡旋・教育	4	4	5	7	3	4	2	8	3	20
生活保護	2	10	5	3	5	6	4	4	1	20
帰国手続き・保証人	6	6	2	3	3	2	3	3	6	17
日本語教育	5	6	3	3	2	5	2	3	5	17
子供の教育・子育て	1	5	2	4	2	3	2	4	1	12
家族呼び寄せ	3	3	3	3	1	3	2	3	3	12
住宅斡旋	3	3	1	3	2	—	2	3	3	10
国籍処理	2	2	1	1	1	2	—	1	2	6
学校・進学	2	—	—	1	—	—	—	1	2	3
その他	1	2	—	1	1	2	—	—	1	4
特に問題ない	—	2	—	—	—	1	1	—	—	2
計	11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

表4-9 政府への要望(MA)

(人)

	帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計
	国費	私費			年長			年少		
		高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層	
年金	2	6	4	—	1	6	3	—	2	12
職業斡旋・教育	4	—	1	5	1	—	—	6	3	10
親の介護	1	2	2	2	2	2	—	2	1	7
通訳	—	2	1	3	1	—	2	3	—	6
新しい支援策	4	5	1	5	3	1	2	5	4	15
子供の教育・子育て	1	—	1	3	—	1	—	4	—	5
墓地	—	1	1	—	1	1	—	—	—	2
言及なし	2	3	—	2	—	3	2	2	—	7
計	11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

「正社員の仕事を辞めてから6年になる。この間、年金は全然払ってない。しかもこれからもいつ正社員の仕事が見つかるか分からない。年金はどうなるか、老後の保障がない。政府は年金制度を改善してほしい」

「年金に関する問題を改善してほしい。たとえ30歳で日本に来て仕事をしてきた人でも、転職したり、中断したりしたので、実際の年金額は全然分からない」

「ある二世の友達、夫婦二人の年金が合わせて5万～6万円で、日本で生活できず、中国に帰るしかなかった。今、二人は中国で日本の年金で生活している。しかし、親と子どもたちは皆、日本にいたので、本当にかわいそうだ」

生活保護制度に対する不満も大きい。前述の如く、老後、年金では暮らせず、生活保護を受給せざるを得なかった【私費帰国・高齢層】を中心に、全体の4割に当たる20名が不満を感じている。その不満の内容は、すでに第2章第4節で指摘したように、①失業して申請した後も、支給がなかなか認められなかったこと、②生活保護費が低額で生活が苦しいこと、そして③生活保護を受けると様々な面で自由が束縛されることである。

職業斡旋・職業訓練が不十分だったことについても、【私費帰国（中年層・若年層）】を中心に20名が不満を指摘している。またこの問題は、【国費帰国者】や【私費帰国・若年層】を中心に、政府に改善を求める要望も少なくない。

* 「老人ホームでアルバイトしながら週4回、ヘルパー資格を取るための勉強に行っている。それはすごく大変で、続けられないほどだ。高校生と大学生の二人の子供がいて、その教育費用で精一杯なのに、自分の学費も払うから、大変困っている。それに朝から晩まで子供の面倒、食事の準備、仕事に追われ、疲れ果てて、勉強に集中できない。政府から私のような2世に何か支援してほしい」

「中国で看護師の専門学校を卒業し、ずっと病院で看護師として働いていた。しかし、日本に来てからずっと工場で働いている。専門を忘れかけ、勿体ない気がしている。日本で専門性を生かしたい。専門の勉強ができて、日本での免許が取れたらいいと思う」

「残留日本人の2世・3世の一部は、中国で職業の免許を取っている。その人たちに日本でももう少し勉強させ、日本でもその技術を生かせるように勉強の場を提供するとか、勉強中の生活保護の支援をしてほしい」

「将来のことを考えると、何か免許を取らないといい仕事ができず、安定した生活もできない。専門学校には高い授業料がかかる上、全日制だ。今の自分にはとても無理だ。国費帰国の人は職業訓練学校に行けると聞いたが、私費帰国者でもいけたらいいと思う。何とか、支援してほしい」

これらに次いで多いのが、政府の日本語教育政策への不満である。ただし日本語教育への不満は、前述の経済基盤や職業関連のそれに比べれば、必ずしも多いとは言えない。また政府への要望としても少ない。むしろ政府への要望としては、行政・病院等での通訳の確保が、特に【私費帰国者】において指摘されている。

* 「言葉が不自由なので、役所と各病院に通訳がいれば安心して行ける。市役所に行ってもわからないことを聞くために通訳してほしいとお願いしたら、2世は通訳を使えないと言われた。知らないことが多く、焦って汗が出るほどで、目の前に通訳でき

る人がいるのに助けてくれないのが、悔しい」

最後に、2008年4月、中国残留邦人等支援法が一部改正され、主に一世に対する支援策が拡充された。これに関しては、ほとんどの対象者が「二世等については何ら改善させていない」と感じている（表4-10参照）。

* 「1世には少し変化があったが、2世には何もない。母は月に6万円をもらったが、私は母への生活費を出さなくてもよくなり、経済面には少し軽くなったが、実質的な変化はないと感じる」

「二世に対して何も政策が出ていないから、今の生活は改善されていない」

「あまり変わらないと思う。それは、1世に対する政策だったと思う」

「改善された点は、特に何も感じてない。生活費も増えていないし、生活も改善していない。新しい支援策のことは全然わからない」

そして15名の対象者が、二世等も紫衣に入れた新たな支援策の拡充を、日本政府に要望している。

* 「現在の支援法は生活保護法の枠にとらわれている。そこから抜け出してほしい。新たな新支援法を作ってほしい。残留孤児・婦人だけの支援法を打開して、2・3世に対する年金・教育・就職の支援策を充実してほしい。支援法と生活保護ははっきり区別してほしい。支援するなら、根本的にどうすれば日本社会で生きていけるのか、考えてほしい。技術訓練とか、資格取得とか、そういう政策があれば、根本的に改善できるだろう。困窮者の生活保護とは違い、根本的な支援法を作ってほしい」

「残留孤児の二世は、年金・雇用・教育などの問題が今のままでいいと考えている人は、自分が知っている限りでは、一人もいない。皆、困っている。だから根本的に解決する法律を作ってほしい。二世・三世を、日本政府は、単に日本に勝手に来たとか考えず、日本国民として扱ってほしい。そういう人たちも、少なくとも戦争の影響を受けた人たちだと思う」

「残留日本人2世3世を守る法律がないから、いつまで日本に住んでも不安を感じる。具体的な政策をつくってほしい」

「呼び寄せ家族に対して、日本政府はもっと親切にしてもらいたい。2世の中でも、高齢者が出てきている。その人達のこれからの生活を考えると、とても不安になる。厚生年金もない人も多いし、国民年金もどうなっているのか。そういう高齢化した2世と3世が同居しているケースもあり、その場合、3世に経済的負担が大きくなってい

表 4-10 支援策実施での生活改善

(人)

	帰国後のタイプ				帰国前のタイプ					計
	国費	私費			年長			年少		
		高齢層	中年層	若年層	専門管理職層	労働者層	農民層	労働雑業層	無職者層	
改善された	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1
改善されていない	8	18	6	11	9	10	5	12	7	43
わからない	3	—	1	2	—	1	2	2	1	6
計	11	19	7	13	9	11	8	14	8	50

資料：実態調査より作成

いる。それが、4世の生活や教育にも影響してきている。教育と経済的貧困が影響しあっている。帰国者の子供が、十分な教育をきちんと受けられないというようなことがあってはならない」

新たな支援策の拡充の要望は、国費帰国者・私費帰国者、及び、年齢の違いを問わず、広範な二世等に共有されている。

第4節 小括

以上、残留日本人二世等の社会意識について分析してきた。ごく簡単に総括・考察しよう。

第1項 アイデンティティ

まず、国籍について、【国費帰国者】と【私費帰国者】では大きな差がある。

【国費帰国者】は、過半数が日本国籍を取得している。一方、【私費帰国者】は約7割が中国籍のままである。そして【国費帰国者】・【私費帰国者】を問わず、日本国籍者は日本国籍のまま、中国籍者は中国籍のままでいたいと、多くが考えている。中国籍のままでもいいというケースの理由は、「日本国籍に変えても、どうせ中国人として扱われるから」、「中国との往来に便利だから」、「中国人だから」、「中国の方が将来性があるから」等、多様である。

ただし一部には、現在の国籍から変更したい人々もいる。特に中国籍者は4割以上が、「日本国籍に変えたい」または「将来のことは分からない」と考えている。日本への帰化を申請しているケースも少なくない。ただし、「手続きが難しい」、「日本語ができない」、

「生活保護を受けている人は申請できない」等で、果たせていない。

総じて彼らは日本と中国のどちらかに愛着をもっているというより、生活上の便宜・生活戦略に照らして国籍について考えていると言えよう。

次に、民族的自己定義であるが、6割以上の対象者が自らを「中国人」と定義している。「中国人」という自己定義は、国費帰国・私費帰国、及び、年齢等の違いを問わず、全体として多く見られる。その中には、来日前から一貫して自分を「中国人」と定義する人と、来日後、日本人・日本社会との接触の中で自分を「中国人」と自覚する人との2つのタイプがあった。いずれにせよ彼らは、どちらの人間であるかと悩んでいるわけではない。むしろ自らを「中国人」と定義し、「日本人の考え方が変わらない限り差別は存在する」というように、日本社会を客観視している。

定住地志向については、【私費帰国（高齢層・中年層）】は、日本への定住志向が強い。理由としては、①中国にすでに経済的基盤がなく、日本に住むしかない。②親（一世等）や子供（三世等）が日本に定住している。③「日本人」として、中国定住に様々な制約・不安がある。④日本での生活が快適で、それに慣れたといった4つの要素が見られる。

一方、【国費帰国者】や【私費帰国者】の若年層においては、定住地は「日本・中国のどちらでもよい」、「わからない」といった意見、または中国への定住志向が比較的顕著に見られる。「わからない」とする主な理由は、①どちらに住むかは将来の経済状況次第。②本当は中国に定住したいが、親（一世等）や子供（三世等）が日本に定住しているといったものである。中国への定住を志向する理由は「中国人だから」であるが、その奥底には、「日本で稼いで、老後は中国で暮らしたい」、「日本では言葉の問題もあり、交流できない」といった要素も垣間見られた。

第2項 日本と中国はどんな国か

まず日本に対しては、全体として「経済的に豊かな国」、「自分と関係があるので親しみがある国」等、肯定的な評価が多い。一方、「中国を侵略した国」、「残留日本人を放置した冷酷な国」等、否定的イメージも少なくない。総じて属性毎の違いはあまり見られないが、しかし「経済的に豊かな国」というイメージのみは、【国費帰国者】と【私費帰国者】の若年層に比較的多く見られる。

過半数の対象者が日本に来て「よかった」と感じているが、「どちらともいえない」といっても全体の4割に達している。【国費帰国者】、及び、【私費帰国・高齢層】で「よかった」という回答が多い。【私費帰国（中年層・若年層）】には「どちらともいえない」

が多く、一部には「よくなかった」との答えもある。

「日本に来てよかった」との理由は、【国費帰国者】と【私費帰国・高齢層】で大きく異なる。

【国費帰国者】には、①日本での生活が快適・慣れた、②一世等に対する親孝行と子供（三世等）の教育や将来にとってよかった、③二世等自身が中国ではできない新たな将来につながる体験ができたといった3つの理由が見てとれる。

これに対し、【私費帰国・高齢層】は、①日本の方が基本的な生活・医療保障等の面で安定している、②日本の方が経済的に良好であるという理由があげられている。

ここでいう「良かった」とは、決して日本の生活に十分に満足していることを意味しない。【私費帰国・高齢層】の場合、生活保護で基本的な生活ができて、医療費の心配もなく生活が一応安定している、または、日本に来なければリストラされていたかもしれない等の理由で「良かった」のである。一步、年齢的に比較的若い二世等の場合、親の介護・子育ての段階にいるため「親孝行できた」、「子供により教育を受けさせられている」、「よい体験ができた」という点での「良かった」である。中国と日本の社会で自分たちの現状を考えると「日本の方が将来性はある」との判断で「日本に来てよかった」と評価している。これは、苦しい生活の中でも良い点を探し出して前向きに生きていく積極的な主体性の表れでもある。

【私費帰国者】の「どちらともいえない」という意向についても、【中年層】と【若年層】では微妙にその理由が異なる。

【私費帰国・中年層】が「どちらともいえない」と考えるのは、「一世が日本にいたので親孝行ができたのはよかったが、非正規雇用の就労など生活面では不安定でよくなかった」という思いが強い。

一方、【私費帰国・若年層】では、「日本での生活は中国でのそれより快適ではあるが、非正規雇用での就労など生活面では不安定で問題も多い」といった考えが強い。

そして「日本にきてよかったとは思わない」の理由は、日本での生活があまりに疎外されたものであることにある。

次に中国に対しては、全体として肯定的イメージが強い。具体的には、①「経済的に急速に発展しつつある国」、②「古い伝統・文化がある国」、③「祖国・自分の国」、そして④「残留日本人を育てた寛大な国」等である。ただし一部ではあるが、①「経済的に貧しい国」、②「政治的・社会的に問題がある国」等といった否定的なイメージも散見される。

さらに訪中の経験を通して見た中国の変化を見ても、全体として肯定的イメージが強い。「急速な経済発展、生活水準の改善」、及び、それと密接に関連した「都市開発・建築様式の変化」といった内容である。また一部には、訪中により、中国に改めて「親しみを感じた」が見られる。

一方、訪中を通して中国に何らかの社会問題を感じたケースも見られる。それは、単な

る「経済的な貧しさ」や経済格差等にとどまらず、官僚腐敗、環境汚染、食品安全等、より幅広い現代的な諸問題が認識されている。つまり決して中国社会に無批判であるわけではなく、むしろ批判を含む関心をもっているのである。

第3項 日本政府の政策

ほとんどの対象者は、日本政府の政策対応に問題があったと感じている。

まず第1に、帰国の際の手続き・身元保証人制度である。

第2に、永住帰国後の自立支援である。その中でも、老後に向けて不安が募り、年金制度の改善を求める要望が多数、表明されている。また生活保護制度に対する不満も大きい。さらに職業斡旋・職業訓練が不十分だったことに、【私費帰国（中年層・若年層）】を中心に不満が多く、【国費帰国者】や【私費帰国・若年層】を中心に政府に改善を求める声が多く聞かれる。次いで多いのが、政府の日本語教育政策への不満である。ただし日本語教育への不満は、必ずしも多いとは言えない。また政府への要望としても少ない。むしろ政府への要望としては、行政・病院等での通訳の確保が、特に【私費帰国者】において指摘されている。

最後に、2008年4月、中国残留邦人等支援法が一部改正され、主に一世に対する支援策が拡充されたが、「二世等については何ら改善させていない」と感じている。そして、二世等も視野に入れた新たな支援策の拡充を、日本政府に要望している。これは、国費帰国者・私費帰国者、及び、年齢の違いを問わず、広範な二世等に共有されている。

第4項 考察

先行研究との関連でいえば、少なくとも本調査研究の対象者は、中高年・若年層、国費帰国者・私費帰国者を含め、中国人としてのアイデンティティを比較的明確にもっていた。それは、来日後から一貫している場合もあれば、日本への帰国後、日本人・日本社会との接触の中で新たな形成された場合もあった。ただしいずれにせよ、先行研究が強調するような「アイデンティティそれ自体の危機」や「複合的アイデンティティ」はあまり検出しえなかった。

先行研究が主に対象としていた若年層の二世等に限ってみても、多くは自らを中国人と定義し、将来は中国に定住する志向性を比較的強くもっていた。

また少なくともアイデンティティの葛藤・危機は、二世等の現実の生活の中では、あまり大きな問題として意識されていなかった。むしろ彼らが現実に悩んでいたのは、不安定な雇用や年金、生活保護、日本語、孤独や差別といった生活上の諸問題である。日本での

学校生活を体験した若年層についてみても、いじめや差別、勉強・進学、そしてそもそも就学できるかどうかこそが深刻な問題であり、アイデンティティの葛藤が問題になるのは、それらの諸課題が一応解決できた二世の間に限定されるのではないかと思われる。豊かなアイデンティティをつくりあげること（張 2009）、また「中国日裔青年」（大久保 2000）というアイデンティティをもてる人は、二世の中でもごく一部であり、たとえそうしたアイデンティティの重要性を強調したとしても、彼らの生活上、生きていく中で直面している現実的な問題の解決になると考えにくい。

そして先行研究があまり取り上げてこなかった【私費帰国（高齢層・中年層）】についてみると、彼らは自分自身を「中国人」と定義し、中国人として、しかし今後も日本社会に定住して生きていくことを志向している。彼らは、日本社会での体験を通して、冷静に中国社会の矛盾や日本政府の政策の変更を見つめている。日本と中国のどちらかに愛着を持っているというより、むしろ生活上の便利・生活戦略に照らして国籍や将来の生活を考えている。これもまた、アイデンティティの問題ではないのである。

終章 中国残留日本人二世等の生活と社会意識

以上、中国残留日本人二世等の生活と社会意識の実態を分析してきた。全体を総括しよう。

第1節 中国における生活と日本帰国の動機

まず二世等の中国における生活や日本への帰国の経過は、年齢によって大きく2つ、さらに職業階層に基づいて計5つのタイプに区分することができた。

すなわちまず、調査時点で46歳以上の【年長者】は残留日本人の二世である。彼らは子供の頃から反右闘争、大躍進、上山下郷、文化大革命等、中華人民共和国成立以降の深刻な政治的混乱を体験してきた。

【年長者】には、職業階層によって3つの小タイプに分けられる。

【専門管理職層】は、比較的高学歴で専門職・管理職として働いていた。彼らは文化大革命をはじめとする政治的混乱の中で、最も厳しい差別を体験した。しかし改革開放後は、高収入で、仕事や生活に大きな悩みもなかった。そして1987～2008年にかけて、20～60歳代まで分散して日本に帰国した。彼らは、中国での安定した生活を中断して日本に赴くことに、迷い・葛藤をもっていた。彼らの帰国年次が分散しているのは、そうした葛藤の現れでもある。彼らは、「親（一世）の介護のため」、及び、「子供（三世）の教育のため」に、渡日を決意した。特に子供によりよい教育環境を確保することは、彼らの日本への帰国の大きな動機となっていた。

これに対し、【労働者層】は、主に中学を卒業し、労働者として働いていた。彼らもまた、【専門管理職層】に準じて、中国で日本人の血統であるがゆえの差別を体験した。そして彼らの生活は1990年代以前は相対的に安定していた。しかし、中国の改革開放の進展に伴い、その生活は不安定化していった。彼らの子供（三世）もまた、中国で就職難に悩んでいた。そうした中で彼らは、1990年代に集中して、30～40歳代の働き盛りで、日本に帰国した。彼らの帰国の動機は、「親（一世）の介護のため」に加え、中国での生活に展望を見失い、「貧困から脱出するため」、「子供の就職のため」であった。

そして【農民層】は、中学卒未満と最も低学歴で、農業に従事してきた。彼らは、中国で日本人の血統であるがゆえの差別は、あまり深刻な形では体験していない。ただし改革開放以前から一貫して貧困・低所得であり、農村の劣悪な生活環境の中で暮らしてきた。彼らの日本への帰国動機は、【労働者層】のそれとほぼ同じである。ただし彼らは農村に

居住していて情報が入手しづらかったため、その帰国は1994年以降まで遅延し、帰国した時の年齢は40～50歳代になっていた。

一方、調査時点で45歳以下だった【年少者】は、その過半数が残留日本人の三世である。彼らは、改革開放・市場経済化の時代に育ち、日本人の血統であるがゆえの深刻な差別体験は少ない。ただしそれでも子供時代、「小日本鬼子」等といじめられた経験があり、それを通して、残留日本人の子供・孫であることを自覚・認識していた。

【年少者】は、職業階層によって2つのタイプに別れる。

一つは【労働雑業者層】である。彼らは、学歴が中学卒以下と低く、非正規雇用労働者、または零細な自営業者として働いてきた。改革開放の中で育った彼らは、もはや【年長者】のような安定的・固定的な【労働者層】や【農民層ではいられない。また【年長者】では【専門管理職層】がいたが、【年少者】では、これも見られない。なぜなら中国において安定した職業に就く【年少者】は、わざわざ日本に帰国しないからである。【年少者】の【労働雑業者層】は、2000年以降、20歳代～30歳代で、「生活を変えたい」、「視野を広げたい・別の世界を見たい」という動機で、来日してきた。

もう一つは【無職者層】である。彼らは来日前、在学中、もしくは高卒等と比較的高学歴であり、日本に行くことを想定して中国では就職していなかった。彼らの中国での生活は比較的安定し、経済的な悩みも特に感じていなかった。彼らは、「親が日本に行くから、あまり何も考えず」、または「初めての世界を見てみたい」という動機をもって、2000年以前に20歳未満で帰国した。なお残留日本人（一世）の帰国に際しては、日本政府が20歳未満・未婚の子供（二世）にのみ国費での同伴帰国を許可していた。そこでこの【無職者層】は、国費で親（一世）と同伴帰国した唯一のタイプである。

こうした来日前の中国での二世等の諸類型は、改革開放前後の中国の社会構造変動が生み出したものである。すなわち【年長者】が職業生活を始めた1980年代以前、中国では都市と農村が明確に異なる社会空間を構成し、いずれも決して富裕ではないものの安定した固有の社会階層として労働者と農民が成立していた。しかし1990年代以降の改革開放の進展に伴い、一方で専門管理職が相対的に富裕な階層として成立し、他方で労働者・農民の生活が不安定化し、【年少者】の中では非正規雇用の不熟練労働者、及び、零細な自営業者が生み出された。こうした中で、中国にとどまって将来展望を模索する【年少者】の専門管理職を除き、それ以外の多様な世代・階層の二世等が、それぞれ多様な時期に日本への帰国を決意・実行したのである。

こうした知見は、従来の研究では必ずしも明らかにされてこなかった。筑波大学社会学研究室（1998）⁴⁹も、非農業型（マニュアル・ノンマニュアル）等の二世の帰国動機を明瞭に検出できなかったが、本論の分析では非農業者も含め、職業階層と世代による帰国動機の相違は明白であり、その背後には現実の生活過程の相違があった。

⁴⁹ 筑波大学社会学研究室（1998）694～701頁。

第2節 日本における生活実態

さて、日本帰国後の生活実態をみると、前述した中国での生活に見られた諸類型、特に中国での職業階層とは全く無関係に、帰国の経過と年齢の違いによって大きく異なっていることがわかる。

すなわち、【国費帰国者】と【私費帰国者】、及び、【私費帰国者】の中では年齢毎に3つのタイプが見てとれる。

まず【国費帰国者】は、残留孤児・婦人である両親に同伴され、1987～1990年代に、10～30歳代で来日した。現在、20～43歳である。彼らは永住帰国の直後、公的な日本語教育を受け、その後、各地の公営住宅を優先的に斡旋された。多くが定住地の中学校に編入学し、高校・大学等に進学・卒業して、自立指導員等によって就職を斡旋されている。彼らの日本語は会話・読み書きとも問題が少ないが、それでも一般の日本人に比べれば、一定の不自由を感じている。また彼らの初職は正規雇用の一般事務・末端管理職であったが、その後、数回の転職を経験し、中国に関係する文化資本を生かした専門的職業（支援相談員、通訳・翻訳、旅行業務等）の非正規雇用に転職してきている。転職の理由、及び、現在の職場での悩みとして、日中の労働文化の違いが大きな問題となっている。彼らは今後、中国の文化資本を生かした正規雇用の職につくことを希望している。本人月収は10万円以上、世帯月収は30万円以上で、後述する【私費帰国者】に比べれば高収入ではあるが、一般の日本人の平均に比べれば明らかに低収入である。現在の生活については、「やや満足」または「どちらとも言えない」と評価している。

これに対し、【私費帰国者】は、公的支援が全くない。帰国直後から、民間の賃貸住宅に入居し、公的な日本語教育や学校教育もあまり受けず、身元保証人・帰国者仲間・家族等の斡旋で就職し、不熟練労働の非正規雇用で働いてきた。転職経験があるのは、約半数にとどまる。なぜなら転職自体が困難な上、転職しても労働条件の改善が望めないからである。

そして【私費帰国者】は、年齢によって大きく3つのタイプに区分しうる。

まず【高齢層】は、主に残留婦人の二世であり、1990年代に40歳以上で来日し、現在56歳以上である。彼らは、日本語の会話・読み書きが最も困難で、生活上、多くの不便を感じている。日本語を学びたいと考えているが、非識字・高齢・病気等のため、難しい。彼らはすでに退職して、現在は無職である。単身で月8～9万円、夫婦で月10～12万円程度の生活保護を受給して生活している。こうした生活に彼らは、「贅沢は言えない」、「どちらともいえない」、「やや満足」と一定の満足を感じている。

これに対し、【中年層】は残留孤児・婦人の二世が混在し、1990年代に20～30歳代で来日し、現在44～55歳である。また【若年層】は残留孤児・婦人の三世が主で、2001年以降、

10～30歳代で来日し、現在20～43歳である。こうした【中年層・若年層】は低学歴で、不熟練労働の非正規雇用で働き、その職場には低賃金、日本語の壁、仕事のきつさや危険、そして職場でのいじめ等、深刻な問題が蔓延している。彼らの多くは働きながら夜間中学に通学しているが、仕事・育児・家事と勉強との両立が困難で、「勉強時間が足りない」と悩んでいる。また仕事、子育て等で日本語が支障となっている。主に賃金収入で暮らしているが、個人で月20万円以下、世帯全体では月10万～40万円程度であり、多くは経済的困窮を実感し、「やや苦しい」または「とても苦しい」と感じている。そして将来、正規雇用の専門的職業、または不熟練労働でも高賃金の職場に転職したいと考えている。また【若年層】は進学也希望ももっているが、実際には経済的余裕や進学情報がなく、断念せざるをえない状況にある。

以上のように、二世等の日本での生活は、来日前の中国での生活実態とは無関係に、日本政府の帰国政策に基づく国費・私費の違いによって大きく異なり、また【私費帰国者】の中では年齢によって区分された。日本での二世等の多様性は、大枠として日本政府の帰国政策によって創出されたといえよう。

そして日本政府の公的支援の対象外とされる【私費帰国者】は、支援対象である【国費帰国者】に比べ、明らかに厳しい生活を余儀なくされている。また【国費帰国者】は相対的には安定した生活を実現しているとはいえ、それでも一般の日本人に比べれば、さまざまな疎外・困難を抱えている。この事実は、二世等に対する自立支援政策が全体として不十分であることに加え、特に【私費帰国者】を支援対象外としていることが、生活上の困難を生み出していることを物語っている。

こうした二世等の日本での生活実態は、先行研究では十分に明らかにされてこなかった。なぜなら先行研究の多くは、【国費帰国者】を中心とする若年層を対象を限定してきたからである。そこで先行研究の知見は、かなり一面的なものにとどまり、また二世等の内部にある多様性・格差も正確に把握しえていない場合が多い。たとえば小林（2007）⁵⁰は、二世等が日常生活で日本語に不便がないが、日本語を学びたいと切望し、また転職を希望していると述べている。しかし本研究の結果に基づけば、日常生活で日本語に不便がないのは【国費帰国者】に限られ、逆に日本語学習を切望しているのは【私費帰国者】である。また転職を望み、実際にそれを果たしているのは【国費帰国者】であり、【私費帰国者】の多くはたとえ転職を望んでいたとしても、転職によって労働条件・生活の改善が図れるとは考えず、実際の転職の経験・展望は少ない。また宮田（2000）⁵¹は二世等が直面する最も切実な労働問題が中国で培った言葉や文化、職業技術を資源として生かせないことにあると述べるが、しかしこれも実態とはやや異なるように思われる。【国費帰国者】はすでに中国に関する文化資本を生かす仕事についているが、問題なのはそれが不安定な非正規

⁵⁰小林（2007）30～31頁。

⁵¹宮田（2000）175～197頁。

雇用であることにある。また【私費帰国者】の就労者が直面しているのは、専門や文化が生かせないこと以上に、低賃金、日本語の壁、仕事のきつさや危険、そして職場でのいじめ等であった。

第3節 家族・社会関係

では次に、社会関係のあり方について総括しよう。

ここではまず【国費帰国者】と【私費帰国者】、年齢等を問わず、二世等に共通する特徴がいくつかみてとれる。

すなわち二世等の交際相手は、同居・別居の家族・親戚を中心に、帰国者の内部にとどまっていることが多い。特に悩みの相談相手は、ほぼ家族の内部に限られている。

また二世等は、「病院の付き添い」や「家事の手伝い」等で一世の生活を支え、交流を維持している。ただし日本にいる兄弟姉妹とは、一応の交際・相談を維持しつつも、多忙のため、日常の対面的交流は少なくなりがちである。また中国に住む親戚との関係も比較的濃厚に維持している。ただしこれも訪中が困難であるため、対面的交流は限られている。

帰国者以外の日本人との交際は、総じて少ない。むしろ近隣の日本人とのトラブルも少なくなく、さらに公共機関の対応、及び、帰国者への特別の配慮の欠如等について「差別されている」と感じているケースも多い。

以上の諸点は、二世等に共通する特徴である。

その上で、【国費帰国者】と【私費帰国者】、及び、【私費帰国者】の内部では年齢によって、一定の相違も見られる。

すなわちまず【国費帰国者】は、配偶者・未婚の子供との同居が多いが、一部に未婚で親（一世）と同居しているケースもある。未婚者はもちろん、既婚者も含め、日本人との結婚が難しく、中国の親戚等から結婚相手の紹介を受けたケースが少なくない。そしてその中で一部は結婚詐欺等、深刻な問題に直面している。ただし既婚で子供がいる場合、子供は比較的安定した状態にある。すなわちその多くは日本で就学中であり、日本の学校になじんでいるようである。また家庭では日本語と中国語を併用して、親子のコミュニケーションが図られている。

これに対し、【私費帰国者】は、帰国者だけの閉鎖的な社会関係にとりわけ閉ざされがちであり、日本人による差別、及び、孤独等、より深刻な問題がみられる。

その中でも【高齢層】は配偶者との二人暮らしが特に多く、一部は単居である。子供達は全員、中国で生まれ、同伴で来日した。義務教育の就学年齢にあった子供は学校に編入学したが、学齢を越えた子供達は、進学・就学に不利益を被った。現在、子供達は別居・独立している。

【中年層】と【若年層】は、配偶者・未婚の子供との同居が多い。子供達の多くは【国

費帰国者】と同様、日本で就学中である。しかし【国費帰国者】と異なり、中国で生まれた子供には、来日後の公的支援がなく、学校・家庭生活にも深刻な問題が多数、発生している。また子供が中国語を忘れつつあり、親子間でのコミュニケーションも困難になりつつある。また【若年層】の一部は【国費帰国者】と同様、未婚で親（一世）と同居している。ここでは、やはり日本人との結婚が難しく、中国の親戚等から結婚相手の紹介を受け、結婚詐欺等の深刻な問題も発生している。

以上のように、二世等の社会関係は、家族単位・帰国者内部に限られ、孤立しがちであり、決して広範なものとはいえない。この点は、張（2005）⁵²や筑波大学社会学研究室（1998）⁵³が指摘する通りである。また張（2005）や筑波大学社会学研究室（1998）は、またこうした社会関係の背景に、言葉の壁に加え、中国の伝統的な家族制度や「単位」社会等と日本社会のあり方の違い、さらに日本人の閉鎖的意識、日本では就労に迫られて交際のゆとりないこと、及び、帰国者自身の中国寄りのアイデンティティ等が影響していると指摘している。しかし本調査結果をふまえれば、これらの背景に加え、やはり日本政府の受入政策の問題を指摘せざるをえない。同じ二世等でも、日本政府の公的支援対象である【国費帰国者】と、支援対象外の【私費帰国者】では大きな相違がある。【私費帰国者】に、特に深刻な問題が顕在化している。また【国費帰国者】も含め、帰国が遅延したこと、中国居住者との対面的交流を確保する帰国者独自の支援策がないこと等が、二世等の社会関係を一層、閉鎖的で希薄なものとしているのである。

また本調査結果では、張（2005）が指摘する三世が二世に比べ、豊かな社会関係を形成しているという傾向、及び、筑波大学社会学研究室（1998）が述べる日中双方の親戚との交際における年齢差も、それほど顕著には見られなかった。社会関係の広がり・豊かさについては、二世と三世の違い、あるいは現時点での年齢の違いというより、むしろ日本での就学体験の有無が大きな規定要因となっていると思われる。相対的に若い三世でも、【私費帰国者】で来日直後から日本で不熟練労働に従事した場合、やはり社会関係の拡張は難しい。逆に一定の年齢に達した二世でも、相対的に早い時期に学齢期で来日した場合、国費・私費を問わず、日本で就学し、日本人との関係をある程度、確保しえている。その中でも特に【国費帰国者】は、【私費帰国者】に比べ、学校卒業後の就職先等でも、若干ではあるが、日本人との関係を構築しえている。

第4節 社会意識

二世等の社会意識においても、【国費帰国者】と【私費帰国者】、及び、年齢の差を問わず、二世等に共通する特徴がみてとれる。

⁵² 張（2005）44頁。

⁵³ 筑波大学社会学研究室（1998）797・802～803・820～821頁。

すなわちまず、全体の6割以上が自らを「中国人」と定義している。またその中には、来日前から一貫して自分を「中国人」とみなしている要素、及び、来日後に日本人・日本社会との接触する中で自分を「中国人」と自覚するようになった要素の双方がみられる。

また日本と中国のそれぞれの国に対するイメージも、二世等の中で一定の共通性がある。

まず日本については、一方で「経済的に豊かな国」、「自分と関係があるので親しみがある国」等の肯定的評価が多い。しかし同時に他方で、「中国を侵略した国」、「残留日本人を放置した冷酷な国」といった否定的イメージも少なくない。

中国についても、一方で「経済的に急速に発展しつつある国」、「古い伝統・文化がある国」、「祖国・自分の国」、「残留日本人を育てた寛大な国」等、肯定的なイメージが多い。また来日後、訪中の経験を通して、中国に「急速な経済発展、生活水準の改善」、「都市開発・建築様式の変化」等、肯定的イメージをますます強めている。しかし他方で中国については「経済的な貧しさ」、官僚腐敗、環境汚染、食品安全等、多様な社会問題も認識されている。

総じて二世等は、日中双方の社会に対して長所と短所を見いだしており、批判を含む強い関心を持っているといえよう。

そして日本政府の政策に対しても、ほとんどの二世等は、問題・不十分さを感じている。①帰国の際の手続き・身元保証人制度、②永住帰国後の自立支援（年金制度、生活保護制度、職業斡旋・職業訓練、行政・病院等での通訳の確保）等の問題である。

以上のように、二世等は、日本での生活過程では【国費帰国者】と【私費帰国者】、及び、【私費帰国者】の内部では年齢層によってかなり明確な差が見られた。また社会関係では、各タイプに明確な差がありつつも、若干、二世等の全体に共通する傾向がみてとれた。そして社会意識の面では、むしろ二世等に共通の特徴・傾向が大きく捉えられた。いわば、現実の生活過程の多様性を超え、社会意識としては共通の特徴が生み出されていたのである。これは、現実の生活過程では相対的に安定している【国費帰国者】であっても、また【私費帰国者】の中では年齢を問わず、一般の日本人に比べ、様々なハンディや困難を抱えざるをえず、また中国と根強い関係を維持し続ける中で、中国残留日本人二世等という共通のアイデンティティ・意識諸形態が醸成されていることを意味している。民族的アイデンティティ、中国や日本といったネーションに対する認識、そして日本政府の国家政策といったナショナルな領域において、とりわけ共通性が醸成されているのである。

ただし、ナショナルな領域においても、より現実的・具体的な社会意識のレベルに降りれば、やはり現実の生活過程・社会関係の相違を反映して、各タイプ毎の違いもみられる。

すなわちまず【国費帰国者】は、その過半数が日本国籍を取得している。また「日本に来てよかった」と自己評価している。その理由は、①日本での生活が快適である、またはすでに慣れた、②一世等への親孝行と子供（三世等）の教育や将来にとってよかった、そして③自らが中国ではできない新たな将来につながる体験ができた等である。ただし彼ら

の中には、中国への定住志向が比較的顕著に見られる。そこには、「当面は日本で稼ぎ、老後は中国で暮らしたい」、「日本では言葉の問題もあり、交流できない」といった要因が垣間見られる。つまり相対的に安定した生活を日本で確立できた【国費帰国者】だからこそ、将来はその成果をもって中国に戻りたいと考えているのである。

これに対し、【私費帰国者】は、約7割が中国籍のままである。

その中でも【高齢層】は、「日本に来てよかった」と自己評価している。その理由は、①日本の方が生活・医療保障等の面で安定している、②日本の方が経済的に良好であるからである。また彼らは、日本への定住指向が強い。その理由は、①中国にすでに経済的基盤がなく、日本に住むしかない、②親（一世等）や子供（三世等）が日本に定住している、③「日本人」であるため中国への定住には様々な制約・不安がある、そして④日本での生活が快適であり、またはそれに慣れたというものである。

他方、【中年層】や【若年層】では、「日本に来てよくなかった」または「どちらともいえない」という認識が強い。【中年層】は、「一世が日本にいたので親孝行ができたのはよかったが、非正規雇用の就労など生活面では不安定でよくなかった」という思いが強い。また彼らは、【高齢層】と同様の理由から、日本への定住志向が強い。【若年層】は、「日本での生活は中国でのそれより快適ではあるが、非正規雇用での就労など生活面では不安定で問題も多い」といった思いが強い。また彼らは【国費帰国者】と同様の理由で、中国への定住志向が比較的顕著に見られる。

日本に来たことの評価では、【私費帰国者】の中で【中年層】と【若年層】は比較的共通した特徴・傾向をもっていった。しかし定住地指向においては、【中年層】と【若年層】の間に一定の相違がみられる。それはまず、日本への帰国の動機の違い、及び、年齢差からくる将来への思いに由来すると思われる。

すなわち【中年層】は、中国東北地方での生活が不安定化し、日本への移動・定住が現状を打破するほとんど唯一の展望と考え、「貧困からの脱出」、「子供の将来のため」等の動機をもって日本に帰国してきた。また年齢的な問題もあり、彼らには中国に戻れる場はすでにない。

これに対し、【若年層】は「別の世界を体験したい」と考えて来日した。日本でうまくいかなければ、まだ相対的に若い彼らにとって、再び「別の世界の体験」として中国に戻ることも——それが現実に彼らにとって実際に有利な選択か否かは別として——将来を模索する一つの重要な選択肢となりうる。

大橋（2006）⁵⁴、山本（1999）⁵⁵、江畑他（1996）⁵⁶、鈴木（1988）⁵⁷等、先行研究の多くは、二世等が日本と中国のアイデンティティの狭間で葛藤する姿を描き出してきた。また

⁵⁴ 大橋（2006）153頁。

⁵⁵ 山本（1999）252～263頁。

⁵⁶ 江畑他（1996）134～135頁。

⁵⁷ 鈴木（1988）108～125頁。

(大久保2000)⁵⁸、(張2009)⁵⁹は、日中の越境的または複合的なアイデンティティの形成がみられると指摘している。しかし少なくとも本論文の分析をふまえれば、二世等はむしろ「中国人」としてのアイデンティティを明確に保持していた。それは来日前から維持してきただけでなく、むしろ来日後に日本人・日本社会との接触の中でさらに再生産されてきたのである。多くの先行研究が主な対象としている若年層に限ってみても、多くは自らを「中国人」と自己定義し、また若年層であればあるほど、将来は中国に定住したいと考えていた。ここには、先行研究が把握してきた二世等とは大きく異なる意識が看取しうる。そしてその意識はいずれも現実の生活過程や社会関係、また来日動機等に大枠で規定され、それゆえに【国費帰国者】と【私費帰国者】、また年齢層によって大きく異なっていたのである。

第5節 来日前と来日後／連続性と断絶性

では、二世等の来日前と来日後の生活や社会意識は、どのように連続し、また断絶しているのだろうか。

まず、実際に国境を越えて移動した以上、数々の明白な断絶性が見てとれる。

すなわちまず第1に、その総括的な社会的地位である。二世等は来日前、中国での学歴・職業階層、そして居住地(都市・農村)は極めて多様であった。しかし来日後はそうした来日前の社会的地位とはほぼ完全に無関係に、日本社会の底辺の地位に押し込められている。それは、来日前に比較的高学歴の専門・管理職だった二世等も、来日後は自らの技能・経験をほとんど生かせなかったことを意味している。

第2に、差別の位相である。二世等は来日前、中国で「日本人」として様々な差別・不利益を体験してきた。しかし来日後は、むしろ「中国人」としての差別・不利益にさらされてきた。差別・不利益を被っている点では同じだが、その位相は逆転している。

一方、二世等の生活や社会意識には、来日前後で一定の連続性も見られる。

第1は、日本への永住帰国の目的である。二世等は、「貧困からの脱出」、「親の介護」、「子供の将来」、「他の世界の体験(視野の拡大)」等を主な目的として来日した。そして現在、日本や中国への定住志向においても、その理由はやはり「親のため」、「子供のため」、「貧困状態の改善・緩和」等、それほど変化していない。居住地の選択の理由は、アイデンティティや抽象的な国家比較ではなく、あくまで現実の生活や家族をはじめとする身近な社会関係の必要に根差したものである。

第2に、そうした家族や中国の親戚との関係の深さ・強さも、来日前後で変わっていない。二世等は来日前、中国で家族を大切に生活してきた。来日後もまた、家族を大事

⁵⁸ 大久保(2000) 328~331頁。

⁵⁹ 張(2009) 148頁。

にし、助けあって生活を維持している。また、来日後、訪中することは非常に制限されているが、それでも電話・ネット等により中国の親戚との関係を強く維持し続けている。

そして第3は、中国人としての民族的自己定義である。二世等は、中国人としてのアイデンティティを比較的明確にもち続けていた。ただしその中には、来日後から一貫している要素もあれば、日本への帰国後、日本人・日本社会との接触の中でむしろ新たに形成された予想もみられた。

以上のように、二世等の生活と社会意識は、様々な連続性と断絶性の中で形成され、多様化しているのである。

第6節 二世等の生活を支える主体性・協働性と公的支援

最後に、二世等の生活を現実に支えている基盤について考察しておこう。

まず【国費帰国者】の生活は、確かに過去の日本政府の一定の支援策によって支えられてきた。彼らの現実の生活が、【私費帰国者】のそれに比べ、相対的にはあるが安定しているという事実は、日本政府の支援策が一定の意義を有していたことを物語っている。

しかし逆にいえば、【私費帰国者】に何ら公的支援がないこと、さらにいえば【国費帰国者】と【私費帰国者】の境界線それ自体が日本政府の政策によって生み出されたものであることを考慮すれば、日本政府の責任・問題は大きいと言わざるをえない。また【国費帰国者】の生活が一般の日本人に比べれば、相対的に不安定である事実をふまえれば、【国費帰国者】に対する公的支援もまた決して十分なものではなかったと言えよう。

二世等の日本社会における生活を最も現実的に支えているのは、彼らの身近な人間関係である。すなわち①日本に住む同居・別居家族、②近隣の帰国者仲間との交流、そして③夜間中学校で形成された関係である。そしてこれらはいずれも、二世等に対する一方的な「支援」ではなく、相互的な協働関係である。その意味で、二世等は自らの主体性に基づいて培った協働関係によって、その生活を維持し、改善を試みているといつてよい。

とはいえ、彼らの生活が極めて苦難に満ちたものであるという事実は否めない。そしてそれは、①残留日本人一世を含め、帰国者の永住帰国を大幅に遅延させた日本政府の政策に起因するところが大きい。また特に【私費帰国者】を帰国後の自立支援策の対象から排除したことが大きく影響している。

具体的には、二世等に対する次のような公的支援が求められる。

第1は、生活保護と異なる給付金制度である。特に日本政府の政策により帰国が遅延し、年金の納付期間が不足し、公的年金で老後の生活が送れない二世等に対し、何らかの支援が必要であろう。

第2は、職業訓練、職業斡旋である。【国費帰国者】の一定部分は、中国の文化資本を生かした職業につけていたが、それも多くが非正規雇用であり、生活と将来の不安定さに

悩んでいた。【私費帰国者】の【中年層】と【若年層】は実質的に労働条件の向上につながる転職を希望しつつ、それが実現できないでいた。これらに対する職業訓練・職業斡旋の充実、彼らの老後の年金問題の緩和にもつながり、喫緊の課題といえよう。

そして第3は、日本語教育と通訳支援である。特に日本語に大きな問題を抱えている【私費帰国者】が、日本語教育・通訳支援の面でも公的支援の対象外とされていることは、大きな問題である。特に実効性が高い日本語教育として、夜間中学への就学支援がある。現に本調査対象の二世等は、仕事と勉強の両立に悩みつつ、夜間中学での学習成果を高く評価している。またそれは単なる日本語学習にとどまらず、日本社会への適応を促進する重要な基盤にもなっている。そして病院・行政機関等、特に公共施設での通訳支援は、最低限の健康・生活を保持する上で不可欠となっている。

最後に、残された課題を整理する。

まず第1に、本論文はすべて日本に永住帰国した二世等を対象とした研究である。実際の二世等の中には、日本に永住帰国せず、中国にとどまったケース、及び、いったん日本に永住帰国したが、その後再び中国に戻って定住しているケースも少なくない。こうした中国在住の二世等の生活と意識の実態は、本研究では明らかにすることができず、今後の課題とせざるをえない。

第2に、本論文では、二世とその配偶者、三世等を「二世等」と一括して分析した。それは、序章でも述べたように、これらの人々の中に一定の共通性があり、しかもそれは残留日本人一世やその配偶者とは明らかに異なる特徴であったからである。しかし、より詳細に見れば、二世・三世、またそれぞれの配偶者毎に、生活や社会意識に一定の相違があることは事実である。この点の分析は、今後の課題とする。

第3に、日本の学校での経験を重視した分析が必要である。【私費帰国者】も含め、三世では日本での就学体験があるケースは少なくない。それも視野に入れ、日本での就学体験がもつ意味において、【国費帰国者】と【私費帰国者】でどのような差異があるのか、本論文では十分に明確にできなかった。またとりわけ【私費帰国者】において、本調査の対象者では夜間中学が大きな意味をもっていた。しかし全国的にみれば、夜間中学が存在する地域に居住し、そこに通学することができる二世等は、少数である。今日、夜間中学の存在意義が日本政府レベルでも再注目されているが、学齢者に限定せず、二世等の生活に日本の学校教育が果たす役割は、今後、一層深く考察されるべき課題であろう。

参考文献・資料

【文献】

- 浅野慎一(1993)「日本社会における『単一民族神話』の構造と転換」『神戸大学発達科学部研究紀要』第1巻第1号
- 浅野慎一(1998)「単一民族神話の変遷と終焉」社会環境論研究会『社会環境と人間発達』大学教育出版
- 浅野慎一(2005)『人間的自然と社会環境—人間発達の学を目指して』大学教育出版
- 浅野慎一(2007-a)「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社
- 浅野慎一(2007-b)『増補版 日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版
- 浅野慎一(2008)「激動の6年余,道は半ば」『法と民主主義』431
- 浅野慎一(2011)「中国残留日本人孤児にみる国家賠償訴訟の組織過程」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』5-1
- 浅野慎一・佟岩(2009)「血と国」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-1
- 浅野慎一・佟岩(2010)「本是同根生相煎何太急—永住帰国後の中国残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-1
- 浅野慎一・佟岩(2011)「孤立と差別」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-2
- 蘭信三(1994)『「満州移民」の歴史社会学』、行路社
- 蘭信三編(2000)『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 蘭信三編(2009)『中国残留日本人という経験』勉誠出版
- 池上摩希子(2000)「中国帰国児童生徒と日本語教育—同化教育ではない日本語教育へ—」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 今井貴代子(2007)「移住プロセスからみた日本語学習の諸相—中国帰国者2家族の事例から—」『中国帰国者定着促進センター紀要』11号
- 江畑敬介・曾文星・箕口雅博編著(1996)『移住と適応—中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究—』日本評論社
- 大久保明男(2000)「アイデンティティ・クライシスを超えて—中国日裔青年」というアイデンティティをもとめて—」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 大久保明男(2009)「「中国引揚者子女」側から見る大学特別選抜入試制度の意義」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版

- 大橋春美 (2006) 「中国帰国者二世・三世のアイデンティティ」『アジア遊学』85 特集中国残留孤児の叫び—終らない戦争』 勉誠出版
- 鍛冶致 (2000) 「中国帰国生徒と高校進学:言語・文化・民族・階級」 蘭信三編 『「中国帰国者」の生活世界』 行路社
- 木下貴雄著 (2003) 『中国残留孤児問題の今を考える』、鳥影社
- 倉石一郎 (2009) 「中国帰国生徒特別選抜入試」の挑戦」 蘭信三編 『中国残留日本人という経験』 勉誠出版
- 呉万虹 (2004) 『中国残留日本人の研究—移住・漂流・定着の国際関係論—』、日本図書センター
- 小坂守孝・箕口雅博・斉藤正彦(1996)「帰国者児童の受け入れ学校教師からみた諸問題」江畑敬介・曾文星・箕口雅博編『移住と適応—中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究—』日本評論社
- 小林悦夫 (1993) 「第 2 言語としての日本語教育の課題」『中国帰国者定着促進センター紀要』第 1 号
- 小林悦夫 (1996) 「中国帰国者に対する日本語教育の経緯と課題」『日本語学』二月号 明治書院
- 小林悦夫 (2007) 「中国帰国者二世三世の日本語学習と生保受給・就労の状況」—2つの調査結果から—『中国帰国者定着促進センター紀要』第11号
- 小林悦夫 (2009) 「中国帰国者に対する日本語教育の展開」 蘭信三編 『中国残留日本人という経験』 勉誠出版
- 小林宏美 (2005) 『「中国帰国者」の子どもたちの生きる世界』 宮島喬・太田晴雄編 『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題—』 東京大学出版会
- 斉藤正彦・箕口雅博 (1996) 「帰国後 5 年間の適応過程」 江畑敬介・曾文星・箕口雅博編 『移住と適応—中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究—』 日本評論社
- 佐藤郡衛 (2009) 「中国帰国生徒の受け入れ体制の問題—海外帰国生徒との比較を通して」 蘭信三編 『中国残留日本人という経験』 勉誠出版
- 志水宏吉・清水睦美 (2001) 『ニューカマーと教育—学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』 明石書店
- 清水睦美 (2006) 『ニューカマーの子どもたち—学校と家族の間の日常世界』 勁草書房
- 鈴木智之 (1988) 「中国帰国者の「子どもたち」」『解放社会学研究』2

- 高橋朋子（2009）「日本生まれの『帰国の子ども』が直面する壁」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
- 玉居子延子（1994）「青年二世進路調査報告」『中国帰国者定着促進センター紀要』第2号
- 張輝編（2005）「中国帰国者の生活実態に関する研究—ある残留孤児二世家族調査事例を中心に—」、『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第6号
- 張嵐（2009）「中国残留孤児二世のアイデンティティ」『日本オーラル・ヒストリー研究』第5号
- 筑波大学社会学研究室（1998）「中国帰国者二世・三世」駒井洋編『新来・定住外国人資料集成』下巻、明石書店
- 佟岩・浅野慎一（2009）「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要』2-2
- 佟岩・浅野慎一（2010）「祖国と越境」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2
- 平城真規子（1997）「義務教育未修了二世三世の学習権と学歴資格の保障に向けての課題」『中国帰国者定着促進センター紀要』第5号
- 広崎純子（2006）「中国帰国者二世・三世の進路選択」『アジア遊学』85
- 宮島喬・太田晴雄編（2005）『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題—』東京大学出版会
- 宮田幸枝（2000）「中国帰国者二世・三世の就労と職業教育」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 安場淳（1996）「異文化間サポート・ネットワークの形成—中国帰国者二世青年の場合」江畑敬介・曾文星・箕口雅博編『移住と適応—中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究—』日本評論社
- 安場淳（2009）「望まざる『飛び級』—中国帰国児童の編入学問題」蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠出版
- 安場淳 平城真規子 馬場尚子（1998）『「定住している中国帰国者の日本語学習ニーズ等」についての調査報告 —その2：呼び寄せ家族の場合』『中国帰国者定着促進センター紀要』6号
- 山本徹美（1999）「暴走族「怒羅権」の十年」蘭信三編『中央公論』8月号

謝 辞

まず初めに、指導教員の浅野慎一先生に心より感謝いたします。論文執筆にあたって、浅野先生は、常にご丁寧にご指導していただきました。私自身、思うように研究が進まないことも多かったのですが、そんな時、浅野先生は、いろいろ相談に乗ってくださいました。また様々な形で批判的なコメントをいただき、知的に大きく刺激されました。社会科学の知識がほとんどなかった一人の留学生を温かく受け入れてくれてくださり、博士後期課程から多くの専門的知識を教えてくださいましたこと、そして本論文作成に当たり、研究室の共同調査のデータ使用を許可して下さったことも大変ありがたく思っております。

次に、本論文を御審査くださった山崎健先生、澤宗則先生、太田和宏先生、岩佐卓也先生に感謝いたします。予備審査の過程で、異なる視点から非常に有益なご指導と激励をいただきました。深くお礼を申し上げます。

調査にあたって、多くの方々のお世話になりました。まず実態調査に応じてくださった調査対象者各位に心より感謝します。次に、各夜間中学の協力者にも感謝したいです。論文執筆に際し、神戸大学大学院人間発達環境学研究科社会環境論コースの大学院生の仲間の皆様にご協力をいただき、同時に貴重な助言をいただきました。特に、加戸友佳子さん、江口宗子さんに、私の拙い日本語を直していただきました。

最後に、私の研究を長い間、精神的にも経済的にも支えてくれた家族に感謝したいです。家族の手厚い支援がなかったら、私は何もできなかったと思います。

本当に多くの方々のご指導、ご支援をいただきました。いずれも、心の中に銘じて、これからの研究活動に生かしていきたいと思っております。

2015年7月17日

孔 風蘭